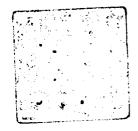
鹿児島県史料

忠義公史料

第七巻



題

字

鎌 鹿

児島 田 県

要

知 人 事

例

七巻は明治四年二月から明治五年九月の内容と補遺を収めて刊行した。 忠義公史料」全七巻として刊行するものである。時代の範囲は、 東京大学史料編纂所所蔵本「忠義公史料」(初稿本を含む一九〇冊)を底本とし、これを「鹿児島県史料 安政六年から明治五年に至る十四年間である。

忠義公日記・忠義公手記覚・忠義公年譜・忠義公年表・市来四郎自叙伝を収め、 それぞれに解説を加

底本の巻ごとに頁を改め、上段の頭初にその表紙を記載し、扉については表紙のわきに註記した。 ただし、 補遺に

史料の稿本によって補正し、 補正箇所の頭初に稿本の表紙を掲げて、表紙のわきに〔稿本にて補正〕と註記した。

明治五年正月から九月分は、底本が欠本になっている。

ついては、その体裁を変えた。

編集の体裁は、原則として原編者の体裁によったが、一部記載の位置を変更したものもある。 また、 ほとんどの見 出しは原編者が掲げてないので、校訂者が新しく掲げた。

刊行巻ごとに、 原本などの現存するときは、 努めてそれと対比して原本どおりに校訂し、 文末に〔〇〇所蔵本にて校訂〕などと註 見出しに一連番号を附した。一つの見出しが数種の内容を含むときは、小番号を文首に附した。た

だし、補遺については底本の体裁によった。

仮名は、 固有名詞については、できるだけ正字を用いることにした。また、特殊文字の/(しめ)は、そのまま用いた。 原本または底本の体裁のとおりとした。変体仮名は普通の仮名に改めたが江だけはそのまま用いた。

欠本の部分については、 東京大学史料編纂所所蔵の忠義公

平出・抬頭および闕字は、原本または底本の体裁によった。

日記 ・新聞・会議録および但書は、原則として底本の体裁によった。

地図および花押等は、写真等により原本または底本のとおりとした。

原註および原編者註 () は、できるだけ右脇に移したが、長文のものなどは底本の体裁によった。

新に註を附するときは、 ()を附して、原編者の註と区別した。

人名および地名については、国の内外を問わず適宜傍註を附した。 その際、 藩の呼称は維新史附録(維新史料編纂

事務局編)により統一した。

人名等については、原編者の明らかな誤記は、校訂者が訂正した。

本文には適宜読点を附し、人名(外国人を除く)・地名・品名・数量等の連続するときには、

朱書は、その部分を「 」で示し、〔朱〕と傍註を附した。

頭註および付箋は、 」で行間に示し、 (頭註) (付箋) と註記した。ただし、 後筆のものは削除した。

欠所部および解読困難な箇所の原編者註である本マ、と虫喰の箇所は、 []で囲み、 本マ、・虫喰 または〔〇〇

カ〕と傍註を附した。

文意の通じない字または箇所には、〔ママ〕または〔衍カ〕・〔〇〇カ〕と傍註を附した。 原編者が目録等に掲げてある記・附記・参照・参考の文字は、第四巻に従って記・参照に統一した。

重複して掲げてある史料については、これを削除した。

欄外に掲げた年代は、それぞれの巻の表紙に記載してある年代である。ただし、補遺には掲げなかった。

見返しに、国会図書館憲政資料室所蔵「島津久光書翰」と宇和島伊達事務所所蔵「島津忠義書翰」を掲げた。

折込み附録として、島津忠義系図(故大妃殿下追悼号所収昭和十四年刊)を掲げた。

2

並列点を附した。

忠義公史料 第七巻 目

次

													明	例
三三	Ξ	_	10	九	八	t	六	五	29	Ξ	_	_	治	Νů
西郷隆盛発途帰藩ス 二月十五日七	九州路動揺ニ付鹿兒島・熊本・山口三藩ノ兵ヲ発シ鎮撫セラル七	華族ヲ以テ悉ク東京府ニ貫セラル七	・ 府藩県ニ令シ皇族ノ陵墓ヲ検査録上セシム七	鹿兒島藩ニ警司人員ヲ徴スルコトヲ令ス 二月十四日	鹿兒島・山口・高知三藩ノ兵ヲ徴シテ親兵トナシ兵部省ニ隷セシム 二月五	- 藩庁教授ノ職級ヲ定メタルコトヲ達ス 二月十三日	、 勅シテ島津久光・忠義ノ藩政改革兵賦整頓ノ功蹟ヲ賞ス 二月四	諸技芸師家ノ私塾ヲ開クニハ地方官ノ准許ヲ要ス 二月八日	岩倉勅使鹿兒島・山口 藩使命ヲ復申ス 二月	- 前年出学ノ学生ヲ召還ス 二月	- 西郷・大久保ノ一列着京ス 二月二日	島津忠義祇園洲砲台射撃ヲ臨検ス 二月二日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四年(辛未)	

三一 藩庁心付金給与ヲ停メ褒賞ヲ行フヲ達ス 三月十二日
IIO 藩庁吏員更遷期限延長ノコトヲ達ス 三月十一日
二九 藩兵一隊親兵トシテ乗船東上ス 三月十一日
ニハ 藩庁廣澤参議刺殺者捜問ノ勅命ヲ伝達ス 三月十日
ニ七 島津久光病ニョリ代リテ島津忠義上京スルコトヲ達ス 三月
ニ六 官制官等表ノ案文
二五 市來四郎廣貫島津久光へ建白書 二月
二四 桑名旧臣瀧安弘·馬場正武ノ意見書 二月二十二日 ···································
□□ 士族等級廃止抔ニ付キ高知藩意見書 □月
二 加藤弘蔵時事ニ付建言ス 二月
二 兵部省旧名古屋邸ヲ親兵ノ屯営ニ充ツ 二月
二O 兵部省親兵ノ旅費手当支給ノコトヲ達ス 二月晦日
一九 山口藩ノ逋逃ヲ隠匿シタル久留米藩ヲ巡察使四條隆謌ニ命シ検按セシ
一八 在村宅地変換区域ヲ定メルコトヲ達ス 二月晦日
1七 故参議廣澤真臣襲撃ノ兇賊必獲ヲ詔ス 二月
一六 西郷隆盛東京ヨリ帰着ス 二月二十四日
五 軍務局ニテ影之流門弟野試合ヲ挙行ス 二月二十二日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一四 火防ニ付処罰ノ条項ヲ達ス 二月十九日 ····································

藩庁家族養料下賜ノ制限ヲ達ス 三月四九	四九
藩庁忠義上京ノ趣意並附従心得ヲ達ス 三月四八	四八
藩庁養料給与期限ヲ延長スルコトヲ達ス 三月二十七日四八	四七
英人教師ヲ刄傷セシ者ノ処刑ヲ通達ス 三月四八	四六
各藩ニ贋札改所ヲ設ケ提理ヲ厳ニセシム 三月二十七日	四五
朝集ノ知藩事ニテ満期ノ者ノ帰藩ヲ許ス 三月四七	四四四
藩庁島津忠義上京発途ノ延期ヲ達ス 三月二十四日	四三
久留米藩騒擾ニ付藩兵ヲ派遣セラル四六	四二
藩庁大山綱良日田県出張ノコトヲ達ス 三月二十三日	四一
藩庁忠義上京ニ付神社参詣ノコトヲ達ス(三月二十二日)四四	四〇
南校教師ヲ刃傷シタル本藩人肥後壮七外二名ヲ処刑ス 三月四三	三九
藩庁諸吏ノ減俸ヲ二ケ年延期スルヲ達ス 三月二十二日四二	픗
藩庁城下警備ニ外城兵隊更番衛戍ヲ達ス 三月二十日三七	圭七
藩庁島津忠義本学校外二校試業臨閱ノコトヲ達ス 三月十九日	픛
藩庁区内郷校ヲ設置シタルコトヲ達ス 三月十九日	五五
藩庁諸郷地頭居所指定ヲ停メ宜ニ任ス 三月十八日	三四
藩庁会計局藩吏俸禄受取方手続ヲ告示ス 三月十五日三六	11/11
諸郷兵員ノ紀律ヲ振粛シ兵気ヲ奨舞スヘキヲ達ス 三月十四日	ΞΞ

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_	ـبـ	<u>.</u>	. <u>.</u> .	-4-	ب	÷-	<u></u>	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ.
	六七	六六	六	六四	产	츠	六一	六 〇	五九	푯	五七	표 六	五五	五四	五三	五	五	五〇
	久留米藩逋逃一件鎮撫ノ為メ藩兵二小隊ヲ遣ス 四月五七	地方官ノ公罪逓減法知事・参事・属ヲ以テ三等ト定ム 五七	藩庁島津忠義発途延引ヲ達ス 四月八日五七	府藩県ニ令シテ国典・珍書ヲ索求ス 四月八日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	蕃庁飛脚差立期日ヲ定メ其手続ヲ達ス 四月七日	採礦ノ請負ヲ許シ其税ヲ課セラル五六	社寺ノ毎歳埋葬人員・姓名ヲ録上セシム五六	戸籍法ヲ改正シ其規則ヲ頒ツ 五五	藩庁忠義公上京発途ニ付送問アルヘシト達ス 四月五五	私ニ紙幣ヲ製造スルヲ禁ス 四月四日五四	蕃庁島津忠義名代上京願許可ノ旨ヲ訓達ス 四月三日	藩庁会計局各局ノ定員給禄ヲ申供セシム 四月三日 五三	蕃庁軍人養俸ヲ従前通支給スルコトヲ達ス 四月二日 :	工商ノ制限ヲ立テ新ニ税法ヲ設ル等ハ稟候セシム 五三	藩庁南方神社祭式ヲ改正ス 四月五一	剣崎灯台建築ノコトヲ藩内ニ達ス 三月エニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	外国人居留地等通行ノ節ハ管轄地方ノ印鑑ヲ持参スヘキヲ達ス 三月	藩庁産科医ヲ置キ求療ヲ聴スコトヲ達ス 三月四九

八五	八四	기 프	八 二	八 一	ر O	七九	七八	せせ	七六	七五	七四	七三	セニ	七 一	+0 +0	六九	六八
工部省御雇外国人通行ノ節府藩県ヨリ護送人ヲ進致セシム 四月八〇	藩庁庁吏ノ定員ヲ定ム 四月七三	藩庁漆木栽植免許果実売上ノ手続ヲ達ス 四月・七三	藩庁掌務延滞ヲ戒メ其処理ヲ達ス 四月七三	参議大久保利通ヲ山口藩ニ差遣ス 四月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	藩庁死屍埋葬ノ手続ヲ達ス 四月二十七日七〇	藩庁諏訪社祭神ノ更祭並社号改称ヲ達ス 四月二十五日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	藩庁諸局不用ノ書冊類ヲ小学生徒習字用ニ供与スルコトヲ達ス 四月二十四日六九	逃籍者ノ復籍規則ヲ改定ス 四月二十三日	藩庁兵学校ヲ廃シ軍務局寮ト改称ス 四月二十三日六八	藩庁出米ハ旧制ニ基キ集成館火薬局ノ経費ニ充ツルコトヲ達ス 四月十九日六七	藩庁諸局附属長ノ軍役高ノ所有ヲ停メ城下居住附士ニ売付スルコトヲ達ス 四月十七日 六七	島津忠義発途上京ス 四月 六五	城下附近十里内諸郷兵召集操練ス(四月十五日)	異宗徒取締ノ為外務権大丞ヲ遣サル(四月十二日)	藩庁島津忠義発途上京ノ期日ヲ達ス 四月ハ	地方貸付金穀ノ借用証書式ヲ定ム 四月十日	親兵四大隊上京発航ス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

10三 鉱山所在採掘	10二 漂尸ヲ埋葬セ	101 寺院地境内外	100 藩庁城下附近各村	九九 島津忠義参内	九八 藩庁砲台発射	九七 島津忠義参内	九六 島津忠義麝玉	九五 大久保利通山	九四 新痘種ヲ府藩県ニ	九三 神社ノ班位ヲ	九二 大久保利通木	九一 藩庁長田神社	九〇 藩庁紡績方ノ	八九 岩倉具視訪問	八八 藩庁島津忠義	八七 参議大久保利	八六 附録	
山所在採掘量申供ヲ督令セラル	漂尸ヲ埋葬セシメ其吿ル者ニ銭ヲ与ラル 五月二十五日	パノ区域ヲ定メ其境外地ノ六ケ年間ノ税額ヲ録上セシム 一	2各村合併ノコトヲ達ス 五月二十二日	2勅使下向ノ奉謝ヲ奏ス 五月十九日	別ノ際国旗ヲ揚ケテ船舶ノ通行ヲ停ムルコトヲ達ス「五月 一	2.7.日 時 ヲ 伺 フ - 五月十七日	麝香間祗候ヲ命セラル(五月十七日)	3口藩知事ニ見ユ 五月十四日	僧県二 頒 タル - 五月十四日	班位ヲ定メ祠官ノ世襲叙爵ヲ停ム(五月十四日)	大久保利通木戸孝允・井上馨ニ日田県事件ヲ説キ上京協力ノ事ヲ談ス 五月 一	田神社ノ祭日ヲ定メタルヲ達ス 五月十日	/管轄ヲ生産方ニ移スコトヲ達ス 五月十日	岩倉具視訪問島津忠義対謁ス 五月 一	我ノ東京着ヲ報シ賀詞ヲ申フヘキコトヲ達ス 五月三日	参議大久保利通山口藩ニ発途ス 五月 一		
0	0	0	九	八	八	0 七	0 0 1	O七 〇	년 0	公六	〇 五	五	五		〇四	\cong	八〇	

:一五〇	蕃庁定限外余地処分ノコトヲ達ス 七月	三九
: 一 五	蕃庁開墾地処分ノコトヲ達ス 七月十五日	三
: 一四五	島津忠義知事ヲ免セラル 七月	一三七
:一四四	弁官ヲ廃ス 七月	三景
:一四三	韶シテ列藩ヲ廃シテ県ト為ス 七月十四日	三五五
: 四 二	島津忠義参内廃藩ノ詔勅ヲ奉承ス 七月十四日	一三四
:一四一	安井息軒黒田嘉右衛門へ書翰 七月十三日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
: 一 四	蕃庁僧侶輩ノ藩内出入ヲ申禁スルヲ達ス 七月十三日	==
: 四	蕃庁村ノ分置廃合ノコトヲ達ス 七月五日	Ξ.
: 一四〇	島津忠義国事諮詢ノ命ヲ奉セラル 七月四日	1=0
:一三九	勅シテ政教一致ノ要旨ヲ宣教使ニ諭シ諸藩宣教掛ヲ罷遣セラル	二元
:一三四	池端拙蔵附士ヲ士族ニ被召入度歎願書 六月十三日	三六
: - = =	舊邦秘録 六月	=
: =	寺師宗道日記 六月十日	Ξ
: = =	蕃庁森岡清左衛門ニ会計奉行ヲ命ス - 六月	五五
: - = -	藩庁給費諸生病疾アル者ノ申請ヲ達ス 六月	二二四
: =	寺格ニ拘ラス寺院住職継目等地方官ヲシテ進退セシム 六月	
: 1 = 0	西郷隆盛参議任官ヲ達セラル(六月二十七日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	=

		藩庁鹿兒島神社・枚聞神社社格ノ達令ヲ達ス	五五五五五
	一 四 五	:	五三
	四六	藩庁学館出席者ノ稽古扶持米引取ヲ達ス 七月	五四
	四七	附録	五五五
	四八	廃藩置県ノ令ヲ示シ人民ヲ訓戒ス 八月五日 一	六六
	四九	藩庁知政所ヲ鹿兒島県庁ト改称スルコトヲ達ス 八月	六七
	<u>五</u> 〇	旧藩内制札ヲ撤シ標木書改ノコトヲ達ス 八月五日	六七
	五	大原重徳華族触頭ヲ辞ス 八月八日 -	六七
	五三	池上四郎ヲ清国へ派遣スルコトヲ達ス 八月八日 -	六八
	五五三	皇国総人員並総高調 八月 ············· 一	六八
	五四	人造硝石製造ノ儀ニ付申上候書付 -	六 九
仅	五五五	池上四郎・木佐貫源助へ上京スヘキヲ達ス 八月二十三日 一	六 九
日	一 五 六	某辞令明治二年	六 九
	五七	大山綱良等琉球ニ至ル -	七0

盖 I 冲 水 外 P 产 土 大 人 小 口 P 吨 , 一 .	皇葬式ヲ上木皇学校生徒ニ	礼葬式ヲ上木	七八 牛豚肉販売ニ	七九 穢多・非人等ノ	一八〇 御使者之大略	一八一 宮内省用石高ほか覚	一八二 市來四郎建言書草案	一八三 軍務局海軍水	一八四 県庁大山綱良	一八五 県庁解隊及兵役免除	一八六 東京警固卒至	一八七 県庁変革ノ趣	1八八 県庁諸士無高少高	一八九 県庁作硝土採取ノ事ヲ達ス	1九〇 島津久光分家	一九一 大山格之助贈三好慎蔵書	九二 県庁来十五日·	ー九三 島津久光·忠義
意スへキヲ達ス 八月	礼葬式ヲ上木シ其ノ販売方ヲ達ス 八月二十八日 一八○医学校生徒ニ学術勤勉スヘキヲ達ス 八月 一八○		八月			八月	八月二十二日	九月朔日	九月二日	ノ者旧労ニ仍リ俸禄ヲ給与スルコトヲ達ス 九月三日	トヲ達ス 九月	スルコトヲ達ス 九月	ノ輩救助米給与ノ手続ヲ達ス	九月八日	九月十日	九月十一日	九月十二日	九月十三日

 九 - 九 五 - 四	県庁東京就学諸生三十名ヲ命ス(九月十七日) 二一七県内常備後備兵吉野原ニ大操練ヲ挙行ス(九月十五日) 二一六
一九六	島津忠義天長節ニ付参内天機ヲ伺フ 九月二十二日 二一八
一九七	県庁招魂祭相撲馬寄セ挙行ノ事ヲ達ス 二一八
一 九八	県庁庁下士族所有地売却返高払下代減価上納ノ期ヲ達ス - 九月 二一九
九九九	県庁散髪・廃刀ヲ許スノ令ヲ達ス 九月
- 00	県庁着服ノ令ヲ示シ其心得ヲ達ス 九月
<u>=</u>	県庁島津忠義ノ叙位ヲ達ス 九月二十八日
101	東京ノ諸県支庁ヲ廃シ県吏ヲ築地ニ寄寓セシム 九月二十八日
101	文部省旧藩遊学生徒ノ現員ヲ録上セシメ其資費ヲ給ス ニニー
I OE	道島日記
三 三 三	舊邦秘録
<u>-</u> 0	阿部政一謹白書 九月 二二七
구 근 구	市來四郎農耕并産業学校御建設有之度云々建言ニ付同志中内議之趣 九月
ᅙ	県庁庁衙及伝事方移転ノ事ヲ達ス +月二日 二三一
二〇九	県庁旧城郭図面調査ノ令ヲ達ス +月三日
011	県庁国学・漢学両校ヲ廃スルコトヲ達ス 十月三日
= 1	県庁元旦・天長節賀表上呈ノ令ヲ達ス 十月五日 ニミニ

四八	県庁商漁船飯料米外積込ノ制限ヲ解キ拾石内積込ヲ許ス - 十一月十三日
二四九	県庁始羅郡名ヲ姶良ニ改称スルヲ達ス「十一月十四日」 二七一
五〇	県庁銃砲片付用トシテ諸局へ反古紙差出方ヲ達ス 十一月十四日 ニモニ
五	県庁権大参事橋口彦次ノ辞任ヲ達ス +一月十四日
五五二	西海道ノ諸県ヲ廃シ十一県ヲ置カル 二七二
五五三	島津忠義悠紀・主基両国献物ヲ拝受ス +一月 二七三
二五四	県庁紡績所ノ方法ヲ商社ニ改メ其取扱方ヲ達ス +一月二十二日 二七三
五五五	旧藩内上下士民総代ヲ町田・山内ニ命ス +一月二十二日 二七四
五天	県庁諸郷自作高四町以上沽却ヲ了ヘサル分ハ旧所有ヲ許スコトヲ訓示ス ・十一月 ニ七五
二五七	県庁和蘭人シケープル雇入ニ付県内ニ注意ヲ訓達ス +ー月二十五日 二七五
五八	島津忠義奉勅ノ賀詞ヲ申フルコトヲ達ス + 一月二十八日 二七六
二五九	県庁本学校調役助ノ役職ヲ置キ其職級ヲ達ス 十一月二十九日 二七六
六〇	県庁製茶販売方法ヲ改メ其手続ヲ達ス +ー月二十九日 二七六
츳	県庁伊地知正治ノ任官ヲ達ス + 一月
二 六 二	県庁鹿兒島・枚聞両神社祭式参向ヲ達ス +一月 二七八
그 는	県庁吉野地方郷校校舎建設ノコトヲ達ス +ー月
二六四	県庁管内抜荷取締ノ緩慢ヲ申戒注意ス - 十一月
六五	外国商民ヨリ私ニ器械買入・金銀借用等ノ厳禁ヲ達ス 二七九

ニハニ 県庁		これの 県庁	二七九 県庁	ニセパ 県庁	ニセセ 県庁	ニセス 県庁	二七五県庁	二七四県庁	ニセニ 島津	ニセニ 華族	二七	ItO 県庁	二六九 舊邦	二六八 寺師	二六七 道島日記	ニ六六 当時
県庁上・下荘内ヲ都城・荘内ト改称スルコトヲ達ス(十二・復実私鍰)	53.8.8。県庁米良邑民旧領主追恩問音ノタメ須木山路通行ノ特許ヲ達ス	県庁年初賀詞ノ順序ヲ達ス゜十二月	県庁蚕業勧励教示巡回ニ及フヘキヲ達ス「十二月 ・・・・・・・・	県庁養蚕販売ノ制限ヲ解キ其取扱手続ヲ達ス「十二月二十八日・・	県庁蚕織方廃止ノコトヲ達ス 十二月二十二日	県庁庁吏三等以下諸官役目申供スヘキコトヲ達ス 十二月	県庁鎮台分営設置・城下兵解隊台場兵及諸郷兵県庁管轄ヲ達ス	県庁官民開墾事業ヲ勧ム(十二月十二日)	島津忠義国事諮詢ノ辞免ヲ許サレサル旨ヲ伝フ゠十二月七日	華族以下ノ家禄四時ニ分給ス 十二月四日	県庁大山綱良県参事叙任ノ命ヲ達ス 十二月二日	県庁分県配置ノ郡名高頭ノ令ヲ達ス 十二月	舊邦秘録	寺師宗道日記 十二月十二日	記 十一月五日	当時米相場 十一月
十二月	十二月晦日			十八日 二九五		月 二九五	ヲ達ス 十二月二十七日 二九三 1		七日 二九二	二九二	二九二			二八〇	二八〇	二七九

	Ħ	次											ян			
二九九九	二九八	二九七	二九六	二 九 五	九四	二九三	九二	九九	九〇	二八九	二 八八	二八七	明治五	二八六	二八五	二八四
岩倉全権大使ノ一行米国大統領ニ謁見ス 正月二十五日 三一三	旧藩々辛未年貢米上納方ヲ申ネテ令ス 正月二十日 三一三	中議官西岡逾明・少議官小室信夫等ヲ派遣シ海外各国ヲ巡視セシム 正月二十日 三一二	田畑常秋ヲ以テ鹿兒島県典事ト為ス―正月十五日― 三一二	県庁県下検地ニ付キ達ス 正月十四日	三島通庸ヲ従六位ニ叙ス 正月十三日ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ	島津久光ノ位階拝受方猶予ヲ出願シ聴許セラル 正月十日 三一一	県庁福山清蔵美々津県参事奉命ヲ令ス 正月八日	町田久成ニ澳地利国博覧会御用掛ヲ命ス 正月五日	県庁島津圖書久治死亡ニ付其家令ニ弔詞ヲナスヘキヲ令ス 正月五日 三〇八	朝廷ニ於テハ始テ元始祭ヲ行フ 正月三日	岩倉具視全権大使ノ一行米国塩湖府ニ新年ヲ迎フ 三〇六	年頭儀式之次第並朝廷へ対シ拝賀奉呈ノ次第 三〇四	年(壬申)	舊邦秘録	西郷隆盛ヨリ椎原國幹へ書翰 十二月十一日	寺師宗道日記 十二月三十日

大蔵少輔吉田清成ヲ以テ理事官ト為シ米国ニ差遣ス 二月十二日

三月五日

ノ節ノ賜方ヲ付令ス 四月十二日 三五二	満二年勤続ノ者免職ノ節ノ賜方ヲ付令ス	프
賜県参事高崎友愛ヲ罷メ中議官ニ転シ教部省御用掛兼勤ヲ命セラル 四月九日 三五一	置賜県参事高崎友愛ヲ罷.	045
テ置賜県参事ト為ス 四月九日	少議生本田親雄ヲ以テ置賜県参事ト為ス	三六九
荘屋・名主・年寄等ノ称ヲ廃シ戸長・副戸長ヲ置ク 四月九日 三五〇	荘屋・名主・年寄等ノ称ヲ京	三六八
介ヲ民籍ニ編入スルコトヲ許ス 四月九日 三五○	華・士族ノ子弟及厄介ヲ民籍ニ編入スル	三六七
博覧会事務局ニ命シ華族貯蔵ノ大器ヲ検覈セシム 四月九日 三五〇	博覧会事務局ニ命シ華族的	三六六
本県令シテ家来・下人ノ称ヲ廃止シ尓後従者トシテ稟申セシム 四月九日 三四九	本県令シテ家来・下人ノ称	三六五
大蔵省三等出仕上野景範ニ条約改正ノ事ヲ掌ラシム 四月十二日 三四九	大蔵省三等出仕上野景範	三六四
条約改正ノ事ヲ掌ラシメ大弁務使トシテ英国在留ヲ命ス 四月 … 三四八	外務大輔寺島宗則ニ条約改正ノ事ヲ掌ラシ	둦
自今願書等ハ毎月三・八ノ日ヲ期シテ当該所ニ提出スルコトヲ令ス 四月八日・・・・・・・・・ 三四八	自今願書等ハ毎月三・八ノ	플
権少判事ト為ス 四月七日 三四七	橋口兼三ヲ以テ司法権少判事ト為ス	돗
本県令シテ県内他郷ト雖モ掛持地四町以内ハ所有ヲ免ス 四月五日 三四七	本県令シテ県内他郷ト雖	兲〇
般 丿 規程 ヲ 定 ム - 四 月 五 日	諸借地ニ関シ本県一般ノ規程ヲ定ム	三五九
其高ノ計算法ハ単位ヲ合限ニ止ム 四月四日 三四六	大御支配検地ニョリ其高・	三五八
艦隊諸港廻艦乗組ヲ命シタルモ十五日コレヲ解ク 四月二日 三四六	海軍少輔川村純義ニ艦隊諸港廻艦	三五七
出張ヲ命ス 三月 三四五	桐野利秋ニ鎮西鎮台出張ヲ命ス	三五六
二付一般ニ之ヲ令ス 三月 三四四	開拓使御用人夫募集ニ付一	三五五
以テ大録ヲ兼ネシム 三月 三四四	陸軍大尉海老原穆ヲ以テ大録ヲ兼ネシ	三五四

五
놋
Ŧ
Л
,,
•
듯
三八六
三八七
三八八
三八九

伊地知正治ノ教部省御用掛ヲ解ク 五月二十四日	四〇七
東京府典事川路利良ヲ以テ邏卒総長ト為ス 五月二十四日	四〇六
安藤則命ヲ以テ邏卒総長ト為ス(五月・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	△ 四○五
得能通生ノ出納頭ヲ罷ム(五月二十二日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四〇四
特命全権副使大久保・伊藤再ヒ米国へ発航英国大弁務使寺島宗則モ共ニ発ス 五月 … 三六八	四〇三
重野安繹ヲ以テ左院中議生ト為シ編纂掛ヲ命セラル 五月十七日 三六七	四〇二
調所廣丈へ開拓使七等出仕ヲ以テ御雇教師取扱ヲ命セラル 五月十七日 三六七	四〇 [
樺山資紀ヲ正七位ニ叙ス 五月十五日ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	四〇〇
文部大丞町田久成へ社寺宝物検査トシテ出張ヲ命セラル 五月十五日 三六六	三九九
海軍大佐伊東祐麿ヲ中艦隊指揮官ト為シ西国巡幸供奉航海ヲ命セラル(五月 三六六	三九八
寧姫郭内ヲ去リ居ヲ磯邸ニ移サル(五月十一日) 三六四	三九七
非役華族ノ毎月一・六ノ日天機伺ヲ止ム 五月十日	三九六
凡ソ人名其数称アル者一ニ従ハシム 五月七日	三九五
仮ニ品川横濱間ノ汽車ヲ開ク 五月七日	三九四
少弁務使鮫島尚信ヲ中弁務使ト為シ佛国ニ駐劄セシム(五月 三六三	三九三
自今旅行者へハ県印下附方ヲ稟申セシム 四月 三六二	三九二
戊辰之役戦死者ノ招魂塚ヲ大門口へ移転シ石塔ヲ建立シタルコトヲ一般ニ令ス 四月 三六一	三九一
県下六組ノ称ヲ廃シ県庁初官舎・私宅ノ別ナク標札ヲ掲ケシム 四月 三五九	三九〇

	四二 大蔵省各府県ニ令シテ旧藩札各種一ト通ヲ至急進致セシム 六月十七日:四二 大久保利通・伊藤博文再ヒ華盛頓府ニ抵ル 六月十七日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四二 重野安繹ヲ正七位ニ叙ス 六月十七日 四二 橋口兼三·川路利良·安藤則命三名ヲ正七位ニ叙ス 六月	四1九 中村博愛·三島通庸両名ヲ正六位ニ叙ス 六月十五日	四一六 司法卿江藤新平欧米各国差遣ニ付岸良兼養ニ其随行ヲ命セラル 六月十三四一五 大蔵省令シテ当七月渡賞典米ハ旧県所轄ノ新庁ヨリ交付セシム 六月十日	91.11 平山季隹ヲ以テ美々聿杲占等出士ト為スニ六月七日	家督相続人等死亡ノ時ハ持高員数並勤務ノ有無等ヲ査覈稟申	四10 東京府権参事三島通庸ヲ以テ同府参事ニ任ス 五月二十五日四0九 中議官高崎五六ノ教部省御用掛兼勤ヲ解ク 五月二十四日	四〇八 東京府参事黒田清綱ヲ以テ教部少輔ト為ス 五月二十四日
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 二 二 七 七 七 七	六月十七日			ム 六月十三日		ム 五月	二十五日三七二十四日 三七二	

四四三	四四二	四四	四回〇	四三九	四三八	四三七	四듯	四三五	四三四	四三三	四三二	四三	四三〇	四二九	四六	四二七	四二六
学制ヲ頒布シ全国ヲ八大学区ニ分ツ 八月二日 四一八	海軍大尉伊東祐亨ヲ同少佐ト為ス - 八月二日	海軍大佐伊東祐麿ヲ同少将ト為シ従五位ニ叙ス - 八月二日	家村住義ニ開拓使九等出仕・北海道詰電線建設掛ヲ命セラル 七月 四 七	井上良馨ニ龍驤艦副長ヲ命セラル 七月四 六		- 野崎貞澄ヲ以テ陸軍中佐ト為ス 七月二十七日 四一六	伊東祐麿ノ龍驤艦艦長ヲ解ク 七月二十四日 四一五	藩札ヲ買集メルコトヲ厳禁ス 七月二十三日	吉原重俊ニ使節随行ノ心得ヲ以テ外政事務取調ヲ命ス 七月十九日 四一四	参議西郷隆盛ヲ以テ陸軍元帥・近衛都督ヲ兼ネシム 七月十九日 四一三	寺島宗則龍動ニ抵リ女王ニ謁見ス 七月九日 四一三	椎原國幹ヲ鹿兒島県権参事ニ上村行徴ヲ都城県権参事ト為ス_六月	゚ 姶羅・菱刈・桑原及ヒ諸縣郡ノ中ニ於ケル管轄移管方ヲ稟申ス −六月	旧藩紙幣ノ内物産方或ハ管内へ貸付分ヲ上納セシム 六月二十五日 四〇九	旧藩紙幣製造機械等ノ焼捨ヲ令ス 六月二十三日 四〇八	□ 朝廷華・士族・平民ノ身代限規則ヲ定ム - 六月二十三日	九州巡幸中ノ諸史料載録 三八三

四六一	四六〇	四五九	四五八	四五七	四五六	四五五五	四五四四	四五三	四五二	四五一	四五〇	四四九	四四八	四四七	四四六	四四五	四四四
羅卒総長安藤則命及ヒ坂本純熙ヲ警保助ト為ス「八月二十七日」 四三四	外務大丞花房義質ヲ朝鮮国へ差遣ニ付別府景長ニ其同行ヲ命ス 八月二十七日 四三一	石川県参事,内田政風ヲ同県権令ト為ス バ月二十七日 四三一	湯地定基ヲ以テ大主典ト為ス - 八月二十五日	折田平内ヲ以テ開拓大主典ト為ス 八月二十五日 四三〇	得能良介ヲ以テ司法省五等出仕ト為ス 八月二十四日 四二九	私ニ姓名及舗号ヲ改ムルヲ禁ス - 八月二十四日	伊地知貞馨ヲ以テ外務省七等出仕ト為ス バ月二十二日 四二九	伊集院兼寛ノ請ニヨリ検査権頭ヲ解キ東京滞在ヲ命ス - 八月	旧薩藩士へノ戦功賞典方法ニ付椎原國幹ヨリノ稟申及ヒ大蔵省ノ指令 八月 四二七	陸軍中佐野崎貞澄ヲ東京鎮台大弐ノ心得ヲ以テ勤仕セシム 八月十三日 四二六	陸軍少佐野津道貫ヲ以テ同中佐ト為シ従六位ニ叙ス 八月九日	西郷従道ノ近衛副都督ヲ解ク - 八月九日	池上四郎外二人ヲ清国牛荘へ差遣サル - 八月八日	司法権少判事橋口兼三ヲ以テ司法権中検事ト為ス パ月五日 四二二	司法権中判事岸良兼養ヲ司法少丞ト為シ併セテ司法権大検事ヲ兼シム - 八月五日 四二二	司法大丞樺山資綱ニ司法大検事ヲ兼シム パ月五日 四二一	陸軍大尉黒木為楨ヲ同少佐ト為ス 八月二日

附息市中中中	補遺	四九 一	四九〇木	四八九 戊	四八八 木	四八七郡	四八六良	四八五川	四八四	四八三	四八二 硫	四八一 京	四八〇亩
島津忠義系図 市來四郎自叙伝 ····································		出水野間原及辺路番所ヲ撤去シ番人ヲ解ク - 九月 四八二	本県給地高ヲ査覈セシメ私有ノ土地・家屋ノ売買及ヒ譲渡ノ自由ヲ許ス 九月四八一	戊辰以来重創ノ者大蔵省へ廃人届ヲナシタル以外ハ取扱ハサルコトヲ令ス - 九月 四八一	本県糧餉方ヲ諸財蔵ト改称ス ̄九月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	郡長・里正等改称シ俸禄ハ旧ニ依ラシム - 九月	島津久光疾ニヨリ家扶法亢昌祥ヲ以テ上京ノ期猶予ヲ請ヒ聴許セラル「九月 四七九	川崎祐名ヲ以テ諸鎮台掛ト為ス(九月二十七日) 四七八	賞典米ハ華族・士族・平民共旧府県地ニ於テ交付セシム「九月十九日」 四七八	長崎県権参事森岡昌純ヲ以テ飾磨県参事ト為ス「九月十五日」 四七七	琉球国朝賀ノ礼ヲ修メ国王尚泰ヲ琉球藩王ニ封シ華族ニ列ス 九月十四日 四六五	宮内省八等出仕八田知紀ヲ以テ同七等出仕ニ補ス 十月 四六五	車駕停車場ニ臨御シ鉄道開業式ヲ行フ - 九月十二日

記

明治四年二月二日、西郷・大久保ノ一列着京セリ、

西郷・大久保ノ一列着京ス

明治四年二月二日、忠義公祇園洲砲台射撃ヲ臨検セラル、 忠義公史料 島津忠義祇園洲砲台射撃ヲ臨検ス 明治四年二月

(参照)

大久保利通日記

二月

朔日

記

舶来元込砲ノ試撃ヲ験セリ、

今朝五字頃横濱へ着船、 同所肥前屋某亭へ泊ス、外国

店見物ス、

二日

及二子等同行、大平所へ二字頃至ル、岩下子・吉井子、(産之準・伸帳) の朝大参事櫻田某へ参ル、八字馬車ニテ発途、信吾子 村田・伊集院両士外別府氏等入来、四字頃辞、帰懸條

帰宿セリ、 ヲ発シ京ニ向ヒ、途ニ三條公邸ヲ訪ヒテ、復申ヲナシ 四年二月一日、横濱ニ着船、今二日馬車ニ駕シ、横濱

〔表紙〕

(按) 三年十二月十五日、岩倉勅使ニ随伴シ、鹿兒島ニ 至リ勅意ヲ伝へ、当務ヲ論シ、遂ニ久光公父子ノ允諾

連合ヲ約シ、将来ノ国政変革ノ基ヲ立ツルニ至レリ、

同意ヲ収メ、倶ニ連レテ高知ニ入リ、板垣其他藩吏ト 随伴シテ山口ニ入り、木戸其他藩吏ト議り、藩知事ノ ヲ得テ、西郷ト詢リ、本年一月三日、相携ヘテ勅使ニ

議リ、又藩知事ノ允諾ヲ得テ、玆ニ薩・長・土三藩ノ

公へ参殿、 御届申上候、今夕石原・松方・川南等入来、

今朝黒田子・佐々木子入来、吉井子入来,

吉井子・西郷子入来、其外段々有之、

五日

今朝所労不参、昼后岩倉**卿**御来駕

同断不参、小西郷入来、岩下子入来、

不参、

Ξ 前年出学ノ学生ヲ召還ス

明治四年二月二日、前年出学ノ学生ヲ召還セリ、

記

三年以降、藩費ヲ以テ漸次東京へ出学ノ諸生、数十名 ナシ、且前年九月、南校教師英国人ヲ刺傷セシ者アリ、 ニ及ビタリシカ、往々放慢ニ流レ、淫蕩横議恣行制度

未タ其人ヲ得ス、政府ハ厳ニ諸生ノ取締ヲ厳ニシテ、

ナリ、 将来ヲ規スルニ至レリ、玆ニ於テ一時之ヲ藩ニ下セシ

【参照 二】

朝雨后晴風

同四日

寺師宗道日記四年二月

出席頼、谷山脇田森山二男冷水熊次郎と云者来ル、此

置故也、一昨二日東京江出候初生、惣て引取相成り、 内草道一郎右衛門発明ノ小弾丸製作之事、実は此者工 て、形行売上之儀承ル、又四時比見本持参ス、至極申 夫之由ニて、桂四郎殿家来ニて、主人より手紙持参ニ

追々下着相成候由、市來四郎ニは於東京洋行被仰付候

由、 伝言有之候、

【参照二】

道島 正亮日 記四年二月五日

| 但新左衛門ニハ正月廿三日江戸出立、横濱へ一夜滞(前爻耆略み) 舟、廿五日二大坂へ着、岩倉公モ西郷モ同日二大

ヨシ、諸生共ニモ新左衛門三拾人計テナミ着イタ [連れ立っての方言] 坂出帆ノ由、川村與十郎モ同日兵庫へ着ニテ逢候

シ候由、今組壱人前六百両計ツ、ノ他借ニテ候ヨーキノマ、 川村抔カ上ヲ謀リ、市中抔ヨリ過分借入候ヨ

岩倉公ヨリ書牘参照ニ資ス、

(按) 岩倉公ト前後帰京ノ約アリシナラン、然ルニ大久 保ノ一行ハ、朔日ニ着港アリシニ、公ハ沿途日ヲ費シ、

木ノ兵庫殿抔ハ、殊之外諸生共へ取替、漸ク西京 相滞候ヨシ、諸生モ今少シハ残リ居候ヨシ、 御物ヨリ段々引結被致候得共、イマタ過分ニ 加治

迄被参候ヨシ、 散々ナル評判ニテ候′

四 岩倉勅使鹿兒島・山口二藩使命ヲ復申ス

申セラル、 明治四年二月六日、 岩倉勅使鹿兒島・山口二藩使命ヲ復

立候様相覚エ、如何と御察し申居候事ニ候、

扨 小生帰

記

リ分レテ乗船、神戸ヲ経テ数日遅レニ、 岩倉勅使薩・長二藩ニ抵ルヤ、島津久光・毛利敬親両 大参事西郷吉之助ヲシテ代リテ東上セシム、西郷等山 セラル、此日参内復命アリタリ、 口・高知ノ両藩ニ説キ、乗船東上セリ、勅使ハ山口ヨ 公皆朝旨ヲ奉ス、会マ久光公病アリ、上京スルヲ得ス、 五日陸路帰東

> ラレタルモノナラン、 五日ニ着京アリシナリ、 本書ハ三島駅ヨリ遅着ヲ謝セ

封状

大久保参議殿

事と令賀候、天気ハ快晴ニて候得共、 弥御安全珍重存候、本月朔日ニハ御一 平安 具視 晦日午後随分風 同横濱御着港之

苦労来臨被下度、尚帰宅即時御様子可伺候得とも、 足下ニも早速御面会申度、六日夕方か七日朝か、乍御 禁中條公・両大納言面会、 間、先直ニ復命於 二隙取、実ニ不得止義ニ候、将六日十字比帰京と存候へ置可給候、何分兵隊随行足附人足等ニて存外之事共 帰京面上御断可申入候、夫迄之所西郷氏始江能々御伝 怖此事ニ存候、條公より御咄しも可有之候得共、万々 京只様延引何共意外之次第、今更御断申様も無之、恐 一通り可申承存候、附てハ

大久保殿

一月三日

心得迄一筆申入度候、早々以上、

尚々延着之事ハ、呉々心外至極之事ニて、実に無申

訳事ニ候、以上、

【参照二】

大久保利通日記四年二月

| 今日四字ヨリ條公亭江、木戸・杉・板垣・西郷参殿、

尚亦條公ヨリ見込御聞取相成候、

岩公モ御出、

九日

不参、西郷昨夜ヨリ逗留、今朝山縣・小西郷入来、池 ノ上子・吉井子・木場子等入来、

十日

今朝岩公へ参殿云々ノコト言上、九字参朝、三藩申立

ノコト御評議有之、尚見込申上候、

條公御下坂相決

ス、

五 諸技芸師家ノ私塾ヲ開クニハ、地方官ノ

准許ヲ要ス

明治四年二月八日、技芸師家塾ヲ開カントセハ、地方官

ノ准許ヲ受ケシメラル、

諸技芸師家私塾相開候者、其地方官之許可可受旨、御 塾相開居候者と雖とも、今更ニ当府江願書差出候様、 布令有之候付ては、各藩士族等ニて、従来当府下江私

夫々江御達有之度、此段申入候也、

辛未二月八日

太政官

有之者也、 二伸、右願書之儀は、当府戸籍調処江直ニ御差出可

頓ノ功蹟ヲ賞ス

六

勅シテ島津久光・忠義ノ藩政改革、兵賦整

明治四年二月、勅シテ久光公・忠義公ノ藩政改革、兵賦 整頓ノ功蹟ヲ賞セラル、

記

別紙二通入

勅使復命・藩政ノ革新・兵制ノ周備ヲ賞セラレ、勅ヲ 西郷ニ伝へテ藩地へ達セラレタルナリ、

記日ナシ、勅使復命ノ日即チ二月六日ナラン、

按

鹿兒島藩知事

朝旨ヲ遵奉シ、藩政改革行届、殊ニ練兵其任ヲ尽候段、

奏聞、 大納言岩倉具視ヨリ及

思召候旨

御満足被為

二月

御沙汰候事、

島津従三位

朝旨ヲ遵奉シ、藩政改革行届、殊ニ練兵其任ヲ尽シ候

聞食候、且従来知事ヲ輔翼賛成之功亦不少、 段、大納言岩倉具視復命被

御満足被為

思食候旨

御沙汰候事、

二月

七 藩庁教授ノ職級ヲ定メタルコトヲ達ス

達セリ、

明治四年二月十三日、藩庁教授ノ職級ヲ定メタルコトヲ

四等教授

但十一等官

右之通被召建候条本学校へ申渡、

辛未二月十三日

知政所 向々へモ可申渡候、

鹿兒島・山口・高知三藩ノ兵ヲ徴シテ親兵

八

トナシ、兵部省ニ隷セシム

明治四年二月十三日、鹿兒島・山口・高知三藩ノ兵ヲ徴

シテ親兵ト為シ、之ヲ兵部省ニ隷セラル、 別紙入ル

記

ハノー高知藩歩兵二大隊・騎兵二小隊・砲兵二隊ナリ、 鹿兒島藩歩兵四大隊·砲兵四隊、山口藩歩兵三大隊、

方今之形勢被為在

鹿兒嶋藩

御沙汰之趣有之候処、 御苦慮、其三藩へ

叡旨之通奉命各不日上京!

皇国之為メ同心尽力可有之段言上、深

御満足、殊ニ汝等一同速ニ出府大儀ニ思召候、就テハ

候間、早々取調可差出候事、 段々建言之趣尤二被聞食、先三藩兵隊御取稜被

右勅語之趣右大臣伝宣

右之通二月廿八日被 仰出候、此已前幕府ノ時分将軍

其上諸士支配之面々ハ麻上下ニテ、屹ト拝見被仰付事 ョリ仰出、御役人限敷舞台ニ於テ厳然ト拝見被仰付、

九

候処、一新已来ハケ様之

勅書モ触流ニテ、御布告相成候儀、軽深ノ故カ尊敬ノ

心ナキ故カ、其可否イカ、アランカ、

ハノニ

鹿兒島藩

其藩歩兵四大隊・砲兵四隊為 御親兵被召出候間、早々精撰可差出候事、

但兵部省管轄之事、

辛未二月 太政官

致通達候 右之通被 仰出候条、此旨一統奉承知候樣、

二月

知政所

参照

大久保利通日記四年二月

十三日

仰出

九字訪西郷子、参朝、今日三藩へ兵隊被召出候御沙汰 有之、二字退出、訪副島子、今夕小西郷入来、

鹿兒島藩ニ警司人員ヲ徴スルコトヲ令ス

明治四年二月十四日、鹿兒島藩ニ警司ノ人員ヲ徴スルコ

記

トヲ令セラル、

市中見廻等ノ設アリシモ、未タ警察ノ制ヲ立テス、此 ニ外国ノ制ニ則リ、其組成ヲ為ス、仍テ警司ノ人員ヲ

鹿兒島ニ徴スニ至レリ、

(按) 警司ノ設置ハ、専ラ西郷之ニ預り、外国ノ事例ヲ 福澤諭吉ニ訳セシメ、参酌設定セルナリ、

(参照)

向々江可

十四日 大久保利通日記四年二月

有之、二字退出、木場子・松方子入来、一九字参(朝、今日ホリス人員差出候様、鹿兒島へ御達

10 府藩県ニ令シ皇族ノ陵墓ヲ検査録上セシ

ノ陵墓ヲ検査録上セシメラル〔本文記載なし〕明治四年二月十四日、府藩県ニ令シ、后妃・皇子・皇女

11 華族ヲ以テ悉ク東京府ニ貫セラル

セラル〔本文記載なし〕明治四年二月十四日、華族繁 ヲ以テ、悉ク東京府ニ貫

1二 九州路動揺ニ付、鹿兒島・熊本・山口三藩

ノ兵ヲ発シ鎮撫セラル

出没横行ス、鹿兒島・熊本・山口三藩ノ兵ヲ発シテ、之明治四年二月十四日、山口藩逋逃及ヒ浮浪徒西海地方ニ

ヲ鎮撫セラル、

藩ノ兵ヲ発シテ、之ヲ鎮撫セシメ、尋テ西海道三十藩ヲ伝フ、仍テ又日田県ニ赴キ、鹿兒島・山口・熊本三鎮撫セシメタリ、此ニ於テ大阪ニ還ル、再ヒ騒擾ノ警先ニ逋逃ノ警アリ、巡察使四條隆謌ヲ派遣シテ、之ヲ(記)

|三 西郷隆盛発途帰藩ス

二令シ、巡察使ノ指揮ヲ受シメタリ (本文記載なし)

(記) 明治四年二月十五日、西郷発途帰藩セリ、

シ、警司ヲ募ルノ用務ヲ帯ヒテ、本日発途セルナリ、西郷上京、先途ノ大策ヲ議定シタルヲ以テ、親兵ヲ徴

【参照】

十五日

岩倉公へ参上帰、吉井子・松方子入来、 守日西郷子就発途相訪候、十字参 朝、退出ヨリ

四 火防ニ付処罰ノ条項ヲ達ス

日比各郷自火より隣傍数十家又は数百家も及延焼、其

竟ハ不慎軽忽ニ起り、其遺害を被り、実ニ無慚困迫之 中ニは焼亡之者も有之、素と不測之事といへとも、畢

聊寛疎之儀共無之様可心掛候、乍此上失火於有之は、 至候、依て民間ニおひて、火ハ専ら厳粛取始末いたし、

其本人は相当之科ニ被処度候、間ニは差火も有之候付、 是又平常稽察局猶又厳重可行届事候間、其役吏ニおひ

は、斬罪ニ可被処旨、早急向々江被仰渡度候、以上、 糺明局

之上、其形行ニ従ひ、当局へ差廻候様、尤致差火候者

てハ、今一涯心思を尽し、胡乱之者ハ無用捨捕獲糺勘

右之通御決定相成候付、 向々江可申渡候

知政所

五 軍務局ニテ影之流門弟野試合ヲ挙行ス

明治四年二月二十二日、軍務局庭面ニテ、影之流門弟野 試合ヲ挙行セリ

記

藩内影之流師家六人・門弟四百余人ヲ両分シテ二列ト

放チテ合図ヲナシ、競技ヲ開カシメタルナリ、 メ、之ヲ奪フヲ以テ勝敗ヲ判スルコトトナシ、大砲ヲ ナシ、首領ニハ各々赤白ノ綿球ヲ面道具ニ綻ヒ付ケシ 寺師宗道日記

同廿二日

出席ス、八ツより軍務局ニおゐて影之流門人共野試合

見玉彌右衛門同道晩ニ至ル、深見休八・鈴木彌藤次・ 野村新九郎・坂口源七兵衛・隈元某・竹下八郎、右六 有之由ニて御暇いたし、中村與兵衛・伊藤清右衛門・

家取合候由、人数四百人計有之由、双方ニ相分れ、

当ニ切入戦事也、初度ニは本学校之方負ケ之様子也、 方より相掛り候打合也、其内ニ一人大将ヲ立、是ヲ目 方は顔ニ赤印ヲ付ケ、一方は無印ニて大砲相図ニて双

二度目ニは勝敗不相分候、数千之見物人也、稀代之壮

観也

西郷隆盛東京ヨリ帰着ス

六

明治四年二月二十四日、西郷東京ヨリ帰着セリ、

記

テ可勘考、

ヲ禀申シ、専ラ準備ニ着手シタリ、来上京ノ次第ヲ復申シ、三藩親兵徴集、警司募集ノ件西郷本月十五日東京ヲ発途シ、海路帰着シタリ、去月

参照

幾隊トイフ事ハ不相分候由、村田新八ハイマタ着無之、成候由、舟次第ニハ直ニ出立モ可有之候得共、イマタ大工工東京ニ着イタシ、十日方参殿イタシ候由、東京大出二東京ニ着イタシ、十日方参殿イタシ候由、東京大出二東京ニ着イタシ、十日方参殿イタシ候由、東京大出二月廿四日ニ西郷吉之助着ニテ候、去ル五日岩倉公港二月廿四日ニ西郷吉之助着ニテ候、去ル五日岩倉公港二月廿四日ニ西郷吉之助着ニテ候、去ル五日岩倉公

共、余り前以ノ評判通リニハ無之モノニテ候、追判ニテ候ヨシ、イカ、被差越候上ハ、可相知候得参候ハ、、米穀ハ勿論、諸色モ可被相下トノ大評但東京市中等ハ、殊之外人望モ有之、薩州ノ西郷被

代銭七拾五貫文位ニテ候な

一七 故参議廣澤真臣襲撃ノ兇賊必獲ヲ詔ス

賊ヲ捜捕セシメラル、明治四年二月二十五日、詔シテ故参議廣澤真臣ヲ戕セ

詔書写

其天下ニ令シ、厳ニ捜索セシメ、賊ヲ必獲ニ期セヨ、立タス、綱紀ノ粛ナラサルノ所致、朕甚タ焉ヲ憾ム、害ニ罹ル者三人ニ及ヘリ、是朕カ不逮ニシテ、朝憲ノト能ハス、又其賊ヲ逃逸ス、抑維新ヨリ以来、大臣ノ故参議廣澤真臣ノ変ニ遭ヤ、朕既ニ大臣ヲ保庇スルコ故参議廣澤真臣ノ変ニ遭ヤ、朕既ニ大臣ヲ保庇スルコ

辛未二月

(別紙)

此モノ舟手当並会計ノ都合イタシ候半、

右大臣實美

辛未二月

一八 在村宅地変換区域ヲ定メルコトヲ達ス

明治四年二月晦日、在村宅地変換区域ヲ定メルコトヲ達

鹿兒島近在借地村々屋敷成ニ付、方限分取調帳

草牟田村

諏訪杢左衛門前通横小路川面迄、同所より引続西田万一池之平西田村境より、加治木甚右衛門屋敷掛より左右、

次郎前通小路より川面迄左右、同所小路より四元彦兵

衛前通川面迄、

草牟田村本通より左手之方小路

一右四本彦兵衛前通小路より、永山良助・有川仲兵衛前

一御用屋敷前通小路より、岩元慶七・野村源五郎前通小

通小路川面迄

路左右川面迄、

野村善大夫・大原仲左衛門前通小路左右田地涯迄,

| 木脇善之助前通小路左右田地涯迄、同所より野元市右|| 本田新左衛門前通小路左右白坂直助角田地涯迄、|| 松山直八・竹之内新兵衛前通小路左右田地涯迄、

衛門・田中五左衛門角田地涯迄、本通より右手之方小

路

相良小矢太辺迄、平田善大夫辺小森良助角より、本隆盛院下小路押廻り

松井十郎屋敷小路より、中村助七後本四ツ足堂入口右

| 本四ツ足堂入口左右小路寺師堅助前通、川上嘉左衛門|| 手小路左右先無小路、

角より押通左右、

一岸良源之進前通小路左右岩城叶二角より押廻、右手方

田地涯迄、

より森川孫四郎辺、竹内勘助辺より竹内直助前通圖

同所引続東郷才助前通小路より左右黒田平右衛門前通

太郎八辺左右田地涯迄、

一松山三九郎角より左之方田地涯押廻シ、三原平吉・堀右之方江押廻、田中新左衛門前通左右仁禮覺大夫角迄、

重信勘助・宇宿十郎前通小路松山三九郎角より田地涯

勘兵衛辺田地涯迄、

左右河野正八郎角より田地涯宇宿孫六郎・松元喜三左相良治部・川崎十左衛門前通小路、萩原長左衛門前通

衛門辺より稲留笑左衛門辺迄、

- 10 -

地涯迄

門前通左右禰纋覺太郎角迄、右同所河野正八郎角より左之方押廻シ、白濱八郎左衛

一松崎蔵右衛門・相良治兵衛前小路左右宮里炸熊角より

一五代正太郎前通小路長谷場七郎前左右田地涯迄、左之方田地涯押廻シ、池上彦太郎辺迄、

梅北龍右衛門前通先無小路奧金左衛門辺鎌田直助迄、

武村

通田地涯迄、同所より奥勇助居所下通左右三原善兵衞居所角より武

肥田川原より上之町馬場高麗町橋口迄右手之方、

貧富小路通り田地涯迄、

/ / 奥勇助下通り徳永助右衛門居所前通り左右武通り押廻

荒田之方善神王小路迄左右下手方田地涯迄、

肥田川原筋直通下之園通左右十九文店通同断、

中洲通

一同所より中洲通出限より高麗町橋之方左右下手之方田一十九文店通り嶋津良馬所入口より小路内左右、

左右、

一下之馬場田地涯源兵衛か洲辺迄、

上之園武通より海江田武二居所前通左右右手田地涯

一通り、

武之橋口より荒田之方右手田地涯本肥坪薬師堂通迄

右

十九文店通より唐湊通左右三隅角通り田畝出口迄左

上之園通より市來四郎居所前通左右三隅角通迄

迄、三隅角通出口より荒田村境小路迄押廻シ、

|西田村境本笑學寺辺武筋本壽國寺下辺迄||本能學寺小路本向船手新田涯迄左右、

・1. 高麗町武通り池田源左衛門居所先無小路内左右、

右同所より千田七郎兵衛居所角より先無小路左右、

荒田村

涯迄、上荒田本通村長役屋敷出限田畝涯迄左右下手之方田地上荒田本通村長役屋敷出限田畝涯迄左右下手之方田地

本通より善神王小路左右中原休左衛門居所出限唐湊田

本通より村長役屋敷前通伊東善兵衛居所小路通田地涯畝出口江之横小路迄、

喜入主計屋敷より御船江堀直通・橋口彦二居所下通押薬師堂前通左手之方嶋津助之丞居所迄、

下荒田武橋口辺より右手之方武村借地ならひに本肥坪

廻シ、 八幡社前通北側迄、

西田村

肥田川原辺蜷尻通伊地知壮之丞居所通 田畝出限迄左

右

迄 蜷尻通より田屋敷通山岡敷馬居所辺迄左手之方田地涯

武通ハ本笑岳寺辺迄一通り、 村長役所下辺より水上筋宮之原小吉居所辺迄左右本通

武通より新溝筋違橋口迄左右、 屋敷掛迄

筋違橋口より新溝筋限より平田桑衛居所前押廻、

小幡

内之丸筋精松八郎右衛門辺迄

迄

但花岡野屋しき通横通双方右野屋敷境迄、

甚大夫居所前通田地涯迄

倉山作大夫居所辺より東之方後馬場通り左手之方田地

涯迄、

新上橋口鎌田仙千代居所辺川田将監前通田地涯迄; 同所より赤松主水居所前通後馬場出限迄左右通り左手

之方田地涯迄

新上橋口より草牟田筋川原通草牟田境辺迄、上手之方 新上橋口辺より川水流日置半兵衛居所辺迄

御城山涯迄'

樋之口方より塩屋本通新屋しき境押廻シ、 右ぐわんぐハラ橋口より禅門川限 より川上助八郎居所辺揚之濱上通り限、 七曲り小路左 船玉神社辺

塩屋村

坂元村

後迫筋瀧之上辺迄

靻韃冬之筋蛇穴辺迄!

但智恵光院之上より坂元村役所通路筋伊勢仲之丞辺

冷水筋白ケ迫迄、

城ケ谷筋草牟田境迄

岩崎筋新照院境迄

被仰付候段被仰渡候付ては、在中士族又は兵器方附士・ 今般屋敷御検地ニ付、近在五ケ在并塩屋村現屋敷申請

之御高引入は勿論、百姓屋敷迄も相抱訳合御座候間、 足軽等当分借地之場所都て屋敷成被仰付候ては、過分

致安堵旁可然評議いたし候間、御布告相成度存申候、 別紙之通方限被相定度、左様御座候ハヽ、第一人気も

此段申出候、

民事局

今般其藩兵隊

御親兵被

仰付御徴相成候付ては、当

請取方之儀

右之通被仰付候条、 未二月晦日

向々江可申渡候,

は会計司江承合せ可申、此段相達候也 処迄之旅費手当として金子相渡可申候間、

但当所江着到之上は、諸費銘細帳届可申事、

知政所

九 山口藩ノ逋逃ヲ隠匿シタル久留米藩ヲ 巡察使四條隆謌ニ命シ検按セシム

明治四年二月二十九日、久留米藩山口藩逋逃ヲ隠匿ス、

巡察使四條隆謌ニ命シテ、検按セシメラル、

記

ニ至テ発覚セリ、四條巡察使ヲシテ之ヲ検按セシメ、 久留米藩大参事水野正名等山口藩ノ逋逃ヲ隠匿シ、是

察使ノ指揮ヲ受ケシメラル、

高知藩ニ令シテ兵ヲ西海道ニ出シ、南海道十二藩ニ巡

辛未二月晦日 鹿兒嶋藩

向江可申渡候、 辛未三月

知政所

別紙之通兵部省より被仰渡候間、軍務局江申渡、 兵部省

可承

兵部省旧名古屋邸ヲ親兵ノ屯営ニ充ツ

明治四年二月、兵部省旧名古屋邸ヲ以テ、親兵屯営ニ充 ツルコトヲ達セラル、

今般其藩兵隊 御親兵被 仰付、当所江罷出候付ては、

江屯営可致、此段相達候事、 辛未二月

鹿兒嶋藩

兵部省

旧名古屋藩邸

13

記

ᇹ 兵部省親兵ノ旅費手当支給ノコトヲ達ス

明治四年二月晦日、兵部省親兵ノ旅費手当ヲ支給スルコ トヲ達セラル、

ニニ 加藤弘蔵時事ニ付建言ス

虐イタシ候様之事故、有之間敷ニモ無之、且下民亦仮 無之事故、姦臣貪吏等所謂行掛ケ之駄賃ニ、下民ヲ酷 無之、大ニ国家ノ治乱ニモ拘候儀ニ有之候間、 各藩民ノ為メニ永久之謀ヲ為シ候事決テ無之、唯所謂 仕出シ可申哉モ難計、且又仮令右両様之如キ事無之共、 時コソ是迄ノ積怨ヲハラスノ好機会ト存、如何様之事 故、自然屈服致居候者モ、最早領主トモ不存候故、此 令是迄暴政ニ被困候事有之候テモ、永代之領主ト存候 御許容相成候上ニテ、御請取可相成御処置延引イタシ 許容相成候上ハ、過日津田真一郎相認サシ上候様ノ振 咎ム可ラサル儀奉存候、都テ是等之患害ハ申上候迄モ 頭上之蝿ヲ追候様之事計イタシ可申ハ必然ニテ、敢テ 候ニ、最早御許容相成候上ハ、何レトモ其藩ノ有ニハ 候様ニテハ、自然不測之患害ヲ可生哉、其故如何ト申 ハ二百七十諸侯悉ク願出候様可相成奉存候、乍去右願 諸侯追々封土返上願出候趣ニ有之候得ハ、一両月中ニ 右願御

此段奉申上候、

此段奉申上候、

此段奉申上候、

此段奉申上候、

二月

加藤(弘之)

コニ 士族等級廃止抔ニ付キ高知藩意見書

藩政改革二付

候様、更ニ朝儀ヲ奉伺施行可致旨被 仰出候条件如左仰出候抔、猶以於藩庁評議之上、士民平均ノ政令相立朝廷御沙汰之趣有之、第一士族等級ヲ廃スヘキ旨被

同一人民中ノ族類ニ帰スヘキ事、一人民一致平均ノ理ヲ主トシ、士族文武ノ常職ヲ解キ、

一官員兵禄ハ士族・平民ヨリ撰シ、実ニ官禄ヲ給スヘキ

券ヲ当相場ニテ買上ヘキ事、其券ヲ割キ、売買スルヲ許ス、且漸年ヲ以テ政府へ其一士族ノ宗禄ヲ変シ、更ニ禄券ヲ給シ、宗産ト做シ、又

ニ充ツル事、宗禄ノ三分一ヲ削リ、且大禄ハ更ニ削減ヲ加へ、官給「士族常職ヲ解キ、別ニ文武官員ヲ立ツルニ依リ、従来

一士族・平民其族類ヲ分ツノ三農工商ハ、人民ノ御生業アル者ハ士族ノ法ニ准シ、禄券ヲ給スヘキ事、立テ難シ、依テ更ニ卒ノ一類ヲ除キ、平民ト做シ、禄一卒ハ一代ノ者トス、華・士・平民ノ間ニ於テ、族禄ヲ

ノ法ヲ立ツヘキ事、一藩庁ヲ視テ一藩ノ民政司ト做シ、士族・平民一般方籍ニ帰シ、族禄ニ関セス、唯士族ハ賦業ヲ禁スヘキ事、

官人及士族帯刀勝手次第、右之通ニ付、従来ノ階級ニ依テ立置候規則一切廃之、

但卒ヨリ平民ニ帰シ、或ハ平民中従来帯刀イタシ来

候者本文ニ同シ、

士族・平民族共乗馬勝手次第、

但平民於一藩内限他所ハ其他ノ制ニ従フベシ、

辛未二月

高知藩

二四 桑名旧臣瀧安弘・馬場正武ノ意見書

皇国者、入則賛 廟謨、出則匡藩政以挽回世運、是一方今天下之事豈暇復言哉有志之士效忠於、 瀧安弘・馬場正武再拝謹白于立見盟長及中村兄、

乎国公撥天明之妖気、回狂瀾于已頹以藩屏于日臣子之責也、外事姑措之、我藩内之事果如何也、昔皇国者、入則賛 廟謨、出則匡藩政以挽回世運、是今

国家、其志業天下之所共誠也、及其後世墜其志業、

則

之得失不足論也、唯当效大節于国以報莫不知也、苟不雪此辱桑藩臣子何以立子世哉、然既往言哉、夫寛政之功烈天下莫不知也、而慶應之羞辱天下何面目対天下哉、而况戊辰之事負辱于天下、嗚呼豈忍

節莫如先立其実備也、蓋諸老成所以痛心焦慮於此者亦矣、諸老成及同志士所尽焦心者唯此而已、夫果欲效大天恩而已矣、如此而後臣子之責可以少塞前辱可以少雪

其民練其兵以大報者矣、夫事至于今日我藩存亡将判于今日焉、当胆枕戈已久且深矣、則不待多議也、雖然某等至愚有不堪憂念

則将何以報 (群) (群) 国家矣、如此而後臣子之責可以塞也、不然、前視後顧

而止也、宜為非常更張而後可也、今我藩所以結鹿兒島在他藩、則蹈襲尋常軌迹可也、在我藩則決不当、如此国家矣、桑藩臣子之責果足以塞乎、然則今日更張之事

固非徒観其光也、将必取則于此以助報

国之謀也、

憂国之士夙有見于此焉、方賴鹿兒島藩以図恢復宏業、而其所由以致今日之衰弱者、由于綱紀頹而已矣、天下夫神丹之累卵所以至于今日者、固非一朝一夕之故也、

蓋海内之州七十有余州、而其足以藩屏于

皇朝外挫四夷者蓋不過一二州也、是今日国威所以不揚也、

兒島藩也、是今日海内有士所以頼鹿兒島藩以謀恢復也、苟欲恢復之、則莫如使海内七十余州民悉振励興起如鹿

益集衆、思未嘗一日忘大敵在四疆也故、其為政一知創神州者、果何以也、無他其報政者愓若不息剛健励精広忠

夫鹿兒島藩所以砥柱于

神州者、其大本蓋在此矣、抑海内之州地富人衆者何止一奮于善、而恥于苟安焉、鹿兒島藩所以能砥柱于業之日、賞罰明覈養老恤幼励壮懲惰、以使闔国之民争

新生产是 成为国人是 15年16年, 18年16年18年, 17年16年, 17年17年, 17年17年,

事之大小与勢之難易則雖不可同日而論也、而鹿兒島藩常不忘大敵故能立国于危迫之中、而撥天下乱焉、今其諸蕃皆莫非我敵国外患也、昔者我善徳川公之在濱松也、

之尽力于

居・大久保・本田等諸士之万一、而其他貫於游惰苟安、中也、而鹿兒人之視英・米・鄂・李諸国也、亦猶濱松視中也、而鹿兒人之視英・米・鄂・李諸国也、亦猶濱松視中也、而鹿兒人之視英・米・鄂・李諸国也、亦猶濱松視中也、而鹿兒人之視英・米・鄂・李諸国也、亦猶濱松視中人、而鹿兒人之視英・米・鄂・李諸国也、亦猶濱松視中人、和以維持之不可為之日亦猶遠参士民維持濱松于大敵之神州以維持之不可為之日亦猶遠参士民維持濱松于大敵之神州以維持之不可為之日亦猶遠参士民維持濱松于大敵之神州以維持之不可為之日亦猶遠参士民維持濱松于大敵之神州以維持之不可為之日亦猶遠参士民維持濱松于大敵之神州以維持之不可為之日亦猶遠参士民維持濱松于大敵之神州以維持之不可為之日亦猶遠多士民維持濱松于大敵之神州以維持之不可為之日亦猶遠多士民維持濱松于大敵之

哉、使我藩果不一日忘此辱、則闔藩之士固已在死地矣、也、夫我藩戊辰苟有人心者、誰不情激思所以雪此辱者所能及也、雖然国之強弱唯由于其人而已、不拘其大小

其人染於固陋小成焉、則其学濱松亦至難而非一朝夕之

神州以一島孤立于東海、国制未全立、軍備未全定、

而当

土悉奉

狡慮窺覦之働平乎、天下有人心者莫不日夜憂慮也、当

于戈之際、則固可也、今天下雖未平而又未至動干戈之 甚也、而遽以創業從事則是殆好事者所謂繙狂過直之害 亦不鮮矣、而非藩庁所以遵奉 一世体、広考諸藩之異同而折衷之也、其要在無過不及也、 世体、広考諸藩之異同而折衷之也、其要在無過不及也、 世体、広考諸藩之異同而折衷之也、其要在無過不及也、 心也、世奕千百年之後者足迂儒俗吏之所為、而非忠臣 处也、世奕千百年之後者足迂儒俗吏之所為、而非忠臣 之所宜為也、今海内之勢已至于此、雖乱之形則未発也、 而其実則宇內恟々強者日盛惰者日亡、故以佛郎西之強 大、而一旦有釁、則為普魯士所乗交兵、不出一年而酋 大、而一旦有釁、則為普魯士所乗交兵、不出一年而酋 大、而一旦有釁、則為普魯士所乗交兵、不出一年而酋 大、而一旦有釁、則為普魯士所乗交兵、不出一年而酋 大、而一旦有釁、則為普魯士所乗交兵、不出一年而酋 大、而一旦有釁、則為普魯士所乗交兵、不出一年而酋 大、而一旦有釁、則為普魯士所乗交兵、不出一年而酋 大、而一旦有釁、則固可也、今天下雖未平而又未至動干戈之

以在死地之士也、而学濱松決不難也、亦在「励之如何而」(マミ)

凡百之事一以創業従事而已矣、或曰、以創業為法者在

已矣、夫学濱松亦無他使闔臣民如常在于大敵中焉、而

下者之所得而軽儀也、然聞、我藩更革純遵奉于緩急亦皆有機宜焉、是諸老成之所熟慮深謀而、固非在冬更革之略謂、藩庁之事至重大而其施設之軽重操縦之皇室之藩屏者不当不以創業従事也、明集等側聞、我藩昨

異、則今日為

一二大拘也、古人所謂観過知仁者亦此類也、夫普天率周謀熟慮而後発之也必矣、然其恭順大過專奉規則而致朝廷規則、而或未免大拘焉、蓋諸老成持重其於更革亦必

朝廷而已矣、豈必詳其末而遺其本区々較其制治之末節哉、朝廷之盛旨、唯在于七州之治一定其大綱以総攬之于改正以帰一治也、雖然

然而端緒不序則条乱矣、水道不疎淤泥矣、故方今政体

神州之士民固当日夜奮励念

以使府藩県更張改正其大体必原于比規也、若夫職官之 始更之際、所以先布其規則者所以開其端、而立其標焉、

名俸禄之等或簡或詳、而其文為不易遽行者、則非急務

之所在也、

朝旨所先也、 与山脇権大参事論更革之事、反復切至其意不出 従事 之弁諭縷々徹衣而止、某等至愚不如大計、而杞憂有不 事一遵奉規則而又参之時勢人之情不得止已者、而後生 創業也、而山老成曰、事要特重、不宜迫切、且更革之 物拘泥、以趨于其末哉、昨冬在東京馬喰町旅寓、盟長 能也焉者、是以上仰 而論也、 且夫地有東西、人者淳腐、風気民俗未可報 故更張之要在合機宜、以立綱而已、 豈可執

朝旨下察与情、又熟察内外之勢而反復深思、以為 廟謨之所先者、在使七十州之治大綱確定焉、以総攬之

朝而已、海内之州尚能張其綱紀、足以折衝禦侮藩屏于国

于

所宜而為之節制、当立紀綱以存大体而已矣: 施之前後操縦之緩急亦不能一也、 足較其同異哉、由是観之更張之事諸藩各異其焉、 則大凡大宝之治亦不過于此也、 故必洞見卓観、 而区々規則之未何 而其 因其

> 朝廷之旨蓋在乎此矣、必矣、今且言、我藩之所宜先者夫 之果虚弱不足特也、一旦有事、闔藩士民知方而勤 軍資無三年之儲而民産有旦夕之困、然而其患未大形者 故無事則苟安其形之富庶以為是可猶特也、不復察其実 何也、以其地繁華舟車之所輻湊而民易以護目前之利也: 我藩之疲弊亦久矣、 加之以己巳之削管重之以庚午水交

強焉、而不予其備所以致戊辰之辱也、其形更矣、其備 亦将日趨実也、然特開其端而未足以為国也、一旦有事

王事者恐不過十之二也、其余則往々将狼狽失所也、

国之

存亡必由于其備之予与否矣、特其形之不可攻布安其富

皇軍先鋒、則決矣、嗚呼足何以雪大辱哉、是実不可憂也、 果憂之則莫如視機宜以振藩綱也、所謂視機宜以更張者 如何、日、以創業従事也、已夫煩則事必擾矣、簡則事 特足以僅免于戊辰之敗焉、則焉、而其不是以為

而夫煩則事心擾矣、簡則事必立矣、立与擾者存亡之所

簡与煩矣、而方於事之未敗也、迂儒俗吏方以繁文縟礼 也、故自古大事之成敗国家之興衰、必由于其報事者之 飾其治体、而設文法以束上下日制度如此而立矣、法令 申来也、夫悦創業之簡明而厭乎成之煩擾者人心之自然 如此而具制国使人不得已而聴於上也、自常人観之則可

無復毫拘於規則、闔藩人心将必不待終日而奮不啻如己振者亦以創業従事、今我諸老成能断然従事于創業、而縛而有不得已也、是有士可以為深憂也、鹿兒島之所以

巳之日也、

不能則改革文雖悉其詳而具美亦未免為虚設耳、夫

夫如此而後更張之実效可得而得而見焉、

朝旨太原而、更張之事唯規則足由焉、是以或為規則所束

国家也、当此時闔藩有志翕然望其出而従事于創業焉、庚 用也、 謂治矣、 業也、然而其所以未能然者何也、蓋亦其崇奉 夙察而不待多言也、則今日之事諸老成非不欲従事于創 業之法未行而守成之文或謄也、抑簡煩之得失固諸老成 午之春藩政始革、諸老成以衆望出任其職、闔藩刮目企 之士独能知之、己巳之際諸老成与壮士共甘若将有所報 之也、然及其一、且有事也上下相親如手足、頭自相為 其大体而去、其繁文苛節之視上如子弟之於父兄也、故 国者而其誠不能達于上也、英傑之士則不然立国以簡存 而人心不振也、此其弊也、上下隔絶情不相通、雖有憂 踵一茲矣、而人心立奮励有不如己巳之日者何也、蓋創 能便民尽其情、自常人観之則以為大簡無節也、莫不怪 欲国之不興亦不可得也、嗚呼簡煩之得失唯英傑 而自識者見之則将必深危之、何則形迹之、〔マヹ〕

実備不立于内、則不可以外結、不可以外結則不可以大

図報

天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且 天之業也、然則內修外結如軸与輪矣、而其本則莫急且

諸州更張之際、或致紛紜者蓋皆曰其墨守規則而不合情合于機宜而已、决不毫由于規則以乖藩之情宜也、若夫于規則也、如我鹿兒島藩更張唯立紀綱以存大体焉事一宜尽力及未発也、又曰、更張唯当合于機宜矣、不宜拘前月過尊藩見其在職諸君、諸君方苦心于更正焉、公等

十五日将発訪大山翁 之縣、叩以愚誠、翁謂某等 曰、僕観而黙止也、遂決議将急赴于桑名以貫愚誠也、及二月

頑鈍然決不負忠告也、若愚誠不貫則死不已也、 宜也、蓋翁之所以忠告者決非偶然也、乃答曰、 願察此 某等雖

而況某等頑鈍辱奉南遊之命、守夫我藩所以頼于鹿兒者、 事遂告別而発実二月十五日也、抑今日臣子之費固重矣、

節也、然則今日之事不容黙止也不待言也、凡前件之事 其意决非徒尔也、而其可以命某等者亦決不在于区々細

皆盟長及大兄等所嘗為憂也、今将就而共謀之、而東西 数百里未得急乃也、故発急報以告、伏冀盟長及兄等諒某

将得附驥以效愚誠也、旅館匆卒臨不尽所言、幸諒其意、 明治四年辛未春二月廿二日夜書

等之愚誠、当速発東京趣于桑名大尽其力也、則某等亦

于崎陽客舎南楼燈下

安弘再拝

馬場正武再拝

立見盟長

中村盟兄

杜鵑啼血声ハ有明ノ月ヨリ

外ニ知ル人ソナキ

武士ノ日本心ヲ尽シテノ

後コソ吹免イセノ神風

五五 市來四郎廣貫島津久光へ建白書

旧臘十二月頭註)「明治三年庚午十二月」

勅使岩倉殿下鹿兒島ニ下向シ玉ヒ、

照國神社

御祈御納、且ツ

御剣一口、国家興隆ノ為

老公御懇徴股肱羽翼トナリテ

御不逮ヲ輔助セラレ、群臣ト戮力

於テ、前代未聞之御美事、土芥ニ等シキ身ニ至リテモ、 皇業ヲ賛成セラルヘシト之趣、実ニ我カ島津ノ御家ニ

モ、真ニ闔藩ノ景福何事乎之ニ如ン哉、当地ニ於テモ

錦繍ヲ衣テ白日ニ向フカ如ク、如此ノ盛時ニ逢遇スル

愛国ノ情信節ナル者ハ、藩政ノ隆盛ト

ヘキノ人心ニテ、政蹟高隆庶民安堵ノ日ヲ仰キ見ンコ

老公之徳義ヲ感称シ、大旱之雲霓ヲ望カ如クトモ云フ

トヲ希望シ、指ヲ数ヘ日ヲ算シテ相待ノ況勢ナリ、

安撫シ、国富兵強庶民泰平ヲ楽ミ、生業ヲ勉競スルノ 策ヲ献セラレ、外ハ海外各国之軽侮蔑如ヲ受ケスシテ クハ早ク御登京アラセラレテ、内ハ紛擾之人心ヲ鎮静 気激発之徒ハ道路ニ罵ルノ勢、憂国愛君ノ情信節ナル

ヲ憚ラス左ニ陳述ス、 並立信交之議ヲ建ラレ、維新之鴻業千載之模範ト仰キ、 並立信交之議ヲ建ラレ、維新之鴻業千載之模範ト仰キ、 並立信交之議ヲ建ラレ、維新之鴻業千載之模範ト仰キ、 並立信交之議ヲ建ラレ、維新之鴻業千載之模範ト仰キ、 並立信交之議ヲ建ラレ、維新之鴻業千載之模範ト仰キ、

兄ソ事業ヲ施サントスルニハ、細大共ニ先ツ緩急軽重 兄ソ事業ヲ施サントスルニハ、細大共ニ先ツ緩急軽重 兄ソ事業ヲ施サントスルニハ、細大共ニ先ツ緩急軽重 兄ソ事業ヲ施サントスルニハ、細大共ニ先ツ緩急軽重 兄ソ事業ヲ施サントスルニハ、細大共ニ先ツ緩急軽重 見によヲ破壊シ好ンテ新法ヲ施サレショリ生シタルノテ旧法ヲ破壊シ好ンテ新法ヲ施サレショリ生シタルノテ旧法ヲ破壊シ好ンテ新法ヲ施サレショリ生シタルノテ旧法ヲ破壊シ好ンテ新法ヲ施サレショリ生シタルノテロ法ヲ破壊シ好ンテ新法ヲ施サレショリ生シタルノテロ法ヲ破壊シ、法令奉信尊崇スル者鮮ク、却テ旧幕ノ弊政ヲ慕シ、浅愚或ハ血テ人心危懼ヲ懐キ、臨淵路氷之思ヲ為シ、浅愚或ハ血テ人心危懼ヲ懐キ、臨淵路氷之思ヲ為シ、浅愚或ハ血テ人心危懼ヲ懐キ、臨淵路氷之思ヲ為シ、浅愚或ハ血テ人心危懼ヲ懐キ、臨淵路氷之思ヲ為シ、浅愚或ハ血

談警スルニ道ナキトモ云フヘキノ今日ナリ、之ニ由テス及疵瑕アレハ悪言誹謗シ、人心ヲ動揺誑惑シ、維持悉シ、或ハ浮説流談ヲ醸唱シ抔シテ御施行上少シク過表ハ嘆和多欲ノ徒、或ハ名分大義不弁之族ハ喋々陰言誹者ハ嘆慨顰眉声ヲ吞ンテ憂患シ、或ハ軽薄驕謾ノ輩又

愚考スルニ、古人ノ云ヘル如ク民ハ旧法ヲ慕フト、

ノミヲ除カレ、則チ去煩蠲苛以綏百姓ト申ス御着目ニハ人心定テ而シテ後百事挙ルトモ云ヘリ、故ニ其弊害

被為係度、然シ斯ク人心不定或ハ上下之官員多日不体ヲ定メラレ、確固不動ノ盤礎相立、其上御施行ノ業ニ所置専一ナルヘシ、尤モ緩急軽重ヲ弁シ、先後之順序テ、人心安堵四民其職ニ安ンシ、生業ヲ楽ミ候様ノ御

テハ 官員ノ正邪ヲ明弁区別シ黜陟ヲ行フヘシ、其法ハ斯ク 之レ此度改革ノ大要目ニシテ断然御勇決アラマホシキ 数ヲ経抔シテ其煩雑繁縷、 正邪佞諛混淆スルニ於テハ、進退転遷スル位ノ所置ニ 裁ヲ醸シタル後ナレハ、黜陟之典ハ初ニ施サレスシテ 被為係度、然シ斯ク人心不定或ハ上下之官員多日不体 ハ事挙ラス、人心安堵セス、反正之途ニ赴キ難カラン、 一大事件ナリ、其他寛急ノ区別ヲ左ニ挙ク、一ニ日ク、 区別 スルニ 精粗 ノ議モ紛紜シ、 其間ニ奸佞邪点ノ輩ハ面ヲ 時日ヲ費シ或 ハ手

ノ所長二従ヒ任用セラレ、野ニ遺賢ナキト云フヘキノヲ貪ルノ姦策ヲ用フ等ノ大弊生セサルトモ云ヒ難ケレヲ貪ルノ姦策ヲ用フ等ノ大弊生セサルトモ云ヒ難ケレヲ貪ルノ姦策ヲ用フ等ノ大弊生セサルトモ云ヒ難ケレヲ貪ルノ姦策ヲ用フ等ノ大弊生セサルトモ云ヒ難ケレヲ貪ルノ姦策ヲ用フ等ノ大弊生セサルトモ云ヒ難ケレヲ貪ルノ姦策ヲ用フ等ノ大弊生セサルトモ云ヒ難ケレヲ食ルノ疾策・では、一事ハ魔猛至急、利禄を持つが、一方を対している。

御施行アラマホシク、之レ此度改革之礎基ニシテ正邪

レハ、尓来

ノ信スル処少シク厚薄ナキニアラス、爰ヲ以テ輔傅又御親裁トハ云ヘト多クハ群臣之議決ニ出ツト、故ニ民聖上御若齢、万機廃存亡ハ君ノ明闇賢不肖ニアリ、今

ハ侍従ノ人ヲ択ヒ、和漢ノ聖帝明王ノ政蹟言行ヲ常ニ

ノ産業ヲ教授シ、逸遊之民ヲ減シ徒食ノ者ナカラシメ、基強兵ノ礎柱ト存候、四ニ曰ク、民政ヲ整理シ民ニ未開々混一同交シ、編隊ノ制度相立候ハ、海内一致和同ノ輦下警衛之兵ハ屯所ヲ一ニシ、各藩合一伍什小大隊藩

精フシ、歳入出ヲ量リテ成ルヘク余計ノ生スルヲ専ニト存候、五ニ曰ク、大蔵省ノ制度麗確ニ相立、出納ヲ兵権御実握ト并ンテ速ニ御改正興業セラルヘキノ要務

ラレ度、之レ建国ノ盤礎ニシテ、第二目ニ論セシ如ク、教化ヲ布キ邪教ニ迷溺セサラシムル等至急ノ要目トセ

失体或ハ驕侈或ハ疲弊ノ跡ヲ採次シ、或外国ノ債財モ則確立アリ度、当今会計ノ次第ヲ伝聞スルニ、旧幕ノシ、其余計ハ不虞軍旅ノ用ト民庶救助ニ充ラルヽノ麗

云ワンニ、第一諸官員減シタル凡ソ三分ノ一位ナラン、 三百六十万円ナリ、之ヲ以テモ追々余計ノ生スルハ勿 種々ノ費用、 論ナリ、又大小礟弾薬製造等ノ入費迚モ新ニ手ヲ下サ 万石ニ及フト、 テ弁用シ、 随テ俸給モ減少セリ、或海陸軍ト云ツテモ未タ旧政府 加シ、出ルへ甚減少セシハ判然明ナリ、其一二ヲ挙テ 員随テ多キハ論ヲ俟タズ、然ルニ即今ノ処其入ルハ増 小役員ノ数モ夥シク、随テ給俸旅費或ハ海陸軍費其他 ン乎、諸藩現石二十分一海陸軍費ノ大数凡現石六十余 ノ半ハニモ至ラザルベシ、 潜上ノ驕奢甚シク、此費耗ヲ初トシテ城郭ノ構造大 大蔵ノ出ス処ハ三分ノーニハ至ラサル 加之冗官冗費ハ顕然、殊ニ閣老ヲ始メ其 之ヲ一石ノ価六両宛ト算シテ其金凡ソ 加之多クハ各藩ノ公廨ヲ以 ナラ

> 界ヲ定メ、少許ハ是非余計ヲ生シ非常ノ用途ニ備 夫ト並ンテ当今ハ紙幣ヲ出サルヽ、之レ同一ノ訳ナレ 毎々金銀ヲ吹替、其余利モ夥シキ事ニアリシナルヘシ、 スルニ余計ノ生スハ明ナル訳ナレトモ、不足シテ繰合 V テ而シテ百端ノ事務ニ分当シ、一年間ニ施スヘキノ分 ルマシク、兎角ニ大蔵 ハ之ヲ以テ勘フルニモ不足、 ノ見止ナキト云ハ疑ヲ容ルノ第一ナリ、 ル、ノ大法御一定相成度候、何事ヲ為スニモ歳入出ヲ タル ヲ聞ス、其余仮令臨時ノ用途有リトモ、 ノ出納ヲ麗ニシ、歳入出ヲ量リ 疲弊抔ト云フヘキ訳ニア 旧政府ニテハ 旧 時 ト比 ヘラ

等ノ各藩削地ノ石高、或ハ論其侭ニ大蔵ニ納リタリ、

或ハ知藩事奉還モ四五ケ所ハア

加フルニ奥羽・岩陸・

北越無いか

野ハ詳ニ知ラザレドモ、相応ノ数ナルヘシ、又旧政府ニ

ヘシ、其レ石高或雑税或五港ノ出入高税等、大数幾千

論ナリト雖モ、倩勘フルニ、旧幕ノ時ノ出納ト比較ス

如何トナレハ旧政府関轄スル石高

或ハ兵馬ノ費用巨万ノ後昨今年迄ハ不足スル

ニ甚疑ヲ容ル、

購求セス、中ニモ多ク金・銀ヲ採リ得テ早ク正貨ヲ製掘開シ、金・銀・銅・鉄・鉛・錫等必用ノ品ヲ外国ニノ諸国不開ノ原野ヲ開拓シ、人烟ヲ繁殖シ或ハ鉱山ヲルノ第一ナリ、六ニ曰ク、北海道並ニ奥羽、岩陸其他サルヘシ、之レ和漢洋古今ノ常法ニテ、国体分限ヲ知量リ、其後手ヲ下スニアラサレハ成功ヲ見ルコト能ワ

不足ヲ回転スル貿易ノ道ニ就テ求メサルヘカラサルハヲ弁スルヲ要セラレ度、我ニ全ク備ワラサル物ハ有余、

造シ紙幣ヲ減シ融通ニ渋滯閉塞ナキヲ要シ、

カラサル鉄銑鋼ヲ外国ニ求メス、

我国産ヲ以テ我カ用

或

六 欠

足シ候策ヲ建ラレ度、大小礟ハ外国ニ新発明ノ利器出 求ニ同シ、因テ東京・浪花等へ製造局ヲ開カレ、国用ヲ 民之法ヲ改掌シ、産物ヲ開キ人烟ヲ繁殖シ教化ヲ垂レ、 於テ製造シ、 タルトキハ、一二ノ器ヲ得テ之ヲ模造シテ可ナリ、 品ニシテ、今時ノ如ク外国ニ購求スルハ穀塩ヲ他邦ニ 後年北虜ノ侵掠奪拠ノ憂患ナカラシメンコトヲ深ク慮 物ヲ得ラルヽハ真ニ難ルヘシ、難キニ於テハ彼ヲノミ ヲ知レル者ヲ用ヒラル 九ニ日ク、外務関係ノ官員重立チタルハ、彼ヲ知リ己 明セシ洞穴ニ設施スル法ヲ以テ地利ニ随ヒ、 下民賑恤ノ一端トナルヘシ、 ヒ価ハ少々高直ニ付クトモ、其価金ハ国内ヲ周回シテ カレ度、八二日ク、大小礮・弾丸・硝薬ハ国家保護ノ要 ルヘカラサル事ナリ、七ニ日ク、北海道ノ諸国開拓育 ルノ罪ナレハ、勉メテ製造ノ道ヲ開キ人民ニ教導セザ 知レルヲ用ンヨリ寧己 ヲノ ミ 知レ 応接論判ノ上ニ就テ我ヲ辱メザルナラン、厚ク議 年々貢税ノ法ヲ建ラレテモ可ナラン乎、 、ハ勿論ナリト雖モ、 硝石ハ我藩ニ於テ近代発 ル者ヲ用フルトキ 即今其人 府藩県ニ

知リナカラ之ヲ棄置テ他ニ求ルハ、全ク人力ヲ竭サヾ 天然ノ訳ナレトモ、適々天之賦造セル鉱類夥クアル

ヲ

進退果決ヲ能クスル故ニ我商賈ノ及ハサルーナリ、 宇内ニ周旋シ、 賈ハ本手金ニ富ミ或ハ社ヲ結ンテ共ニ利ヲ謀リ、 法令ヲ立テ維持シ、人生ノ融通回転ニ渋滞ナク、 内融通ノ第一ニテ、民政中至テ指置ノ難キ者ニテ、一活 容載セラル、公平ノ法ト存候、十一二日ク、 十四五名ヲ置レ太政官ニ参預シ、 行ワレンニハ、此涯大中各藩ヨリ人材ヲ択撰シ、 持保護スルカ故ニ、ヲノツカラ商賈ニ一ツノ権アリテ ハ諸開港場毎ニ岡士其他ノ官員ヲ置テ、国権ヲ以テ維 ニ任セサルヘカラス、故ニ政府ノ権ヲ以テ寬猛之制度 万民ノ苦ヲ興スコトアリ、然リト云ヘトモ利権ハ商賈 古今同一ナリ、故ニ動モスレハ利ヲ恣ニセントシテ価 物ニ属シ正権ノ二術ヲ兼用スル者ナルコトハ、和漢洋 ノ制ヲ被設度、之レ今時枢要ノ事件ニシテ弘ク衆説ヲ セラレ度事ナリ、十二日ク、前論ノ如ク官員ノ黜陟ヲ ノ高低ヲ謀リ、品物ノ運回ヲ渋礙スル等ノ悪弊ヲ生シ、 家ノ肥利ノミヲ謀ラサルヲ専要トス、殊ニ外国ノ商 耳目洞開着眼スル処細大迅速ニシテ、 細大ノ事務悉ク預議 商買ハ国 弘ク _ 2 或

ノ未権利ノ任アラサル二ナリ、如此ナルカ故ニ従テ本

或ハ迷貪セラル患鮮ナシ、之レ我カ商賈

妄ニ致サレ、

局ナレ 딞 目途ヲ以テ建レタルヤ、其次第ヲ聞クニ全ク維持保護 恐ラクハ立チ難カラン、 又海外出商ト結社ノ道モ勧導セサレハ、富国ノ本源 護維持スルニアラハ、渠ニ致サル、ノ患免レサルヘシ、 ナル故ニ、 ラス、 商共ヲ利肥スル 之妨トナレリ、 スルノ筋ヲ聞カス、却テ商賈ノ害ノミアリテ融通回 商賈一家一己ノ損益ノ様ナレトモ、実ハ国家ノ損益 ニョリテ罰セラルヘシ、 唯奸商賈ノミヲ利シテ幾千之小商賈ヲ苦ムル 彼ノ措置ニ傚習シ、 速二廃止セラレ、積日私曲ヲ働キタル者ハ、 ノミト見ユ、 一概ニ云へハ関係ノ官員或附属 今通商司ト云一局ハ如何様其 而シテ弘ク海外ノ商賈ト社 素ヨリ官ヲ利スルニ 政府ヨリ其官ヲ置テ保 にセル奸 ŧ ァ 転

各一生業ヲ得テ生計ヲ営ミ候様相成リ、

逸遊徒食ノ者

テ教授シ、或書籍ヲ与へ抔シテ叮嚀反復教喩シタラハ、

家或セーミ学家・経済家等ヲ置キ、些小ノ仕掛ヲ為シ 産業教授ノ一局ヲ設ケラレ、専ラ洋学者或ハ和漢物産 クテモ事ノ欠ケサル者多ク、夫ヲ以テ我ノ膏油ヲ絞ラ 二ニ曰ク、即今外国ョリ輸入ノ品ト我ョリ輸出ノ品 ヲ結ハ ハ模造擬製スヘキモノアレハ、第三ニ論シタル如ク、 ル、知ルヘキナリ、其内過半ハ心ヲ用ヒ力ヲ竭ストキ 瞭然タリ、輸入品ノ内多クハ翫器遊器ニシテ、 出ハ凡七十余品ニ上ラス、之ヲ以テ月々歳々国之損亡 ヲ比較スルニ、輸入ハ細大凡百八十余品ニ下ラス、 出商セサルハ甚拙策ニシテ、富国ノ道立難ルヘシ、十 ノ道開ケタルニ、外国人ト結社ヲ許サレザルト海外ニ セ、 広ク宇内ニ趨走シ商業ヲ営セ度、 斯ク交際 是迄ナ

真ニ富国ト云フニ至リ難カラン、今時ノ況勢ニテハ、 スルニアラサレハ、真ニ利ヲ得ルコト難ルベシ、 ス利鮮カ如シ、然ルカ故ニ我カ商賈モ弘ク宇内ニ出商

随テ

別ノ如シ、

兼用スル者ナレハ、即チ戦争ノ如キモノニシテ攻守ノ

出テ攻ムルハ必ス利多ク、退テ守ル者ハ必

故ニ、着目遅鈍狭隘果断ナク、

勝敗ノ機ヲ失スルコト 商ハ正権

ノミニシテ始終彼ニ致サル、者ナリ、

手金ニ富ムコト能ワス、

或ハ海外ニ出

商スルコトナキ

挙テ云ワンニ、英国ハ土地疲痩五穀菜菓諸品乏シク、然 鮮ク、遂ニハ輸入ヲ減シ国之損亡少ク、富国ノ根本爱 トナシ、西洋各国ハ皆其法制ニシテ、仮令テ其一二ヲ 和漢古今識者ノ云フ処ナレトモ、未タ其実効ヲ見ルコ ニ於テ初テ建ツヘシ、国ニ遊民アルヲ患フルノ論説バ、 シ奇工ニ長シタルヲ以テ国人多クハ工芸ヲ以生活シ

キ数ナルヘシ、 三ニ日ク、五港開市場ノ制度変更アリ度事ナリ、 徒食逸居セシメス生計ヲ為サシムルヲ勧導スル職掌ナ 父母ナレハ、財ヲ費シ心ヲ労シテ民ニ生業ヲ教喩シ、 ヲ竭シテ生業ヲ勉サルヘカラサル者ナリ、政府ハ民ノ 然シナカラ其国ニ生具セル 物品ヲ 採用セス放擲シ置 貿易ハ則チ天道ナリ、然シテ互ニ有余補不足ニ至リ候、 理ニシテ、素ヨリ独立鎖閉ハ天意ニ背ケル事故、 何レノ国ト雖モ万物具備国産ヲ以テ国用ヲ足スコト 節ナル故ニ、国富ミ兵強宇内ニ跋扈横行スルモノナリ、 二製造シ、万里ノ波濤ヲ凌ヒテ我国ニ輸入スルモ夥シ 本ノ如ク塊蟣ノ侭売出スコトナク、大小所好所用随意 其製造スルノ工人一ノ産業ヲ為スヲ要ス、又蠟燭モ日 ハ、此事件ハ速ニ手ヲ下サルヘキノ重事ト存候、十 甚タ人道ニ背ケルナレハ、前論ノ如ク心ヲ用ヒ力 風土寒暖ノ異ナルニ随テ能ワサルハ天賦自然ノ道 如此一細事ヨリシテ心ヲ用ルコトノ信 如何

生業トシ、日本ノ如ク全葉ノ侭他邦ニ売出スコトナシ、

ノ名産ナリ、国人耕作スル者ト或巻キ或刻ミ抔シテー

其紡織ト染彩スル一産物ナリ、

佛ハ烟草

産業トセリ、

則亜国ノ綿花ヲ買テ布ヲ紡績シ、

四方ニ輸出シ、

一大

官ニテ転回シ利足ヲ取リ、而シテ改メノ印章ヲ記シタ 繫キ置キ、札ニハ総テ印章ヲ記シ差支ナク通用サセ、 締ヨリシテ人民ノ疾苦トナリシ訳ナレハ、此涯府藩県 十四ニ日、市中家税ハ速ニ允許セラレ度候、十五ニ日 ノ上極刑ニ処シタリト、一時已ムヲ得サルノ時ニ中テ ル札ノ分僅一年半ノ後悉ク皆曳替ト、其罪人ハ曳替済 家財或妻子等ヲ奴婢ニ改局ニ仕役シ、其償銀ハ一年間 其輩ハ六百万円ノ償ヲ出サセ、足ラサルハ所持ノ田園 百万円程拵ヘタル者共アリシカ、之ヲ縛シテ改メ所ニ 用サセテ可ナラン乎、伝聞ク、近頃支那ニ於テ贋札六 毎ニ仮リニ改局ヲ設ケ、悉ク印章ヲ記シテ差支ナク通 並贋悪ノ金銀幣曳替相成度、贋金偽札ハ畢竟政府之不 専要トシ、仮成ノ局ニシテ早ク正貨幣ヲ製造シ、 ナリト、之レ甚タ無用ノ事ナレハ、製造ノ速ニ調フヲ アラス、能ク~~精調シテ変更アラマホシキ事ナリ、 ントナレハ、 シ法ニテ、国威ヲ失ヒ損耗トナレルコト数フルニ遑 函館脱走榎本釜次郎・永井玄蕃・松平太郎其他ノ民ノ疲弊困窮ヲ救ニハ面白キ法ト存候、十六ニ日 浪華貨幣製造局ハ西洋各国ニモ誇ルヘキ程ノ美局 旧政府ノ失欠ヨリシテ悉ク彼ニ圧当セラ 楮幣

挙リシ日ヲ俟テ御施行ノ手ヲ下サレ度事ニ候、二十 | 確ニアリ度、就テハ同シク外国ノ教法ナレハ、仏寺モ 事速続スルノ本ナリ、二十ニ日ク、邪宗禁制今一層厳 中ニモ判任以下ノ諸宦ハ禄ヲ増シ員ヲ減スル、之レ諸 ニ候、十九ニ日ク、官員ノ数ヲ減シ俸禄ヲ増スニアリ、 貴賤ニ拘ワラス材器能芸ヲ以テ御登用アラマホシキ事 当ヲ得サル公卿方或ハ旧諸侯等ヲ置ル、甚不体裁ノ第 ラレタルニ似テ、恐ナカラ御不体裁ト云へキナリ、 シ之ヲ極刑ニ処セラル、トキハ、御詐謀ヲ以テ誘降 説諭ノ一事ヲ以テ初ヨリ寛宥アルヘキハ勿論ナリ、 朝廷至仁之御趣意拝承シ、降伏謝罪セシ由、 総督府ヨリ説喩使ヲ立ラレシニ、 輩寛宥之御処置速ニアラマホシク候、函館平定ノ前: 我藩ノ如ク一掃洗滅シテ外国ニモ布告シ、邪教侵入ノ ヲ行ワレ度事ニ候、十八ニ日ク、卿・大輔等之重官其 東京府等ニ留置レシ軽重ノ罪人死刑以下ノ者ハ、大赦 ニ宥罪之御沙汰アリ度事ニ候、十七ニ日、当今刑部省 大義名分ヲ存シ、 大禁確立セラレ度候、之レ我 一ニシテ、事ノ挙ラサル基ナレハ、旧習ヲ一変セラレ、 国体堅立ノ一大業ナレハ、少シク事 皇国宇内無比肩君臣之 初テ 就テハ 速 若 御 期 太政宦 神祇宦 ル、其前内田政風子へ及談合タリ、右久光公へ家令伊集院九郎ヲ以テ奉 民部省左右京府 駅逓司 諸陵寮 寺院寮 弁 奉 右二十一目ハ僭踰之愚存拙考ニ御座候、誠惶頓首再拝、 テ巨万ノ費用ヲ為ス、之レ先末緩急軽重ノ序ヲ失セラ 化ヲ好ムトハ申シナカラ、 式部寮雅楽寮 ル、トハ此等ニ可有之ト存候' 蔵疲弊窮民救助サへ御存分不被為調場合ニ、 ニ日ク、 二六 明治四年辛未二月日 宦 官制官等表ノ案文 鉄道製造ハ先此涯御止相成度、 開拓司 戸籍寮 上議院 弾正寮 目前国民餓飢ノ苦ヲ放擲シ 市來四郎廣貫 土木司工部 鉱山司 圖書寮 制度寮州兼モアルベシ 其訳ハ 如何二開 即今大

庶務司 生産司産業教 下議院 完盲啞孤独 地理司 院今設クル所ヲ {上条兼 宮内卿ハ参議ヨリ兼下条ノ如シ 以上二宦七省

院今ノ教育所ヲ

大蔵省

造幣司

監督司

租税司

神祇宦 伯一名

同大丞少弁ヨリ兼

同少輔中弁ョリ兼

同大輔大弁ヨリ兼

出納司

兵部省

海軍局

陸軍局

造船局

大祐四名以下ノ官従前

大副一名

少副二名

刑部省 会計司

舎人寮獅厩 皇太后宮藤宮

皇后宮職

宮内省

逮部司

囚獄司

造兵司并火薬製造兼

武庫司

海軍兵学寮

陸軍兵学寮

太政宦 左右大臣各一名

大納言兼弾正尹二名

参議兼弾正大弼兼八省卿八名每一省一

大疏

大巡察

中弁兼弾正大忠四名

大弁兼弾正少弼二名

少弁兼弾正少忠八名

少巡察

大学校

国学校

漢学校

洋学校

医学校東ニ分隔スヘカラス

外務省 文書司

少疏

以下ノ宦従前

剣法学校学校ヨリ管轄ス

。 瀬津守 輔

同権大参事兼八省之少丞 同大参事兼八省之大丞 同少輔毎省各二名 八省之大輔各八名

同少丞毎省各六名 同大丞毎省各四名

中藩同神祇少副兼八省之大輔 大藩知事兼神祇大副参議八省ノ卿

賜ヘシ、属吏モ之ニ準スハ、俸給ハ相当表ニ就テ 小藩同神祇大祐兼八省之少輔 戸条ノ如ク五万石又ハニ万石以下ノ

中藩同兼八省之少丞

大藩大参事兼八省之大丞

大藩権大参事兼八省之少輔 小藩同兼八省之権少丞

小藩同兼八省之少丞

以下宦等表ニ準シテ階級ヲ定ムヘシ、尤従前人員ヲ

減スルノミ、

中藩同兼八省之大丞

府知事兼神祇大副参議八省之卿 。長崎八肥前守。西京大輔

同大参事兼八省之権少丞 同権知事兼八省之少丞 知県事兼八省之大丞

海陸軍大将相当大納言海軍ヲ以首トス

同中将相当参議局

同少将相当大輔同

同大佐相当少輔同

同中佐相当大丞同 大隊長

同大尉同

同少佐同

少丞同

教導教佐

同中尉從七位 権少永 小隊長

分隊長

半隊長

伍長

同権曹長正九位相当

同曹長從八位相当 同少尉正八位

什長

二等兵士相当正九位

等兵士相当従八位 東西京府貫属並各藩士族以上ノ兵士功勲能芸アル者階級ス

正一位「年ノ給金三万両現石一千二百石」をテル千大百両	官禄表		テスヘシ、或大領ノ名モ可ナラン、	郡ノ名ヲ以テ日向宮崎郡司、イツレモ郡司ノ名ヲ以	シ、其次ヲ介トシ、其次ヲ権介トシ、其以下ハ支配	多少ヲ以テ守・介ヲ分チ、仮令ヘハ守、次ハ権守ト	仮令へハ一国ニ四五名・六七名、藩アルトキハ高ノ	参議八省之卿	仮令へハ尾張守兼神祇大副	一大中藩知事ノ名ヲ改テ守・介ノ字名ヲ下スベシ、	テ階級アルヘシ、	一各藩士族非役ノ者ハ、大中少初位相当職務ノ高下ニ従	・階級ス、	京府貫属並各藩卒族ヲ以テ之ニ相当ス、功勲ニ由テ	五等兵士ハ学校兵士・員外兵士、或俗務省掌等東西	六等兵士少初位	五等兵士相当中初位	四等兵士相当大初位	三等兵士相当従九位権曹長ニ充ツ
大初位	従九位	正九位	従八位	正八位	従七位	正七位	以上奏任	従六位	正六位	従五位	正五位権大丞并頭	以上勅任	従四位少弁并大丞	正四位中弁并少輔	従三位大輔并大弁	正三位参議并與	従二位	正位	従一位
三百両	四百両	五百両	六百両	七百両	八百両	一千両		二千両	二千五百両	三千両	三千五百両		三千五百両	六千両	七千両	八千両	一万両	一万五千両	二万両
	二十石豆汁面	二十六石三百八両	三十三石十四两	五十石四百	六十七石芸	八十五石六百八十両		百三十石二千四十两	二百石二千六百局	二百七十石六十一时			三百四十石二字階	四百二十石岩膏	五百石四千雨	六百石四千八百両	七百石五千六百局	八百石六千四百	一千石八千両

少初位 中初位

百五十両

以上判任

少初位以下省掌等ハ等外トシテ階級ヲ定メ、 五十両以下一百両ニテ止ル、中ニ就テ海陸軍ノ官員兵 給禄

等外使部其他ノ卑職ハ、等ヲ立俸給ノ多少ヲ定ムヘシ、 スヘキ者ナレハナリ、 給養モ多キヲ要ス、

士ハ俗務ト同位ナリト雖モ、

給ヲ増スヘシ、

兵ハ愛重

俸給米俸ノ割定価ヲ以テ金俸トスヘシ、三年毎ニ時価 ニ随テ変改スルモ可ナラン乎、然シ米価格別高低ナケ ハ動スヘカラス、

毎宦毎省人員ヲ定メ、容易ニ増スヘカラス、 俸禄ハ増シテ人員ヲ減スルヲ要ス、

人員ノ多

序アルモ可ナラン、

キハ雑踏不連続ノ基ナリ、

毎宦毎省毎局ノ宦禄其他入用ヲ定額シ、 ト勿ラシムベシ、臨時ノ用途ハ各省ノ議裁ヲ経テ而シ 容易ニ増スコ

出仕ノ禄ハ本宦三分ノ二ヲ賜フベシ、

テ其用ニ充テシムベシ、

下院ハ各藩士族中ヨリ択挙スベシヲ以テ議員ヲ出スヘシ 上院ハ華族又ハ各省ノ宦員中ヨリ択ンテ充ツヘシ、

二百両

宦員ノ多少ハ事務ノ多寡ニ随テ定ムヘシ、 ナケレハ維持ノ柄ナキヲ以ナリ、

成ルヘク少

弾台ヲ太政官ニ兼宦スルハ権政府ニ帰スヘシ、

政府権

キヲ要ス、

八百

テ、而シテ命セラルヘシ、 ヘカラス、非常ノ人材ハ出格ノ命勿論ナリ、 不可ナルヲ云フト +

> /\ 用 Ξ 問

各藩各県ヨリ宦員ニ徴スルハ、其人表能芸等知事

草高石以下ノ藩ハ県又郡トシ、 領トシ、給禄ハ十分一ヨリ三四分ヲ増スヘシ、其藩士 従来ノ知事ハ其司又大

ノ給俸ハ位階ニ給ルベシ、

但此涯三万石以下ヲ改革スルモ可ナラン乎、 テ五万石ニ及シ、或九万石余十万石内ニ及スノ順

治務ノ宦員ハ減スルヲ要シ、 モ同少キヲ要シ、兵士ハ増殖スルヲ目的トスヘシ、 軍務ト雖モ兵士ノ外俗務

制度寮ハ国法刑律ヲ議シ、 和漢洋ノ法ヲ取捨折衷スル

ノ要務ナレハ、此涯其人ヲ択ンコトヲ要ス、

年ヲ追

(按)久光公疾快カラス、忠義公代リテ上京ノ事ニ定り、

忠義公史料

明治四年三月

島津久光病ニョリ、代リテ島津忠義上京

明治四年三月五日、 スルコトヲ達ス 久光公病アリ、忠義公代リテ東上ア

ルベシト達セリ、 記 久光公勅ニ応シ上京奉答アラントセラレシモ、宿疾癒

リ、之ヲ藩内ニ達シ、尚人ヲ東京ニ上セテ、之ヲ朝廷 へス、玆ニ於テ忠義公代リテ上京アルベシトノ事ニ定

ニ請ハレタリ、

勅使御下向

先般

アルヲ以テ、前後之ヲ公布セラレタリ、

サル、然レトモ忠義公上京ノ事ハ、已ニ決セラル、所

ヲ上セテ大久保ニ謀ラシム、大久保周旋其請ヲ允

従三位様

宸翰御拝戴

御拝趨可被遊旨御請被仰上置候処、未御順快ニ不被為 御召ニ付、御病体御勉強、当春中闕下ニ

従四位様御事、

至候付、当秋迄御猶予御願、

従三位様へ被為代

天恩御拝謝之為、来廿五日御発途御上京被遊筈候、此

旨一統へ可申渡候、 辛未三月

知政所

【参照 二】

大久保利通日記四年三月

十六日

今朝安場子入来、吉井子入来、昼后訪吉井子、今日松

元子藩某着、川村子同道ニテ入来、従三位公御所労不[鎭莊朱]氏名鯛</った] 知事公代ニテ御出ノコトヲ奉命、同書差出筈也、

十七日

今朝岩公江参上、藩「忠義公代リテノコト相願候、(朱) 朝、今日退出后西郷子入来、 九字参

【参照二】

右は今般就

西郷吉之助

御上京御供被仰付候条、 向々江可申渡候、

知政所

辛未三月九日

明治四年三月十日、藩庁廣澤参議刺殺者搜問ノ勅命ヲ伝 둣 藩庁廣澤参議刺殺者搜問ノ勅命ヲ伝達ス

今九日暁、何者共不知廣澤参議邸江忍入、同人江深手

達セリ、

を為負逃去候趣達

天聴、 深く

テ厳密遂探索、捕縛可致旨 御宸怒被為 在候、 就ては府下は勿論近傍地方官ニ於

御沙汰候事、

但諸官員・宮・華族家人陪従之者并府藩県士族卒及 私塾生徒、其他末々ニ至迄一々遂吟味、昨夜より外

出之者刻限・行先キ等委詳取糺し早々可申出候、 万一隠置、 後日露顕に及候ハヽ、主宰之越度たる

へく事、

辛未正月 太政官

別紙之通従

朝廷被仰渡候条、不審之者入来候ハ、留置、 早々当局

辛未三月十日

江届申出候様可被申渡候、以上、

糺明局

二九 藩兵一隊親兵トシテ乗船東上ス

明治四年三月十一日、藩兵一隊親兵トシテ乗船東上セリ、

記

三月十一日・十二日、 小隊発途東上セリ、大隊長種子田左門政明之ヲ率フ、 藩船豊瑞丸・寧静丸ョリ藩兵五

【参照一】

寺師宗道日記三月

同十一日 唐

種子田左門・田實善之助11明八時ニ豊瑞丸より出帆之種子田左門・田實善之助11明乞ニ到ル、杯吸物 立之祝候、夜更迄脈々敷候、明朝六ツ時揃ニて七ツ半立之祝候、夜更迄脈々敷候、明朝六ツ時揃ニて七ツ半立之祝候、夜更迄脈々敷候、明朝六ツ時揃ニて七ツ半 立之祝候、夜更迄脈々敷候、明朝六ツ時揃ニて七ツ半 立之祝候、夜更迄脈々敷候、明朝六時に豊瑞丸より出帆之 種子田左門・田實善之助110人により (1000) (1000

同十八日 曇

次郎右衛門入来続相咄也、へ砲隊一座分人数乘舟出帆之由也、夜入時分より木脇へ砲隊一座分人数乘舟出帆之由也、夜入時分より木脇之由、朝鮮ヲ撃之手当と云々、細事未分、今朝感通丸ス、田原陶吉より聞ク、近日長崎へ亜国軍艦拾艘入津出席ス、出掛兵学寮へ到ル、西尾金次郎雛形作り見分

(参照二)

三月十一日道島日記

四大隊大挙出兵、

但

丸・寧静丸ヨリ被遣十一日・十二日出兵ニテ候事、抔ニテ此節一番小隊ヨリ三番小隊迄被差出、豊瑞三番隊二月中当番ニテ、先キニ出兵被仰出、仲八

但

十七日ニ着ノ由、三月廿五六日方説ニテ候事

三〇 藩庁吏員更遷期限延長ノコトヲ達ス

明治四年三月十一日、藩庁吏員更遷期限ヲ延長スルコト

ヲ達セリ、

本文ニ付、廃官御養料米被下置候面々は、四石ツ、酉三月迄諸局共当分之通被召置候条、向々江可申渡候、御親兵之。御沙汰ニ相成、其侭被差出候付、今一期限当三月中ニは諸吏変遷期限之処、第一御上京且兵隊も当三月中ニは諸吏変遷期限之処、第一御上京且兵隊も

但

被成下候旨、一月三日御布告相達候事

三月十一日 知政所

リ、毎二ケ年ヲ期シ更撰一新スルノ制規ヲ立テタリ、 二年二月藩制変革ノ際、 ハ、人才撰用ノ途ヲ塞キ、弊習紛出スルノ憂アルニ由 諸吏留任滞職長キニ過ルトキ

延セシナリ、 親兵発途等ノ為メ之ヲ断行スルヲ得ス、故ニ一期限ヲ 即チ本年本月ハ恰モ其期限ニ際会スルモ、藩知事上京、

廃官養料ハ六石ヲ給付セシモ、尓今ハ四石ヲ給スベシ

藩庁心付金給与ヲ停メ褒賞ヲ行フヲ達ス

賞ヲ行フコトヲ達セリ、 明治四年三月十二日、藩庁心付金ノ給与ヲ停メ、 別ニ褒

諸局之内被定置候季禄被成下候上は、最初よりの御規 候者江は、別ニ褒賞之典可有之候 候儀も、以来一切不相成候、左候て抜群致精勤御用立 定通、御心附銀は不被成下候、且嶋方為引替御金被下

辛未三月十二日 右之通被 仰付候条向々江可致布告候、 知政所

Ξ 諸郷兵員ノ紀律ヲ振粛シ兵気ヲ奨舞ス

ヘキヲ達ス

奨舞スヘキコトヲ達セリ、

明治四年三月十四日、諸郷兵員ノ紀律ヲ振粛シ、兵気ヲ

此節為

兵士引進之儀は勿論、御手当向等之儀も得と遂吟味 兵之儀も可相貫候、右ニ付ては時々軍務局へも致出席 之職掌ニ候得は、兵隊引立之儀も尚更相励、実地之効 候様、一涯勉励可有之候、就中地頭之儀は何篇御委任 節は、大隊長之場を以可差出候付、兼て其心得を以練 験相立候処、一向可相勤候、依時機兵隊御繰出相成候 付儀も可有之候付、愈士気振起いたし、隊律厳粛相調 召出場合ニ可立至、夫のみならす事ニ依ては出兵被仰 御親兵兵隊被召出候付ては、追々諸郷之兵隊も同様被

一定いたし候様可取計候、 右之通被仰付候条、 軍務局并地頭江申渡、

可承向々

江可申渡候、

辛未三月十四日

(按)三藩連合成り、

知政所

親兵徴ニ応スルニ至リシハ、 漸次

以テ四方ヲ制スルノ方策決シタルニ由リ、専ラ兵ヲ練 国勢改革ノ深謀アリ、事態不穏ナルニ於テハ、兵力ヲ

力ヲ養フニ至レルナリ、

藩庁会計局藩吏俸禄受取方手続ヲ告示ス

明治四年三月十五日、藩庁会計局藩吏俸禄受取方ノ手続 軍治諸官俸禄払方ニ付、当四月より別段改て俸禄帳被 相渡候付、米穀掛出納方より相請取候上は、各月割之

月々御払米相済次第ニは都て御蔵格護相成居候条、自

儀は居所相記、

始て米蔵江差出候ハ、其侭出切ニて、

俵数等写取扣置候儀は人々勝手次第ニて、右俸禄帳之

て、其内転職等ニて又々右俸禄帳相渡候ハヽ、本之通 筋書付を以て右出納奉行江申出、相受取候儀は其通ニ 死失等ニて、暫時俸禄帳不相受取候て不叶節は、其訳 奉行江形行申出候様被仰付候、左候て転職・名替又は 然届米遅延且俵数等相違之儀も候ハヽ、米蔵出張出納

> 方より同様申出候様被仰付候条、 御城下在職之面

江告諭可致置事、

辛未三月十五日

会計局

듪 藩庁諸郷地頭居所指定ヲ停メ宜ニ任ス

明治四年三月十八日、藩庁諸郷地頭居所ヲ指定セシヲ停

メ、尓今管轄内所在便宜ニ任スルコトヲ達セリ、 一諸郷地頭之儀、管轄内居住所被定置候得共、何方迚も

申渡、向々江も可申渡候、

差別無之事候付、以来は居住所不被定置候条、

辛未三月十八日

知政所

藩庁区内郷校ヲ設置シタル コトヲ達ス

蓋

明治四年三月十九日、藩庁区内郷校ヲ設置シタルコトヲ

一第一郷校

達セリ、

余人江御払米引渡候約定之人は、是又形行届先等、双 米蔵江可差出置候、且又右帳面を以金銭取替之向有之、

右は高見馬場方限郷校、 右之名目二官校被召建、本学

地頭江

小隊

アルコトヲ達セリ、 明治四年三月十九日、藩庁忠義公本学校外二校試業臨閱 記 従四位様明後廿一日四ツ時、御供揃本学校并小学第一 先二二小学校ヲ設置セシモ、中央各区ノ校舎ニシテ、 御覧済之上被遊 校・同第二校江被為 未タ区内ノ設置ナカリシナリ、高見馬場トハ下方限ノ 校管轄被仰付候条、 Ξ 兲 ノ校舎ヲ建ルニ至レリ、 区ニシテ、始メテ郷校ヲ設置シタリ、尔後漸次各区 辛未三月十九日 辛未三月十九日 藩庁城下警備ニ外城兵隊更番衛戍ヲ達ス 藩庁島津忠義本学校外二校試業臨閲ノコ ۲ -ヲ達ス 御帰殿筈候、此旨向々江可申渡候、 可承向江も可申渡候、 入、試業 知政所 知政所 ヲ達セリ、 明治四年三月二十日、藩庁城下警備ニ外城兵隊更番衛戍 一今般 外城常備大隊 頭江申渡、可承向々江も可申渡候、 繰順之通、 御城下常備隊 辛未三月廿日 加治木 野木野 宮之城 阿久根 南 Ш 方 (組合) 御城下番兵被仰付候条、軍務局并諸郷地 御親兵被仰付、外城兵隊之内より別冊 小隊 小隊 小隊 小隊 小隊 小隊 小隊 小隊 知政所

 末 菱吉 宮之城 國 百恒 加 世 引吉 田 下荘内

小小小小小小 小 小 小隊 隊

種 清佐 子島 水多 加治木 右二ヶ月交代 半 一小隊隊 小 小 隊 隊 小隊 小隊 小 小 小 小 小 小 隊 隊 隊 隊

座

- 40 -

大砲夫卒八人 惣人数五百三拾弐人 但一小隊五人

大砲夫卒四拾人 但人員六拾人

大砲一座

但人員四百弐拾四人

小銃一大隊 御城下番兵被

御親兵被 仰付候付、一大隊・一砲座右之繰順を以 右は此節四大隊・砲隊四座 仰付候事、

出

水

半 座

池上四郎日記四年三月欠

大隊組合

加治木 南 方 出 阿久根

三番隊

下莊内

半

種子嶋

半

岡 水

右三ケ月交代

高尾野

大 東

伊集院

垂

水

平

宮之城

水

岩野串木田野

高敷 山 水 31 藺栗 知 牟 田野 覧 隈之城

串木野

重

留

吉

利

加治木

隈根 下庄内

真加須松 久 幸藤木山 生

今和泉

上三俣

出

水

高

岡

第五

上庄内

志布志

伊

高

冮

新花溝横

城岡辺川

下庄内

平

佐

宮之城

黒大 木村

田布施

出

水

飯

野

第十二 第十二	上庄内 襲山 綾	樋 脇 高 岡 重 留 阿多	第十一	長 島	上,	高城 谷山 綾 日置	第十	川邊	牛根 高岡 福山 高山市成		第九	國 分 小根占 踊 財 部	伊集院 末 吉 穆 佐 永 利	第八	頴娃 入來 上庄內 鹿屋	南方 加世田 大姶良 垂水	第七	加治木 野 尻 蒲 生 中 良
三八 藩庁諸吏ノ減俸ヲ二ケ年延期スルヲ達ス	右三ケ月交代	右半座ツ、	出水 高岡 種子島	第三	加治木 下庄内	第二	阿久根 出 水	砲一	右二ヶ月交代	加治木 清水 高原 種子島	喜入 高山 永吉 指宿	第十四	加治木 高岡 下庄内 飯島	垂水 田代 下三侯 帖佐	第十三	櫻島	國 分	宮之城 菱 刈 末 吉 恒 吉

明治四年三月二十二日、藩庁諸吏ノ減俸ヲ二ケ年延期ス コトヲ達セリ、

在職之面々、 去夏俸禄差上度追々願出趣有之、

は難被仰付、乍然会計道難渋旁不被為得止、去七月よ 其通

備之場合にも至兼候付、来ル酉三月迄は、是迄之通減 り当三月迄諸官之俸米減少被仰付置候処 御上京且 御親兵等被差出御費用も不少、未会計道充

但大隊長并教頭・教佐俸禄之儀は、去年九月依願減

禄被仰付置候条、

向々江可申渡候、

辛未三月廿二日 仰付置候通二候

知政所

三九 南校教師ヲ刃傷シタル本藩人肥後壮七外

二名ヲ処刑 ス

後壮七外二人ヲ処刑セリ、 明治四年三月二十七日、南校教師ヲ刃傷シタル本藩人肥

記

二人ヲ刃傷シ、逃レ去リテ其所ヲ得ス、英国公使パー 三年十一月二十四日、東京南鍋町ニテ南校教師英国人

綱領ヲ制定シテ之ヲ英公使ニ贈リ、其擬律ニ拠リ裁断 体立タス、後来ノ悪例ヲ流スニ至ルベキヲ以テ、

本藩國府郷士族肥後壮七・杵築藩士加藤龍吉・關宿藩 士黒川友次郎ノ三人ナリ、訊鞠シテ其実ヲ得タリ、然 クス厳談ヲ極ム、 ルニ擬律ニ当リテ英公使之ヲ論難シ、談判甚タ困 ニ下シテ厳ニ之ヲ捜捕セシム、此月終ニ発覚捕ニ就ク、 政府頗ル之ニ困惑ス、仍テ令ヲ全国

加藤・肥後二人ヲ絞、黒川ヲ准流十年ニ処シ、 律綱領ヲ英公使ニ贈リテ、其擬律ヲ了知セシメ、遂ニ 然レトモ刑部諸官固ク定律ヲ主張シテ曲ケス、此日新 処スルニ至り其局ヲ了セリ、更ニ本令ヲ発シテ一般ヲ

(按

戒飭シタリ、

従前士分ノ処刑ハ、屠腹ヲ命スルノ例多シ、 事件ノ如キ然リトス、此時英国公使ハ処刑ノ当ヲ失ス 対シテ、其処分ノ軽重ヲ論難シテ止マス、論判頗ル困 トヲ非難シタリ、今回リンゲ・タラス両人刃傷事件ニ 日本ノ国風トシテハ、名誉ナル屠腹ヲ行ハシメタル ルコトヲ論シ、佛国公使ノ罪人トシテノ処刑ヲ求メス、 ム、然レトモ一旦外国人ヲシテ容喙ヲ許ストキハ、 堺市佛国

ヲ下スニ及ヘリ、茲ニ英国公使巴屈斯伝ノ一節ヲ撮録

シテ参照ニ資ス、

英国人教師二名、東京日本橋附近ニテ三名ノ士人ニ

重傷ヲ蒙レリ、日本政府ハ最モ熱心ニ捜索ヲ為シ、

直ニ之ヲ捕ヘテ囚獄ニ投シタリ、而シテ此件ニ関シ 日本歴史ア リシ以降初メ テ新撰ノ刑典ヲ 発布

シ、其照律ニ基キ各々重罪ニ処シタリ、

大久保利通日記三月

廿一日

五字参 シク御評議有之、岩公御行向相成候、退出后訪松方氏 朝、肥後壮七暗殺一条ニ付、外国人談判六ケ

廿二日

今朝五字参

朝、

肥後一条六ケシク、尚又 岩公公使

誠二安心之至也、四字退出、松方子入来、 後、鍋丁ニ於テ外国人ヲ一刀殺害ニ及候段及白状候、 館へ御出有之候、退出ヨリ一同刑部省へ出席、今日肥

九字参 朝、安場面会、佐伯ノコト承ル、今日尚又黒

> 愚存ニハ云々申述ル、二字退出、小西郷子入来、 川・山口首従ノコトヲ議セラル、刑部モ少輔以下出席、

[廿四日・廿五日省略カ]

廿六日

海江田子一昨日出府ニテ入来、

今朝九字ョリ小西郷子入来、吉田子・吉井子も入来、

岸良子・刑部・黒川・山口首従ノ論ニ付、英公使異議 申立、談判甚六ケシクト存候付、若外国ノ為ニ法ヲ枉

於テ一死ヲ投テ尽力ノ者ナクテハ不相済ト思込、既ニ ケ候様成行候テハ夫限ノコトニ付、此ニ至テハ刑部ニ

今日澤大丞迄談置候旨ニテ、尚相含クレ候様承ル、実

直ニテ六字ヨリ参朝、 ニ同人如此ノ断決有之候コト感伏ノ至ニ堪ス、今夕宿

四〇 藩庁忠義上京ニ付神社参詣ノコトヲ達ス

明治四年三月二十二日、藩庁忠義公上京二付、諸神社参

詣アルコトヲ達セリ、

明廿三日巳刻

御首途ニ付、御対面所より御楼門 御出、八坂神社・

諏訪社

御参詣、 御参詣、 引続 稲荷・若宮 春日江

夫より 鶴嶺神社 照國神社江

御出口之通被遊 御帰殿筈候条、

> 向 '々江可

御参詣、

申渡候'

辛未三月廿二日

知政所

藩庁大山綱良日田県出張ノコトヲ達ス

明治四年三月二十三日、藩庁大山格之助日田県出張

ヲ達セリ、

々江可申渡候、

右は急速之御用有之、日田県江往来急にて被差越候条、

大山格之助

向 辛未三月廿三日

記

知政所

長州ノ逋逃浮浪ノ徒嘯集、 地方ヲ騒擾セリ、 先ニ四條

派遣シテ視察セシメシナリ、 藩其他ニ出兵鎮撫ヲ令セラレタルニ由リ、予メ大山ヲ 按察使出任アリテ鎮撫セシモ、 再ヒ警ヲ伝フ、仍テ本

寺師宗道日記四月

同二日 雨天

苅 比日筑後久留米藩へ浮浪輩千人位屯集して、ௌ略と 頻りニ藩士ヲ引入、肥後・熊本藩抔も是ニ引合居

王申

山格之助差越候由、右之模様ニより若浪士共強情之勢 ニ候ハ、、一左右次第外城兵隊繰出相成り、討方ニ及 候由ニて、窃ニ彼藩より鎮静方依頼ニ相成り、先日大

都合三艘前濱へ入津ス、

候由、昨日方兵隊乗舟、米国艦壱艘、外二阿波舟一艘

ノコ

道島正亮日記

三月廿五六日方ニモ候半、 ニテ候半、混雑之儀有之、此方へ注進相成、 テ被遣候ヨシ、模様次第ニハ兵器隊被遣筈之由、四月 遣候由、年内屯集イタシ居候長州ノ兵隊、其外浪人共 大山格之介豊後日田表へ被 聞合トシ

但

七日迄ハイマタ為何事モ不相知由'

抑方不相調、 筑後久留米ニ諸国浪人屯集イタシ居、 却テ追出サレ候程ノ勢ニテ候ヨシ、 藩知事モ取

イマタ委敷事ハ不相知候、

四月六日記置候事、

II 久留米瀋騒擾ニ付藩兵ヲ派遣セラル

ル、命ニ由リ藩兵ヲ派遣セリ、明治四年三月十三日、久留米藩山口ノ逋逃ヲ匿シ乱ヲ謀

記

[東京の学、権大参事吉田某ヲ免セリ、同十三日遂ニ大 、た激ノ論ヲ以テ人心ヲ煽動シ、浮浪ノ徒之ニ応ス シ、危激ノ論ヲ以テ人心ヲ煽動シ、浮浪ノ徒之ニ応ス シ、危激ノ論ヲ以テ人心ヲ煽動シ、浮浪ノ徒之ニ応ス シ、危激ノ論ヲ以テ人心ヲ煽動シ、浮浪ノ徒之ニ応ス シメラル、然ルニ其状ヲ得ルニ従ヒ、藩吏挙テ之ニ通 シメラル、然ルニ其状ヲ得ルニ従ヒ、藩吏を予之ニ通 シメラル、然ルニ其状ヲ得ルニ従ヒ、藩吏挙テ之ニ通 シメラル、然ルニ其状ヲ得ルニ従ヒ、藩吏挙テとニ 三年二月、長州奇兵隊ノ変動アリ、逋逃、豊後日田・ 三年二月、長州奇兵隊ノ変動アリ、逋逃、豊後日田・

トヲ恐レテ密ニ之ヲ殺セリ、仝二十九日藩士等大楽兄弟ヲ匿セシカ、其発覚センコ

ハ、参謀井田譲ニ兵二中隊ヲ率ヰ久留米藩ヲ監セシム、

司 L 国 国 民 专師宗道日記四月

同五日 雨天

泊り明ケ也、当番宅万伴助へ次渡ス、昨日松岡直左衛

之事六ケ敷説也、追々藩より使者来ルト云フ、薩之一門・伊勢十郎掛兵器奉行被仰付候、久留米江拠ル浪人

東京之内魁首アルヘシ迚探索厳之由也、明早天二番大東京之内魁首アルヘシ迚探索厳之由也、明早天二番大悲、上流、工造、工造、大路神楽・小銃等は用意いたし居候由、然処の計議、其為弾薬・小銃等は用意いたし居候由、然処を之兵隊十七日着相成候処、之ヲ聞諸所屯集之浪人共産之兵隊十七日着相成候処、之ヲ聞諸所屯集之浪人共産之兵隊十七日着相成候処、之ヲ聞諸所屯集之浪人共大隊神奈河へ着之折、既ニ浪人共攘夷策ヲ立、横濱ヲ大隊神奈河へ着之折、既ニ浪人共攘夷策ヲ立、横濱ヲ大隊神奈河へ着之折、既ニ浪人共攘夷策ヲ立、横濱ヲ

同七日 晴

隊出航之害也 (天日省略力)

衛門・松岡直左衛門・拙者也、亜国舟へ乗ル通弁噺ニ、今日も火薬積入、四ツ前より津畑へ出役ス、兒玉彌右

首大楽等逃逸シテ往ク所ヲ知ラス、同二十四日巡察使参事水野正名、権大参事小河真文・澤之高ヲ捕フ、魁

四三

藩庁島津忠義上京発途ノ延期ヲ達ス

明治四年三月二十四日、藩庁忠義公上京発途ノ延期ヲ達

東京之事浪士共窃ニ

主上の御遷幸ヲ謀リ候由、 より党徒多候由、 弾薬等之用意は安房ニ備へ置候由、 肥後・久留米其外諸藩之内

久留米表ニて長州・肥後繰入相成候由、高良山へ長州 久留米知事ニは国元ニて謹慎之上閉門被仰付候由、 叉

陳営相成候由、 繰込之筈候由、又久留米大参事水野何某召捕相成り、 よりも兵隊被差出候賦、一左右次第と云々、尤柳川へ 東京より四條卿総督出張相成リ、此藩

豊後日田ニて糺弾之由也、朝廷役人ニも与徒之者多か

候付、祝ニ夕方より至ル、東京より書状届ク、英之丞 贈り生産方より受取候、隣加納直右衛門明後九日出立 るべしと云々、七ツ過仕舞帰ル、硫黄嶋氏より荒土差

状ニ豊瑞丸十八日ニ神奈川へ着、同廿日神田邸へ着之 近日より尾州邸へ移陳相成候由也、

> 御召船不致廻着候付、 御延引ニて、

仰達候条、 **御召船廻着之上御日限** 此旨一統江可申渡侯、

辛未三月廿四日

知政所

四四四 朝集ノ知藩事ニテ満期ノ者ノ帰藩ヲ許ス

便宜帰藩ヲ許サル、

明治四年三月二十七日、

朝集ノ知藩事其期既ニ満ル者

朝集之知藩事、三ケ月在京之期限相満候ハ、、

日第十字一同参 朝

天機相伺候上、 勝手ニ帰藩可致候事、

辛未三月

四五 各藩ニ贋札改所ヲ設ケ提理ヲ厳ニセシム

藩モ亦改所ヲ設ケシメラル、

仝日、贋造紙幣鑒識ノ者ヲ諸藩県ニ派遣スルヲ以テ、

藩 Þ

諸県へ贋札鑑定ノ者追々被差遣候処、 地方ニ寄リテハ

翌月二

明廿五日被遊 御発駕筈候処、

セリ、

於テモ改所相設、 改方不行届ノ向モ有之、 厳重取締可致事、 難渋ノ者不少趣ニ付、 各藩ニ

四六 英人教師ヲ刃傷セシ者ノ処刑ヲ通達ス

去冬十一月廿三日夜、東京神田鍋町ニ於テ、英人ニ傷 相成候、元来外国御交際は重大之儀ニ付、屢御布令相 ケ候者有之、厳密御搜索召捕、今般別紙之通御処刑ニ

国辱ニも相成候条、 尚又府藩県管内末々迄、 心得違無 成候処、右様之次第有之候ては、御政体ニ関係シ、

御

之様取締可致候、

辛未三月

太政官

別紙四通於東京被〔別紙ナシ〕

仰渡候段申来候条、

向々江不洩様可申渡候、

知政所

辛未五月

藩庁養料給与期限ヲ延長スルコトヲ達ス

明治四年三月二十七日、藩庁養料給与期限ヲ延長スルコ

・ヲ達セリ、

当三月諸吏変遷期限之儀、今一期当分之通被召置候付 候面々は四石宛被下置候条、向々江可申渡候 五拾石以下是迄之通被下置候、尤是迄四石以上被下置 ては廃官之面々御養料米之儀も、 期限通酉三月迄世禄

辛未三月廿七日

知政所

藩庁忠義上京ノ趣意並附従心得ヲ達

ス

四八

明治四年三月二十九日、忠義公上京ノ趣意ヲ示シ、 附従

戊辰以来

ノ心得ヲ達セリ、

朝廷之御規礎不致確定候処、 此節厚キ

思召を以、 従三位様被為蒙

様被為代

勅命候得共、

いまた御平快不被為

在候付、

従四位

闕下江拝趨被遊候、就ては

御両殿様兼て之御赤心相貫、

ニ候間、 皇国興隆之大端可開立機会ニも立至り、不容易御場合 御供方は勿論一同右之 御趣意奉体し、尽至

誠可致勉励旨

御沙汰被為在候付、各奉得其意無緩怠

可相勤候、此旨家令江申渡、 向々江も可申渡候、

辛未三月

記

知政所

今回ノ上京ハ朝政ヲ改革シ、先途ノ大策ヲ決スルノ声

途セシメタリ、此ニ於テ尚附役ノ者ニモ、同一ノ決意

言ニテ、兵員等ニ至テハ、殆ント戦備ノ決意ヲ以テ発

ヲ含メテ此達ヲ発セシメリ、

四九 藩庁家族養料下賜ノ制限ヲ達ス

明治四年三月、藩庁家族養料下賜ノ制限ヲ達セリ、 一奏授以上之官并判授之官ニても世禄五拾石以上、 右家族養禄不被下候

判授之官ニて世禄五拾石以下、

右家族養禄三拾俵

右は是迄

朝廷より夫々御宛行も有之、 養料米被下来候得共、右は 朝廷之諸官被仰付候面々、世禄百石以下江は、 殊ニ奏授以上之職は、多 家族御

分之官禄下賜、家内扶助も可相調候付、尔后養禄之制

右之通被相定候条、

向々江可申渡候、 知政所

辛未三月

藩庁産科医ヲ置キ求療ヲ聴スコトヲ達

ス

五〇

明治四年三月、藩庁産科医ヲ置キ、求療ヲ聴スコトヲ達

御藩内産科療術未相開、難産ニて斃候者不少候処、

医

セリ、

以来難産ニ罹候者は勿論、産婦療治望之者は病院江申 局中医師鮫島喭齋·渡邊昌齋両人江産科掛被仰付候間· 学校御雇人之教師ウヰリス、右之手術器械伝来、此節

出、教師并右両人ヨリ可受療治候、此旨向々江不洩様

可申渡候事、

辛未三月

知政所

外国人居留地等通行ノ節ハ管轄地方ノ印

五

鑑ヲ持参スヘキヲ達ス

北海道へ罷越候者箱館港上陸之節、 候上、開拓使員数相渡候間、地方官印持参可致候事、 管轄地方官印相改

諸官員を始メ府藩県士卒ニ至迄、横濱其他外国人居留

地関門、自今其管轄所之印鑑ニて通行可致旨、先達て

御達相成候付、箱館港も同様可相心得候事、

置候事、 右両条ニ付照准印鑑、兼て東京出張開拓使江可差出

渡候、

辛未二月

辛未三月

別紙三通之通於東京被仰渡候段申来候条、向々江可申

太政官

知政所

五二 剣崎灯台建築ノコトヲ藩内ニ達ス

今般相州剣崎江灯明台建築、来未正月十一日点火候条、

此旨相達候事、

庚午十二月

太政官

仰渡候段申来候条、向々

江可申渡候、

別紙六通之通、於東京被

辛未三月

知政所

忠 義 公 史 料

明治四年四月

辛未四月

社司江申渡、可承向江も可申渡候、

但七月七日御祀之礼は、追て可申渡候、

は、此節被召付置候御高之内より奉備候様被仰付候条 後も前蹤ニ基キ、於御神前興行被仰付、左候て幣帛等 は名分ニ不相叶之間、其式都て被廃、在町踊而已は向 右は当社之祀法、右之礼典を以御改正被為在、

頭殿祭

知政所

(按) 諏訪神社ハ、島津崇祀ノ神ニシテ、五社ノ内ナリ、 従前ノ祭式ハ、藩士中家系正シク、家計貧ナル者ノ中

皆之ヲ城下附近二十四ケ村及櫻島ノ村民ニ課シテ支給 称へテ汚濁ヲ禁セリ、社務所ニ要スルノ薪水食料一切、 セシメリ、七月一日ニ及ヒ祭典ヲ行フ、一日一村ノ順 シテ神事セシム、待養ノ者皆之ヲ崇敬シ、俗ニ生神ト

シテ、男ニ紛シ、一人ハ紅衣ヲ着シテ女ニ紛ス、神殿 ノ側ニ壇ヲ設ケテ踊舞ヲ見ルナリ、此太鼓踊ヲ為スノ ノ例ナリ、祭事ノ際ハ両人ノ頭殿ハ、一人ハ青衣ヲ着 藩主ノ各菩提寺ニ及ビ、終日各所ニ踊廻リテ帰村スル 番ヲ以テ太鼓踊ヲ催シ、先ツ神前ニ踊リ、城門外ヨリ 一南方神社

定メタルコトヲ達セリ、

明治四年四月一

Ħ

藩庁南方神社祭式ヲ改正シ、

祭称ヲ

藩庁南方神社祭式ヲ改正

四月祭独活祭と名ク、

七月祭 但祭日は御占伺之上可被相定候、

但先規之通朔日より相初り、 被仰付候

廿八日ニは献幣使発遣

云ヘル祭司ヲ命シ、四月朔日ヨリ社務所ニ移シ、斎戒

ョリ、十二、三才ノ男子二人ヲ撰抜シテ、之ニ頭殿ト

リテ踊ルナリ、 労装ハ、鼓手ハ白衣ヲ着ケ、二尺径ノ鼓ヲ胸ニ掛ケ、 お手ニ鐘木ヲ持シテ、鼓手ト相応シテ、調子ヲ取 オニハ丈余ノ竹ニ五六段ノ造花ヲ挿シ、段端ニハ馬毛 オニハ丈余ノ竹ニ五六段ノ造花ヲ挿シ、段端ニハ馬毛 リテ踊ルナリ、

一助トシテ催シタルモノナリ、四月ヨリ七月ニ亘リテ此踊ノ起因ハ全ク俗習ノミニ仍ラス、旧時農家勧業ノ

とこれで、月にない、冬日日久にもコン、夏引、ヲ厭ハス、他ニ遅レサランコトヲ励メリ、故ニ四月ニートスルノ名評ヲ得ルヲ念願トスルニ由リ、労力費用トシテ、始終此踊ヲ立派ニ為シ、本年ハ何村ノ踊ヲ最

然ルニ旧来ノ慣習ニテ、七月ノ踊ハ終年農家ノ最楽事ハ、稲作植付後ノ時期ニシテ、農家最モ繁忙ノ時ナリ、

リ、一ハ夏間農家日々ノ労勤ニ倦ムノ傾アリ、故ニ之アルヲ、彼我ノ間ニ示シテ、勤怠ヲ督スルノ一助トナテ練習ヲ行フ、之ニ由リ、一ハ田畝ノ種芸ニ精粗巧拙為シ、六月ニ至リテハ、日夜田間ニ出テ、畦途ヲ伝へ鎮守社ノ庭又ハ名主等ノ庭ニ集リ、鐘鼓拍子ノ練習ヲ及ヒ田草取ノ期ニ至レハ、終日田畝ニ労力シ、夜間ハ及ヒ田草取ノ期ニ至レハ、終日田畝ニ労力シ、夜間ハ

タルニ由リ、各村モ意気甚タ進マス、尚太鼓踊ノ催ア 行スルニ由リ、 然稲虫ノ駆除トナルトノ伝説アリテ、 一種農間ノ奨励トナリテ、其功多シトセリ、特ニ頭殿 一種農間ノ奨励トナリテ、其功多シトセリ、特ニ頭殿 一種農間ノ奨励トナリテ、其功多シトセリ、特ニ頭殿 一種農間ノ奨励トナリテ、其功多シトセリ、特ニ頭殿 シムルノ妙ニ至テハ、蹇ニ味フベキノ事例ナリ、 シムルノ妙ニ至テハ、蹇ニ味フベキノ事例ナリ、 シムルノ妙ニ至テハ、蹇ニ味フベキノ事例ナリ、 でこしている。 でする。

記シタルモノヲ挿シタリ、其情況前年ニ比スレバ、頗手ノ花矢幡ハ惣テ紙旗ニ換へ、之ニ各村土産神氏子トリシモ、又前年ノ如クナラス、一体ニ粧飾ヲ廃シ、鼓タルニ由リ、各村モ意気甚タ進マス、尚太鼓踊ノ催ア

参照】

ル冷寥ヲ覚ヘタリ、

ものを背負、冷水熊次郎来ル、不快、遐通貫珍ヲミる、は廃して、スヘテ紙幡ニ其村々土産之神氏子と相記ス諏訪社が構立、夫より諸所へ躍候由、花矢幡脊ー婦ススお田上村踊ニて子共見物ニ遣ス、当年より在踊は、始メ昨日之通、藤崎善平入来候、大河内火薬局一件也、武

五四 工商 ノ制限ヲ立テ新ニ税法ヲ設ル等ハ

禀候 セシム

明治四年四月二日、 課税スル者ハ申請セシメラル、 工商 ノ制限ヲ立テ、 及ヒ新ニ物品ニ

府藩県へ御布告写

計ニ相成候テハ、民情ニモ差障可申ニ付、自今右様之 新ニ収税之法ヲ取設候向モ有之趣、自然区々之取

地方官ニ於テ、工商之制限ヲ立、或ハ物品取締等之為

儀 パー々可伺出事

五五 藩庁軍人養俸ヲ従前通支給スルコトヲ達

ス

明治四年四月二日、藩庁軍人養俸ハ、従前ノ通減少ナク 支給スルコトヲ達セリ、

当三月迄御養料被下置候向は、 段申渡置通ニ候、然処出軍人数之内廃官等ニて、 石宛、来々酉三月迄是迄之振合を以被成下候段は、 世禄五拾石以下都て四 是迄 別

等級を以養俸被下置候面々は、右期限中従前之通被下

置候条、向々江可申渡候、 辛未四月二日

記

四年三月二十七日、廃官者養料支給期限経過シタルモ、 諸吏更任期限ヲ延長スルニ由リ、尚従前ノ例規ニ準拠

シ、支給スルコトヲ達シタリ、然ルニ軍人ニシテ、

前等級ニ応シテ養俸ヲ給付セシモノハ、仮令等級ヲ廃

停スルニ拘ラス、尚二ケ年間ハ旧等ニ基キ、支給スル ノ特例ヲ布キタルナリ、

五六 藩庁会計局各局ノ定員給禄ヲ申供 乜 シム

給禄ヲ申供セシメリ、 諸局筆者御一新前は、定役何人、助役何人被究置候訳、

明治四年四月三日、藩庁会計局従前藩庁諸局役職定員

相成候間、 来ル十日限り当局江可申出事 且当分之人数、銘々俸禄・季禄片書ニ相記、

御用見合

未四月三日

会計局

五七 藩庁島津忠義名代上京願許可ノ旨ヲ訓 達

ス

ヲ訓達セリ、 明治四年四月三日、藩庁忠義公名代上京願出許可ノ趣旨

従三位様為 御名代

附札之通被 従四位様御上京之儀、 御別紙之通御願立被遊候処、 御

辛未四月三日

仰出候条、各奉承知候様向々江早々可致通達候、

別紙

先般

勅使御下向、実父久光

至極奉存候得共、当秋迄御猶予被成下候様奉歎願候、 趨可仕旨御請申上置候処、病痾猶順快不仕候付、恐縮 宸翰拝戴被 依之臣忠義久光ニ代り上京仕、 仰付、病体勉強仕、 奉謝 当春中 闕下ニ 拝

奏奉願候、以上、

天恩度奉存候間、

宜御執

辛未三月三日

鹿兒嶋藩知事

島津忠義

弁官御中

願之趣兼て厚キ - 御沙汰之 次 第 も被 為 在候儀ニ候得

共、不得止事情ニ付被

上京可致候、就ては忠義儀、 聞食届候間、精々療養相加、 其内聊得病閑候ハ、早速 願之通り早々上京可致候

私ニ紙幣ヲ製造スルヲ禁ス

五八

明治四年四月四日、私ニ紙幣ヲ製造スルヲ禁セラル、 府藩県ニ於テ楮幣製造不相成儀ハ、兼テ御布告モ有之 第二六十八 四月四日 (布) 府藩県へ

易儀ニ付、向後金銀・米札・並銭・切手或ハ諸産物預 ニ候、右ハ全国理財ノ要務ニ於テ弊害不少、実ニ不容 候処、今以製造致シ候向モ有之哉ニ相聞、以ノ外ノ事

相成候、万一違犯ノ輩於有之ハ、屹度御処置ノ品モ可 リ切手等通用貨幣ニ紛敷品、新製又ハ増造等決シテ不

有之候条、厳重取締可致事、

〔法令全書にて補正〕

明治四年四月四日

府藩県へ御達書写

候趣、 近来各地方ニ於テ、商法便利之為メ、 然ル処結社之規則モ不相心得、 懸空之見込ヲ以 追々諸会社取設

リ、準備之正金モ充実セス、預リ切手又ハ金券様之モ 取扱候ヨリ、往々訴訟之端ヲ開キ、或ハ融通之道ヲ誤

ノ発行シ、終ニ破産之資ト相成候儀モ有之哉ニ相聞へ

許無之金券并空名預り切手等有之候ハ、速ニ廃止、 向右等之所為無之様、各管轄庁ニ於テ、 不都合之事ニ候、追テ一定之商規モ可相立候得共、 委詳取調、 正 官 差

金二為引換候樣可致事、

条 **屹度可相心得候事、**

五九 藩庁忠義公上京発途ニ付送問アルヘシト

達 ス

明治四年四月、藩庁忠義公上京発途ニ付、任職中送間

ルベシト達セリ、

従四位様此節 御発駕ニ付、

御発駕後登 八等官以上任職之面々 城伝事工相付御祝儀可申上候、

御城下江罷出

但改服、

辛未四月 右外略ス、

知政所

明治四年四月四日

へ御達書写

従来諸藩ニ於テ、歳入之米穀売却之節、 米券ヲ製シ売買候向モ有之趣、 然ル処会計窮迫之 蔵米切手ト唱

相聞、 手ヲ製出シ、終ニ融通否塞之基トモ相成候儀不少哉ニ 一時之取計ヲ以蓄積之米穀高ニ適実セス、空米切 以之外之事ニ候、向後右等之所為決テ不相成候

明治四年四月五日、

戸籍法ヲ改正シ其規則ヲ頒ツ、

六〇

戸籍法ヲ改正シ其規則ヲ頒ツ

管内普ク布告致シ可申事 今般府藩県一般戸籍 ノ法、別紙ノ通改正被

仰出候条、

共、右ニ関係スル諸般ノ事ハ、今ヨリ処置致ス可ク、 戸籍検査編製ハ、来申年二月一日ヨリ以後ノ事ニ候得

ニ不相立候テハ難相成ニ付、送籍・入籍並旅行寄留 尤三都府及各開港場ハ、人民輻湊ノ地ニテ、取締向速

後ルベカラザル事、

者へ、鑑札渡方・寄留表取調方等、当六月廿九日ヨリ

右之通被 但不審ノ廉ハ、民部省へ可承合事、 仰出候事、

事

寄留・職分・戸籍三表有リ、略之、

六一 社寺ノ毎歳埋葬人員・姓名ヲ録上セシム

明治四年四月五日、社寺ヲシテ毎歳埋葬ノ人員・姓名ヲ 録上セシメラル、

民天然ヲ以テ終リ候者、又ハ非命ニ死シ候者等、 ノ処ニ於テ、其時々其由ヲ記録シ、名前書・員数トモ、 人生始終ヲ詳ニスルハ、切要ノ事務ニ候、故ニ自今人

毎歳十一月中其管轄庁又ハ支配所へ差出サセ、十二月

右之通、管内社寺へ可触達候事、

中弁官へ可差出候事、

六 採礦ノ請負ヲ許シ其税ヲ課セラル

府藩県へ御達書写

明治四年四月五日、採礦ノ請負ヲ許シ其税ヲ課セラル、

礦山開採之儀願出度輩ハ、其地方官ニ於テ身元取調!

為相納請負可申付候条、 相応ノ仕法相立候分ハ、伺之上御差許相成、 願人有之候ハヽ、早々可申出 相当之税

六三 藩庁飛脚差立期日ヲ定メ其手続ヲ達ス

明治四年四月七日、藩庁飛脚差立期日ヲ定メ、

其手続ヲ

達セリ、

一此節 日飛脚被差立候条、 御上京中且 向々江可申渡候, 御親兵在京之中は、 毎月廿九日式

但諸局御用物等は船便より可差出、左候て差掛御用 有之者は、 朔日・二日方迄之間被召延儀も可有之

候事、

辛未四月七日

知政所

辛未四月八日

六四 府藩県ニ令シテ国典・珍書ヲ索求ス

ラル、 明治四年四月八日、府藩県ニ令シテ、大ニ国書ヲ蒐索セ

第百七十六 四月八日 (布)

管内精細取調、 古書籍類、 別紙目録之通全部不存者並欠本等、 所蔵之者有之候へハ可申出事、 府藩県

但其他古本・珍書等有之候へハ、同様可申出事、 〔別紙省略カ〕

六五 藩庁島津忠義発途延引ヲ達ス

明治四年四月八日、藩庁忠義公発途延引ノ事ヲ達セリ、 従四位様御儀、今日 御発駕被遊筈候処、

御子様御出生ニ付、

御発駕御延引被

仰達候条、

早々向々江可申渡候、

但御日限之儀は、追て可被 仰達候、

知政所

寺師宗道日記四年四月

同八日 曇天

御誕生之由、右二付御猶予二て云々(以下は番号六七にあり) 出席掛ケ兵学寮へ立寄、田原陶吉へ談話ス、フレット 雷発、阿波船へ御乗付御登京之筈ニ付御供揃、道掃等 も有之候処、俄ニ御取企相成り候由、今朝御妾腹へ姫君 モーレン訳春名ヨリ受取候、今日 知藩事公四ツ時御

【参照二】

道島正亮日記四年四月十一日

知事公四月八日東京江御出立ノ筈候処、 御出帆、阿波ノ御借入船ニテ候ヨシ、 ニテ御延引、六村萬娘卷ノ腹ニ御出生、 右ニ付十六日 御姫様御出生

六六 地方官ノ公罪逓減法、知事・参事・属ヲ以

テ三等ト定ム

明治四年四月九日、

地方官ノ公罪逓減法、

知事・参事

属ヲ以テ三等ト定メラル〔本文記載なし〕

ヲ遣ス

六七

久留米藩逋逃一件鎮撫ノ為メ藩兵二小隊

二小隊ヲ発遣セリ、明治四年四月九日、久留米藩逋逃一件鎮撫ノ為メ、

藩兵

【参照一】

寺師宗道日記

又昨夜中三邦丸并二今朝久留米ョリ蒸気艦一艘、箭文は番号六五参照一にあり、 後日田潜居浪人悉く久藩へ繰込候由、 米ニは追々叛逆之実蹟露レ、柳河・筑前・肥後其外藩 焼討之策之由、然共違策相成候半、 は鎮静は六ケ敷と之説也、 も中津藩より二小隊も出張相成候由、 々多荷担、九州中充満、追々兵隊繰出相成候由、 と云処へ繰込相成候由也、段々浪士之動静不穏、 小隊、池田次郎兵衛督シテ明日発筈之由、尤筑後若津 之為迎舟来着之由、右ニ付外城番兵一番・二番南方二 一先日本ヲ擾乱して弊ニ乗り 四月八日 日田屯集之浪士ニは長崎ヲ 如此東西一 **兎角伐方不相成** 早馬来候由、 同二 今朝 蜂

同九日 晴
ツ過退出ス、明朝亜国艦トウケイ兵隊出立開帆之筈也、天子之遷幸ヲ謀り、大望ヲ達スル之略と見へたり、七

出席候、今日十時比東京兵隊舟出帆也、井上直助参局、

為ス、 [十二]日十二]日 と云処迄繰込相成候由、右之通り漸迫り候ニ付戦争ニ 隊高良山より府中へ繰出、 居候由、豊津藩ニも同断、 中津藩参局噺ニ、彼藩ニも二小隊姫路之方へ繰出相成 成候由、鍼打銃五百発賦ニて兵器方より繰出相成候由 日着之蒸気艦へ外城二小隊池田次郎兵衛督シテ出帆相 春日丸士官ニて候処、 士之勢纔故、無体ニ押付は難出来趣也、火薬しらベヲ 可為哉、又兵器差出降伏相成候哉、二ツニ相決、何分浪 入津相成候由、事情不分、今日豊後日田より迎舟、 多浪士共ニ党徒之由、今日七ツ過比ニ筑前蒸気艦一艘 て、久留米藩・柳川藩・嶋原藩・筑前藩等其外諸藩之内 神奈河着、十九日神田邸へ着之由、東京中不穏事情ニ 砲二門二段ニ備へ候由、田實善之助書状来ル、十八日 由也、一門ニ付二百発賦ニて、六十四斤砲八門・百斤 廷より御買入相成候由、松元了蔵兵部省之問合持参之 気ニて下り候由ニて、右軍艦備用之火薬三万斤位 纔九万四千四百斤位あり、因テ弾製之事評議ス、 龍驤丸士官ニなりて、 城下より一里手前之善道寺 且ツ壱人通行之時分長州兵 近日親病

出席掛兵学寮へ立寄、寮之事廃候由内知有之、此内より同十二日(雨天雷雨)

日此方より召捕相成り、彼方へ引渡相成候由、又説ニ居候処、長より捕方として捕亡方入込探索相成り、昨活り番也、近日説長州之奇兵隊与脱走者三人当藩へ港両日中ニ本局之様引取候様承候、九ツ過出張局へ出、

火薬局光沢器械等出来方西尾金次郎混と取懸居候処、

此内は拾二三人来り居候処

より本局、泊り番、伊勢仲左衛門へ参り緩談ス、不知相成り、段々探索有之候得共不相分由也、定て久不知相成り、段々探索有之候得共不相分由也、定て久不知相成り、段々探索有之候得共不相分由也、定て久不知相成り、段々探索有之候得共不相分由也、定て久知事公御立日限御取究相成候処ニ、急ニ七八人は行衛知事公御立日限御取究相成候処ニ、急ニ七八人は行衛知事公御立日限御取究相成候処ニ、急ニ七八人は行衛知事公御立日限御取究相成候処ニ、急ニ七八人は行衛知事公御立

同十三日 曇晴雨

掛、外ニ諸藩手之人数拾万人馳集り、右砲声ヲ合図ニ、書状端ニ、此度知事公東着候ハ、直ニ千五百人銃ヲ打陽真一兵衛より僕甚兵衛復勤之事、礼謝色紙抔被贈候、は不相立由、肥後は出兵ヲ差留候由、種々雑説也、汾山格之介書状先日筑前福岡より達あり、未鎮静之目途泊り明ケ也、久留米浪士は凡三千人之与徒有之由、大

西城 等之諸藩ニ合同討薩之手筈ニて、東西同時ニ起前後よ 前・嶋原・大村・對馬及佐伯・岡・柳川・伊東・延岡 立、其紛ニ 字横濱打立、八里之陸夜行日の出ニ着、 成り、尹宮一檄、夫故一番出兵艦十八日横濱着、 り挾討候策略之由候処、姦謀露顕、先ツ拾六人召捕. 人程起り立、九州ニは久留米ヲ始メ、肥後・肥前 威儀堂々、故ニ姦徒忽胆ヲ飛シ離散候由云々、又 皇居二八十六人之間徒兼て忍居候 皇居ヲ遷奉り候策、又越後ニは三千五百 即於府下調練 て同時ニ焼 則 筑 主 相

同十五日 雨天 上ヲ日光ニ奉遷策之由也 (+四日省略カ)

台場も六ツ時砲発アリ、 之所置ニ不忍、 四條四位殿日田県へ出張相成候由、 成候様と之事也、久留米ニは知藩事免職ニて、 也 ス、雨殊之外降、繰出兵隊十一大隊有之由也、 原出張有之、孫一郎と一緒ニ出ル、直ニ火薬局へ出席 夜半八ツ時分より早鐘鳴り、 昨日 朝廷龍驤艦為乗方火薬六百斤当月中仕出相 此節薩兵少ニも合力之勢アラハ、直ニ 又調練場へも小隊出張有之由 十里内諸郷寄調練、 藩士共長州之奇法 七ケ所 取締役 吉野

討長之賦之由也、九ツ前出張、吉野より引取相成候由、

火薬増製之衆議ス、又昨日 朝廷火薬一条ニ付、 退出

掛ケ井上直八江鈴木壮七同道差越内談ス、明日 大丞へ内話申入置候、郷田藤助来ル、今日より太郎小 公御発馬、御舟より登相成候由候付、兵部省川村兵部[編]

【参照二】

仕江召入、

道島日記明治四年四月

四月十日前後ニテモ候ヤ、浪人三人祇園ノ広間辺ニテ 掛合相成候処、全ク左様ノモノハ不罷居候由、外ニモ 段々疑シキ事有之候ヤ、召捕糺方ニヲヨヒ候処、旧幕モ 被召捕候由、子細ハ長州モノニテ御拘願出候ニ付、 ノ又ハ會津辺ノモノ候由、格護所へ被召入候由承候事、

四月十五日方承候事

差越居、召捕之上及糺明候処、出兵之時分市中又ハ 本文、長州脱走人等ニテ、長州使者トイフ名目ニテ

テ、得火ヲ掛候儀不相成トノ申分ニテ候ヨシ、長州 軍務局等へ火ヲ掛ノ存念ニ候得共、中々取締厳重ニ

ヨリ召捕列越候ヨシ、

親兵四大隊上京発航ス

明治四年四月九日、親兵四大隊乗船東京江発途セリ、

記

セリ、 此日午前十時、四番大隊雇船*国船*リ ニ乗込ミ、発途 セリ、仝月十三日神奈川ニ着、仝月十五日神田邸ニ着

船シ、四月十九日ニ東京ニ着セシモノナラン、 **今糧食経費ノ計算ヲ記セルモノアリ、左ニ掲ク、** 親兵トシテ今回上京ノ兵員ハ、四大隊・四砲座ナリ、

(按) 今回ノ発船ハー回ナリ、前回ノ分ハ三月ー日ニ発(マミ)

壱ケ月分

現人数三千百七十四人 白米五百七十一石三斗二升

右一月分

金五千九百五十一両弐朱

右菜料一ケ月分

一一年分

白米六千八百五十五石八斗四升 金七万千四百拾三両弐歩

日分

白米拾九石四升四合

菜料百九十八両壱部弐朱

参照

右市ケ谷入費

道島正亮日記四年五月二日

モ不相知候段申来候、国相唱候節ハ、旧鹿兒島藩ト相唱候様、イツ下国ノ程」四大隊、共ニ 朝士ノ名目ニ相成、印モ被相廃、生四月廿日出之書状五月二日ニ相達候処、此方ヨリ出兵四月廿日出之書状五月二日ニ相達候処、

恵ニ可相成、市中専ラ風説イタシ候由、担ニ付テモ運上銀相掛、沢山ナルモノハ獄中ノ罪担ニ付テモ運上銀相掛、沢山ナルモノハ獄中ノ罪ノ小店モ税金相掛、其外女太夫且按摩・小便船荷可被難有事候処、全ク左様ノ御所置モ無之、貧家回王政御一新ニ相成候上ハ、旧幕府ノ政事ヨリ一入

シ権ヲ争フ事モ出来ルモノナリ、看々一両年如クアルモノニテハ無之、其内ニハ狐疑モ生トヒ三藩一段ハ同気相催候トモ、一身同体ノー心ヨリ出ルノ仁徳ニ無之テハ不相済、タヘキモノニ無之、上ニ英明ノ大人突立、此人心是非風俗紊立候者カ、三藩相揃迚俄ニ立直ルビ是非風俗紊立候者カ、三藩相揃迚俄ニ立直ル

モ不過シテ大乱タルヘシ、

六九 地方貸付金穀ノ借用証書式ヲ定ム

明治四年四月十日、地方貸付金穀ノ借用証書式ヲ定メラ

ル、

御布告

同ニ不及、別紙雛形ニ照準シ、証書相認可差出、差出、且本文之通証文書改候以後ハ、別段勘定組但租税ノ内ヲ以貸渡候分ハ、最前伺済ノ書面相添可

尤出納勘定帳組方ノ儀ハ、兼テ達置候通可相心得

拝借其外年賦上納金等、是迄十二月中ニ相納候処、 後ハ其年十一月限大蔵省へ上納可致事、

以

右之通可相心得事、 但正米ノ儀ハ、貢米同時上納ノ事、

to 藩庁島津忠義発途上京ノ期日ヲ達ス

明治四年四月十日、藩庁忠義公発途上京ノ期日ヲ達セリ、 従四位様御儀、来ル十六日四ツ時被遊 通可相心得旨、向々江不洩様可申渡候! 仰達候条、御通行筋并御手当等之儀は、先達て申渡候 御発駕旨被

辛未四月

記

知政所

本月八日ノ達ニ由リ、九日ノ発途ヲ延期アリシニ由リ、

此達アリシナリ、

七 異宗徒取締ノ為外務権大丞ヲ遣サル

明治四年四月十二日

御沙汰書写

異宗之者取調トシテ、外務権大丞中野健明被差遣候ニ 鹿兒島藩

付、其藩到着之上ハ、知事始篤ト申談取計可致候事、

記

改宗ヲ強令シタリ、本藩ハ男女三百余人ヲ旧菩提寺福 三千余人ノ邪蘇徒ヲ捕ヘテ、本藩ヲ始メ藩ニ幽閉シテ 二年末ヨリ三年ノ初ニ亘リ、長崎県浦上・大良両村民

往々楽ンテ其居ニ親ミ者モアリキ、然ルニ各藩多少ノ ノ雇使ヲ許セシヲ以テ、其実極メテ寛裕ナリシニ由り、

ノ遺屋ニ収監セシモ、後朝命ニ基キ男女ヲ問ハス士民

徒ノ処分ヲ刻虐ナリトシテ、之ヲ自国公使ニ訴フ、公 寛厳アリ、其報聞伝フルアリ、外国宣教師ハ往々邪蘇

テ、各藩ニ巡察セシム、仍テ本藩ニハ中野来到シテ実 カ為メ、此日外務権大丞楠本正隆・仝中野健明ニ命シ 使政府ニ論難シテ止マス、是ニ於テ其実況ヲ視察スル

況ヲ監検シタルナリ、

中野ノ巡回諸藩ハ左之通、

津和野藩

Щ

Ш

ナリ、之ヲ城下上方元福昌寺客殿跡ニ入レ、四囲ニ竹

本藩ニ預ラレタル邪蘇教民ハ、男女老幼三百余人

徳 姫 鳥 圌 Ш 名古屋藩 高 高 鹿兒鳥藩 島 山 Ш 松 知 路 江 取

和歌山藩

楠本ノ巡回藩ハ左之通、

其躬行ノ厳正ナルコト尋常人ノ及ハサル処ナリシ、故 ヲ問ハス互ニ親和協睦死生ヲ誓ヒ、男女ノ品行厳然ト 廃スルコトナク、反テ艱難ヲ同フスルノ情念ヨリ教宗 シテ乱レス、老者ハ幼者ヲ労ヒ、幼者ハ老者ヲ扶ケ、 ニ凝固タルノ有様ニテ、益々信念ヲ堅セリ、 故ニ老幼

又教民ノ監内ニ在ル情況ヲ聞クニ、依然信奉ノ教式ヲ

シテ、低廉ナルヲ以テ購客多カリシナリ、

作ニ由ルモノハ、民間之ヲキリスタン草履又ハ席ト称 シメタリ、故二当時草履・席ノ類等ニテ、該教民ノ手 幼弱ノ者ハ監舎内ニ在リテ、重ニ農家ノ余業ニ従事セ 柵ヲ繞シテ収監セリ、後ニ至リテ男女少壮ノ者ハ、

ニ仍リ城下士民ノ雇使ヲ聴セシニ由リ、或ハ労役ニ使

或ハ僕婢ニ雇使スルモアリキ、老年ノ男女

フ者アリ、

セサルハナク、反テ人々ノ愛好ヲ増セリ、

ル所皆雇者ノ便用ヲ為スヲ以テ、其正直動勉ナルヲ称 二士民ノ間ニ雇使スル者モ、能ク其期誓ニ背カス、至

(全) 英公使巴氏伝中ニ左ノ一節あり、 其審問の間ハ之を各藩ニ監して、農民平和を擾乱する 使ニ通牒する際、近年長崎県浦上村邪蘇教人民あり、 千八百七十年 呉帝 一月ニ、日本外務省より締盟各国公

— 63

していあらざらんと思へり、 していあらざらんと思へり、

しめたり、

鳴らし抗議を為せしを以て、遂に釈放して村里に帰ら八百七十三年 頭端 ニ及ひ、其間各国公使屢々其処置をし、教民を諭し多少民心を安輯せしも、尚教民を虐遇し、教民を諭し多少民心を安輯せしも、尚教民を虐遇虐の情念を起す所以なりと、佛国主僧ハ屢々訓示を発虐の情念を起す所以なりと、佛国主僧ハ屢々訓示を発虐の情念を起す所以なり、第十六世前に起れる邪蘇人の性情ハ清国民と異なり、第十六世前に起れる邪蘇

三 城下附近十里内諸郷兵召集操練ス

吉野原ニテ操練ヲ行フ、明治四年四月十五日、城下附近十里内諸郷兵ヲ召集シテ、

記

を以て、追逐遷徙せらるに至る、要するに日本政府ハ

恰も日本政府の宣言する如く、違叛の人民たらしむる同氏の書牘中に、長崎附近の村民は、天主教僧の勧説

岸砲台ニテモ、仝日午前六時ニ発砲操練ヲ行ヘリ、
「窓」強雨為正午ニ至リ操練ヲ了レリ、仝日七ケ所ノ海と召集シ、漸次吉野原ニ繰出シ、大隊運動ヲ為ス、ニ召集シ、漸次吉野原ニ繰出シ、大隊運動ヲ為ス、シ、此日午前一字早鐘ノ号鐘ヲ以テ、陸軍局前操練場テ操練ヲ行ヘリ、諸郷兵ハ先日ヨリ城下各町家ニ止宿城下附近十里内諸郷兵十一大隊ヲ召集シテ、吉野原ニ

府を促かして教民を困憊せしめたるを悲めり、又日本集せしめて、教化を伝ふととに満足せす、返て日本政

せしめたるなり、当時西僧にして、各港内の聖堂に参西僧徒を追ふこと能ハさるに由り、止なく人民を遷徙

寺師宗道日記四年四月十五日

(番号六七と同文により削除)

【参照二】

道島正亮日記四年四月十五日

四月十五日、拾里方諸郷兵士吉野調練、昨夕ヨリ雨ニ ヲロノ本辺ハ水深ク、腰ニ掛リ候ヨシ、大ニ困窮イタ テ候ヨシ、風モ強ク布屋抔張方モ不出来、地蔵濡ニテ テ、今暁益々強ク候得共吉野登り、今和泉ノ御名代ニ

断候得共、聞入無之候由、二丸ノ噺ニヲキラナリトテ ク不相分、当分田地仕付時ニ付、地頭前ヨリ段々被相 イタシ、何事之調練カト相尋候得共、何事ニテ候カ全 シ候由、ハ重廻翌十六日ニ差越、直噺ニテ殊ノ外難儀

候ヨシ、

芒 島津忠義発途上京ス

明治四年四月十六日、忠義公発途上京セラル、

記

本日午前十時、 西郷随行乗船城。 発航、仝月二十一日

東京神田橋内邸江着セラル、

船中記事アリ、 参考トシテ掲載ス、

四月十六日

今朝四ツ半時分

御発駕、前之濱ヨリ ニテ少々浪高ニテ、山川へ七ツ時分 御迎船戊辰丸へ 御碇泊' 御乗船、

南風

御機嫌能被遊 御滞船候事、

今朝六ツ半時分、山川港 **御碇泊之御左右申上越候事、** 同十七日 **御出艦、大東御通**

同十八日

能被遊

御座候事、

昨日ヨリ勝タル順風ニテ、 御機嫌能被遊御座候事、

同十九日

等無之、御機嫌能被遊御座候事、

昨夕方ヨリ北風ニ相成、浪高ニ有之候得共、

御碇泊

同日

今暁ヨリ風強ク、 ニテ、志州的屋へ暫時 無程夜明ケ紀州路相見得、少々浪高 御汐掛ノ賦ノ処、風相和候付、

御機嫌

遠州洋 ニ相成、雨モ相付浪立候付、夜入三字余伊豆下田湊へ 御乗掛ニ相成、八字弐拾八分余ヨリ漸々向風

御着艦被遊 **御碇泊候事**

同廿日

昨日ヨリ終日北風吹通シ、 御碇泊

同廿一日

昨夜九字弐拾分余下田湊

御出艦、四ツ過品川沖へ御

脇ヨリ神田橋内御屋敷裏御門前通御通、八時過御本門 町壱町目ヨリ数寄屋橋、目付ヨリ大名小路、細川屋敷 着艦、夫ヨリ 御足次船 坂屋平七所へ 同所釜屋へ 御小休、夫ヨリ田町御屋敷前通、 御休、夫ョリ品川筋御通行、田町大 へ 御乗移り、鮫洲へ 尾張 御上

四月廿一日 雨 リ御光着、

猶機嫌能被遊御座候事:

今日八ツ時、 御機嫌能被遊 御光着候事、

大久保利通日記四年四月

廿一日

不参、岸良子・海江田子入来、吉井子入来、今日知事(忠義)

盛ヲ訪、

公御着故、

吉井実友

同道藩邸へ参ル、

知事公へ謁、

【参照三】

道島正亮日記四年

四月十一日(一節)

本文ニ付、此節ノ人数ハ徴士ニ付、御供ハ不相成候由、

御側廻計ニテ西郷吉之助御供イタシ候由、万一事アリ

シ候節ハイカ、、

云々、 右ニ付、九日ニ四番大隊、十日ニ一番・二番小隊出兵「最郎」「小隊八大隊力」

〆四大隊、馬車ノ馬七拾疋計都合被遣候ョシ、

【参照四】

寺師宗道日記

同十九日

雨天

保田へ奉遷、薩先鋒として来ル時は、利根川ニて逼り 泊り明ケ也、東京ノ説ヲ聞ク、主上ヲ佐竹之出羽之久

々都合八藩ニ及候由、此度之事は紀州より為知相成候 国ヲ討之賦と云、又土州藩も反逆徒ニ与シタル由、藩 挾討ニする策と云々、又其時ニ九州之兵蜂起、薩之本

由、参事津田又三郎欤或藩より引合アリテ、是ニ同セ

66

明治四年四月十七日、藩庁諸局附属長ノ軍役高ノ所有ヲ

諸局附属長之面々御軍役高所持いたし候儀、職掌之名

之ヲ城下居住附士ニ売付スベキコトヲ達セリ、

停メ、

兵器隊も出スと云、又東京ニは十二艘之軍艦も揃候由 節御上京御迎舟之事ニも彼より起候由也、右之説ニて す則注進ニ及候由、又阿波藩ニおゐても同様ニて、此

泊り明ケ也、不穏事情也、 り燃る也、かゝる雨中ニ殊ニ神山ニして不思議之事也、 何分人々驚懼ヲ為ス、 より龍吐水ヲツキ掛ル計也、折枝の朽たる所の中心よ テヽ、段々下より消方之手廻スレトモ上リ得ス、只下 之後之楠之大樹の半腹ニ火燃熾り候、三所よりもへ出 之楠樹ニ火燃上り候由聞、 迫戸ニ差越候処、段々人騒立候様子故尋候処、 藤清右衛門・兒玉彌右衛門・伊勢十郎同道帰ル、 嶋原藩器械拝見ニ来ル、七ツ過退出、 如何様神告ならんと謂あへり、 則社内江至見ルニ、宗源殿 諏 訪 諏訪 伊 山

七四 藩庁諸局附属長ノ軍役高 城下居住附士ニ売付スルコ ノ所有ヲ停メ、 ŀ · ヲ 達

> 旨向々江可申渡候、 附士以上御免之者江、 実不相叶候付、従前より所持致来候者は、 此涯相対売渡候様可申渡候、 御当地居

此

住

辛 未四月十七日

知政所

藩庁出米ハ 旧制 ニ基キ、 集成館火薬局

経費ニ充ツルコトヲ達ス

七五

明治四年四月十九日、藩庁出米ハ旧制ニ基キ、 集成館火

薬局ノ経費ニ充ツルコトヲ達セリ、 御藩内士族御軍役高出米之儀、古来軍備ニ付、一

局之歳費ニ被振向、来申年より先キ、年中平均之米価 今日之形勢ニ立至候上は、専古制ニ基キ、集成館火薬 力之良制候処、元和以后往々致変態候得共、既ニ四海

不洩様可申渡候

は、

御軍用之内ニ被備置筈候条、

向々江申渡、

諸郷江

を以掛役々立会致差引、

出軍用ニ御振向、

尚余分も候

未四月十九日

記

知政所

出米トハ藩ノ旧制ニシテ、士族持高収納額ノ内ヨリ、

同

合

年ノ平均相場ヲ以テ金ニ換へ、之ヲ銃砲火薬ノ軍需〔ママ〕 品製造ニ充ツルカ為メ支弁スルトナリ、 ナリ、今更ニ旧制ニ基キ課出シテ、其収額ハ五年先キ 壱石ニ付八升一合ノ課出ヲ為サシメテ、軍役ニ充ツル

(按) 当時城下・外城士族ノ持高ハ ニ当レリ、五年以降 ノ平均価額ヲ計算スルニ、 3

金額ニシテ

こ達セリトゾ、

藩庁兵学校ヲ廃シ軍務局寮ト改称ス

改称シタルコトヲ達セリ、 明治四年四月二十三日、藩庁兵学校ヲ廃シ、軍務局寮ト

東西兵学寮之儀、軍務局管轄ニて、兵士教導方被仰付 置候得共、今般本学校并小学校御設建、皇漢洋之三学 付、此節右兵学寮は被廃候、左候て西兵学寮之内、是 効有之者は、往々軍治各局江御撰挙之御規定相成居候 は勿論、兵学ニ至迄兼脩、普通之学問被相開、生徒実 校規則通諸生ニ被仰付、東兵学寮跡并西兵学寮之内、 本学校管轄被仰付、右兵士之儀は、夫々年輩を以小学 迄拾八歳以下之兵士出席所跡は小学第四校ニ被相定、

> 官申談、諸事無混雑可致取扱旨申渡、向々江も可申渡 常備兵士又は諸郷報知役等入塾場所之分は、従前之振 合を以軍務局寮ニ被仰渡置候条、大隊長本学校之儀諸

但兵学寮掛指南役之儀、追て小学校師員等江可被 候間、其内是迄之通可相動、左候て兵士之内俸禄

辛未四月廿三日 知政所

被下置候面々は、此内之通被成下候

張紙

仮小学校之儀、第三校と名目被相替候条、 本学校江

申渡、可承向々江も可申渡候、

記

辛未四月

知政所

兵学寮ハ、兵員諸生ニ専ラ西洋ノ学術ヲ講究セシムル ト改称シ、常備兵又ハ諸郷報知役ノ宿泊ニ充ツルコト ニ由リ、年少ノ生徒ハ之ヲ学校ニ移シ、跡ヲ軍務局寮 実習ニ就カシメタリ、然ルニ中・小学校ノ設置アリシ ノ目的ニテ設置シ、寄宿舎ヲ設ケ、或ハ講学ニ、或

(按) 寮長ハ、初メ大隊長田原陶吉ニシテ、軍事諸般

、セリ、

せせ

逃籍者ノ復籍規則ヲ改定ス

明治四年四月二十三日、逃籍者ノ復籍規則ヲ改定ス、

充テタルナリ、 講習ヲ研究セシメタリ、 改称後ハ単ニ軍員ノ寄宿舎ニ

寺師宗道日記四年四月十八日

(按) 本文達ハ、四月二十三日トアリ、日記ニ拠レハ十 七日ニ相当セリ、

同十八日 昼晴晩雨

兵学寮は廃シテ小学校と合併ニ相成候、局従来之水車 伊勢仲左衛門・新納四郎右衛門同道集成館ニ至り、古 余アリ、此出入等之算計ス、泊り番なり、八ツ後より 途尽力之賦也、上製火薬僅四万斤余アリ、 杵搗ヲ都て桶器械ニ取替之吟味ス、当時火薬増産之目 出席ス、昨日兵学寮名目替り軍務局寮と相成候由、西 中製七万斤

事、

シナイトル薬包用之真鍮延金ヲ見ル、六字比帰ル、 貰之相談ス、其通り相決ス、夫より花倉分晰方へ至ル、 水車桶取替入用ニ付、鉄軸二十本彼館在合之内より渡

シテ橋梁ヲ架シ、渡舟ヲ設ケ以テ行旅ニ便ス、

明治四年四月二十三日、地方官ニ令シ、管内ノ河川ヲ相

因テ橋税

舟賃ヲ定メテ録上セシメラル、

第二百二 四月二十三日(布) 府藩県

見込書並別紙雛形ノ通従前仕来取調、来七月限可差出 立分ハ、新規通船造立致シ、増水ノ節通路相成候様、 ノ上、早々仮橋相設可申、尤川底石砂等ニテ杭木難打 等ニテ、旅人難渋不少ニ付、各地方官ニ於テ水利研究 諸道川々橋梁取建ニ可相成場所モ、従来船渡・歩行越

但川場へ従前ノ仕来ヲ以被下候御手当、 営繕ノ備相立候様ノ見込、是亦可申出事、 相当ノ賃銭取調、賃銭ノ内ヲ以本橋・仮橋 被下候間、右ノ心得ニテ定賃銭並無賃越共、 向後 更二 切不

(法令全書にて補正)

七八 藩庁諸局不用ノ書冊類ヲ小学生徒習字用

ニ供与スル コトヲ達ス

明治四年四月二十四日、

藩庁諸局不用ノ書冊類ヲ小学生

徒習字用ニ供与スルコトヲ達セリ、

小学校并郷校被召建、生徒追々相嵩候処、習字用反古

所を初諸局御一新以前之帳留類御用見合不相成分は、 紙存分調達不相叶段、本学校より申出趣有之候間、知政

被仰付候条、本学校江申渡、 向々江も可申渡事、 此涯取しらへ本校江差廻、本校より無親疎致配分候様

辛未四月廿四日

知政所

右社江福ケ迫諏訪社同殿之

健南方富神会祭いたし、社号被相改候、

八坂刀賣命

右は信濃国御本社之例ニ準し、

承向江も可申渡候な

言代主神御殿之跡江新二御鎮座被仰付候条、

社司并可

辛未四月廿五日

知政所

八〇 藩庁死屍埋葬ノ手続ヲ達ス

ヲ改称スルコトヲ達セリ、 明治四年四月二十五日、藩庁諏訪社祭神ヲ更祭シ、 社号

七九

藩庁諏訪社祭神ノ更祭並社号改称ヲ達ス

長田神社 福ケ迫

旧号諏訪

積羽八重言代主神会祭いたし社号被相改候、右社江戸柱諏訪同殿之

戸柱

南方神社

旧号諏訪

明治四年四月二十七日、藩庁死屍埋葬ノ手続ヲ達セリ、 人民道路等ニ死果身寄親族於不相知は、検事見分之上 之死を遂ケ、三十日程も親族等不相知者は、埋葬之上 後尋来者於無之は、是迄埋屍之仕来ニ候処、死て葬主 形行相記石標被召置、 なきハ則鰥寡孤独ニて実に可愍、依て以来は右様非常 仮埋置、人相等相記候標札御藩内中江立置致糺方、其 無苦之窮民御愍恤之典被為行度

四月

儀と致評議候、以上、

監察局

右之通被仰付候条、 向々江可申渡候'

但石標之儀、年号・月日并男女之間、且溺死・餓死 以建置、 縊死等之訳可記置候、左候て失費は其所村長計を 追て筋々江相付申出候ハ、、即返銀可被

辛未四月廿七日

仰付候、

記

知政所

従前一定ノ例規ノ拠ルベキナク、本達ニ依リ、 其取扱

ノ手続ニ一定セシナリ、

習ヲ期セシニ、偶城下附近ノ海岸ニ女ノ死屍漂着セリ、 生徒ヲ教修セシム、時未タ解剖ノ術開ケス、実地ノ研 ニ於テ死屍埋葬ノ手続ヲ定メ、愍恤ノ典ヲ達シタルナ 極ム、又藩士和田某大ニ其不足ヲ論難スルニ至ル、是 ヲ行ヒタリ、当時初発ノ事ニ係ルヲ以テ、 藩庁ニ請ヒウルユス生徒ヲ率ヒ、其処ニ臨ミ解剖ノ術 藩庁、医学院ニ英医ウルユスヲ雇ヒ教師トナシ、 世論紛囂ヲ

(参照)

リト云フ、

道島正亮日記四年四月年

四月中旬方ノ事ナランカ、女ノ生倒レ又ハ溺死ノ者、行 在所不相知、仮埋メイタシ置ヲ、四拾日目計ニ解体イ

> テ候ヨシ、 タシ候由、 臭気ハヲモヒヤラレ候、 格別相痛ハ不致、左リノ手カチキレ候迄ニ

但和田八之進議論一日前日一日後レ候カ、 差免候ヤ、又押返シ申出ニ相成、 無之、此節之儀ニ有之候ト本人ヨリ申出候、誰カ 此節迄ノ事ナリト、其侭相成候処、又已来ノ事ニ 殊之外吟味ニ相成、已来ハケ様之儀モ不被仰付、 相知候儀モ不被図、罪人抔トテモ、ケ様ノ事ハ公 成候哉、殊ニ此死体ハイマタ在所モ不相知、只今 ニヲヒテ、未不承事ニテ候、ケ様之訳ニテ御覧相 リ此節解体之儀被差廻、 テ候ヤト、委ク書立申出相成候処、 義ニ取リテモ不被成訳ニ有之候、何様之御吟味ニ 既ニ解体相成、 其後ハ不承トノ 知政所ニテモ 巡察共ヨ 是ハ日本

八 参議大久保利通ヲ山口藩 二差遣

ス

噺ヲ承候事、六月八日方承候

ス、 明治四年四月二十八日、参議大久保利通ヲ山口藩ニ差遣

記

藩ニ令シテ兵ヲ出サシメ、幾ナク鎮撫セリ、此際本藩日田県浮浪ノ徒騒擾アリ、政府ハ巡察使ヲ派遣シ、列

藩ニ関連シテ争議起レリ、是ニ於テ大久保自ラ山口ニニモ令アリ、視察ノ為メ大山鰤ヲ派遣セシム、事山口

赴キ、説解スル処アラントシ、本日同藩差遣ヲ命セラ

レタルナリ、

木戸孝允日記

(前文省略力) 明治四年四月十四日

の事あり、近来東京も断乎と御着手の模様切々承知、り、今日別に岩倉卿御書翰も到来、頻に余の東上云々卿より之御内命もあり、且大久保よりの書状も到来せ解上書)[編巻] (新巻] (新巻)

等も、自ら依て来る処あり、必竟緩厳等之議論種々雖下人心之方向も弥相惑ひ、大村等の変又廣澤等の不幸東京之主意と異なり、先年来首尾不相合之事より、天輔書翰来る、薩大山格之助并に兵隊出張、其次第大に大に為邦家に賀せり、然るに又今日日田県より山根秀の事あり、近来東京も断乎と御着手の模様切々承知、の事あり、近来東京も断乎と御着手の模様切々承知、

依て東京へ急に此次第を推問せんと欲す、為邦家一致一貫之目的不相立ときは、又先年の如失策

るに有司も多く其見不一故に、余も亦今日の事、只管

【参照二】

大久保利通日記四月

廿二日

云々ノコトヲ承ル(H三甲省略カ) コト御談有之、帰宿後訪小西郷子、安場子入来、秋田民部出張ニ決ス、退出ヨリ岩公へ参上、日田巡察使ノ八字参 朝、鎮台ノコト相決ス、秋田一条弾台出張、八字参 朝、鎮台ノコト相決ス、秋田一条弾台出張、

廿四日

不容易事件有之、示談承り候、大山彌助・小西郷入来山縣子同日田県大山格之助一条ニ付、山口藩疑惑ヲ以今小西郷へ訪、八字后参(朝、二字退出、安場子入来、朝か

廿五日

有之、

八字参 朝、今日山口藩、御用二付、差越候様被仰付

中より起り、緩厳よりして条理を論するの理なし、然有之、其元は只条理を貫くと不貫にあり、緩厳皆条理

候、二字退出、信吾入来、

ハニ 藩庁掌務延滞ヲ戒メ、其処理ヲ達ス

明治四年四月、藩庁掌務延滞ニ及フコトヲ戒メ、其処理

ヲ達セリ、

之哉ニ相聞得、不可然事候付、各局奉行頭人は勿論、江吟味相下候節、動すれハ相滞、間ニは紛失之患も有委細致布令置通候処、諸局より申出之書付類関係之局時勢致勉励、御用筋等可相弁と之趣は、去々巳十一月一御一新以来諸局之冗官御省略之上は、在官之面々深弁

相運候様可致取扱候、尤銘々兼て扣帳仕立置、請取之筆者ニ至迄申渡置候趣意相守、首尾之御用筋は、速ニ

書付は夫々記置、紛失等無之様致取扱、

旅行等之節不

無滞可致首尾候、左候て至急期限等有之候書付類ハ、相運御用筋は、同席之内より慥ニ次渡、請取候人より

差出候局々より其訳張紙を以可申出候、此旨不洩様諸

局江可申渡候、

辛未四月

知政所

明治四年四月、藩庁漆木栽植免許、果実売上ノ手続ヲ達ハニ 藩庁漆木栽植免許果実売上ノ手続ヲ達ス

一漆御用木之儀、是迄御法も有之候得共、海辺遠く運送セリ、

不便利成ル諸郷ニ於は、民産之余勢可相成良木も利用

畑并御用地等不差支場所ニは、其地ニて十分仕立置、相少キ事候条、以来御用定漆之数さへ相傭候へは、田

製漆之上勝手ニ売出候て不苦候間、願之者は民事役見

分之上可令免許候、

余産出来、育民之御趣意不相戻様可申談候、此旨民事右之通被相定候条、尚又諸郷掛役々より勧立、農家之漆実上納願出候者は、櫨実同様四升代米可被仰付候、

局江申渡、可承向江も可申渡候、

知政所

辛未四月

八四 藩庁庁吏ノ定員ヲ定ム

、ルコトヲ達セリ、明治四年四月、藩庁庁吏ノ定員ヲ立テ、尓今増減ヲ聴サ

知政所 一書記「(旧唱書役)」

同見習

右拾六人

小学校掛三人

東京詰四人

神事調役

同助

右五人

右拾弐人

伝事方「(旧唱用人)」

内当分人数之内弐人減少之賦

一伝事

一同副役

右七人

内本学校掛壱人

東京詰弐人

|徇達「(旧唱小組頭)」

内比志嶋転住士方掛弐人

右六拾壱人

民事局「(旧唱郡方)」右七人

一民事奉行

一同副役

一同見習

右六拾壱人

御検地方拾人

但当分人数之内五人減少之賦

掌皮館掛弐人 大坂詰壱人

外城方弐拾七人 農民館掛四人

近在掛弐人

御検地ニ付人配方壱人 大和百姓移者方壱人 諸郷御普請方弐人

— 74 **–**

調役

長崎詰壱人

同助 右九人

会計局

一会計奉行

副役

右八人

内大坂詰壱人

筆者

西京詰弐人 大坂詰六人 同見習 同副役

右六拾四人

但米穀方三拾弐人 諸財方三拾弐人 内東京詰弐人

一支配役

検者 同寄

右弐拾壱人

右百四拾弐人

但外ニ拾七人此涯被入置

一筆者

右七拾七人

内大坂詰壱人

出納方

内長崎詰壱人 右拾壱人

出納奉行

御検地方弐拾五人

筆者

内大坂詰弐人

右四拾人

内長崎詰弐人

勘定役

同助

同見習

右九拾壱人

但米穀方六拾三人

諸財方弐拾八人

内西京詰壱人 東京詰弐人

営繕方「(旧唱作事奉行)」 (未) 右六拾壱人

一営繕奉行

一同副役

一同見習

右拾九人

生産方「(旧唱産物方)」

外ニ大坂詰除

一同見習 一同副役 一生産奉行

右七拾四人

内細工掛六人

道路掛壱人

一監作「(旧唱作事方検者)」 東京詰弐人

同寄

蚕織方掛九人「(旧唱養蚕方)」内藍玉方掛五人

金性分柝方掛弐人

右七拾人

内細工掛拾人 道路掛五人

東京詰四人 但当分人数之内五人減少之賦

筆者 右拾壱人

監作

白糖方掛六人 木之実油方掛三人 国鈔方掛七人 金粉箔方掛壱人

右六人

内細工掛三人

— 76 –

一同助

右八人

一糧餉役

右六人

一筆者

内陶器方掛四人

紡績方掛弐人

糧餉方「(旧唱御舂屋役)」

糺明局「(旧唱御裁許方)」 (朱) 右四人

一糺明奉行

一同見習 一同副役

右三拾弐人 内会所詰拾九人

右三人

製造方「(旧唱御細工所)」 一製造奉行

一同見習

一同副役

右拾弐人 内陶器方掛六人

紡績方掛五人

堺紡機方掛壱人

監作

右壱人

但堺紡機方掛

一検事

一巡察

筆者

右百五拾人

右拾四人

右九人

内東京詰壱人 大坂詰壱人

右六人

監察局

一 内 厩 役

一同助所頭

 一内監
 内二丸四人

 一方點
 一方點

 一道具方面
 一道具方面

 一道具有面助
 一方参拾弐人

 一方方面
 一方方面

 一方方面
 一方方面

 一方方面
 一方方面

 一方方面
 一方面

 一方面
 一方面

 一面
 一方面
 </

内厩方「(旧唱御馬預)」内配方「出別五人」

同助

右弐拾九人

江可申渡候、

裹役

一同助

医員

一侍医「(旧唱奥医師)」

内二丸九人 右弐拾八人

玉里掛七人 貞君様御方弐人

裏役頭「(旧唱御広鋪番頭)」

内二丸七人

玉里六人

右拾弐人

内二丸四人

玉里四人

筆者

右六人

内二丸弐人 **玉里** 弐人

依は勿論ニ候へは、事実致弁別、成丈冗員令減少候様 候得共、大凡百事之挙は其人ニ有て、人数之多少ニ不 既ニニケ年ニ及ひ御用筋取馴来、当時官員右之通有之 右は御一新以来、諸局追々改革人員之増減有之候処、

少候上は官員相省、可然向は早速可申出候、此旨向々 候て是迄多人数ニて勤来候場所ニても、以来御用致減 別ニー局開立之外、右定員相重候儀ハ不被仰付候、左 可申談候、乍去先右人員を以定数ニ被相定候条、已来

庭方

一庭方頭「(旧唱御庭奉行)」

一馬医

右四人

右弐人

一同助

右六人

内磯掛壱人

尾畔掛壱人

但即今定員相重居候局は、 転役等之節跡代不被仰付

候

辛未四月

知政所

八五 工部省御雇外国人通行ノ節、 府藩県 3 IJ

候

護送人ヲ進致セシム

工部省官員御用ニ付、諸所江出張ノ節、御雇外国人政 可取計候事、 り其場所ニ於テ申談候儀も可有之候条、不都合無之様 相当之護送差出可申、尤道筋其外差掛り、同省官員よ 府之印章所持同行可致候間、府藩県管内通行之節ハ、

辛未四月

太政官

八六 附録

一未四月中旬比、 世間ハ是迄壱割又ハ拾弐歩、又ハ壱割五歩抔ニテ候処、 候処、世間不相並候間、壱割付ニ被仰付候旨被仰出候、 昨年方ヨリ弐割又ハ弐割五歩御扶持加候抔ハ三割ニ 御物方諸人自借銀、是迄六部利付ニテ

候得共、決テ一々申披キモ出来兼候程ノ事ナリト、専

置ニ候ヤ、ケ様ノ高利ヲ貪リ候付、屹ト仰出モ有之、 テ候由、右様不法ノ利付ニ付、御取締モ可有之候処、 四部五歩ニ御引下ケ被成場ニ可有之ト申人モ段々有之 布テ世間不並ニテ、利銀被召上候儀、如何様ナル御処

一四月末五月初ニモ候ヤ、和田八之進元イヤヤ析がユ男ニ知政ハ六ノニ タシ候由、参政之者共誰ニテ候ヤ、段々ト激論ニ相成、 所へ建言イタシ、段々議論イタシ、其前度々建白等イ

之、則可申カト申候処、與市一言ノ返答モ無之、朝四 有御座候抔ト、 見得候、殊ニ御存知通り此御座ハ、国家ノ政事ヲイタ 桂ヨリ申ハ、今日ハ御方顔色モ不宜、殊之外激論ト相 ツ過ヨリ七ツ過迄ノ議論ニテ候ヨシ、此外ハ委ク不承 事カト相尋候処、見留所ニテ無之、 ラサレハ、奸臣生スト相見得候、是ハ御見留アリテノ 事ニテ候ヨシ、橋口與市ヨリ御建白之内ニ、君臣一ナ 論所ニテ無之、一統ノ奮激ニテ罷在候故、此位ニテ可 ス格別ナル御座ナリト申候得ハ、肥後罷在候自分ハ激 実ニ議論明白ニテ、誰モ一言無之程ノ 御方抔之内ニモ有

意度如斯御座候、

敬白、

未四月九日

伊地知正治

ラ風説有之候、

伊地知正治ヨリ内田政風・黒田清綱へ書翰

尚 大慶此事ニ御座候、従テ藩中申上程ノ儀モ無御座候得 王政之盛ナル日ヲ数ヘ可奉待、草蒙間ト雖モ、多年ノ 被下候、扨知事公御上京諸兄一同十分御尽力ノ上ハ、 々暫時不得貴意候得共、 此度ハ御留主ニテ碌々罷居候間、乍余事御安意可 御奉職奉大慶候、次小生無

故、諸人一同納得無此上幸甚御座候、昨年冬ヨリ麦税 次第々々ニ御座候、尤先生才徳兼備頗ル賢者ノ風アル 生徒干八百余、五ツョリ七ツ時迄毎日ノ勉強、目覚敷 所本校ニ不相替盛ナルモノ三ツ余、逐々相調候様子、 相成候処、小学三ケ所ニテ生徒六百位、外ニ郷校十三 共、近頃静岡ノ人蓮之池先生御頼入候テ、学校御取興

聞取可被下候、先ハ久々音信不仕ニ任セ、 メテ宜敷、今分ニテハ例年ノ一倍増ト申事ニテ、是許 御免ニテ、麦作十分御引勧メ相成候処、民心ノ居合極 ハ老眼ヲ悦シ候次第ニ御座候、 右事迄郷音ノ吉事ト御 御伺旁得御

内田仲之助様

納 様

田 侍史御中

(按 リ、 シムルノ文アリ、之レ (マ ラン、又麦税免除ノ事ハ リ、思フニ平之馬場郷校ヲ設置シタル以来、各区競フ 郷校設置ノ達アリシモ、余ケ所ノ郷校設置ノ達ヲ欠ケ 郷校十三ケ所設置ノ記事アリ、本年 テ之ヲ設置スルニ至リ、 書中静岡人蓮池 ヲ雇ヒ教頭トナシ、学事ヲ理本書ハ四月九日親兵ノ乗船ニ託シテ贈リシモノナ 月日ノ達ニアリ参照スベシ、 別ニ達令ニ及ハサリシモノナ ヲ雇ヒ教頭トナシ、学事ヲ理 ノ事ニ係ハレリ、 月 日平之馬場 又

八六ノ四 俸禄貸ノ弊害ニ付久保藤之進建言書

世之難渋ニ迫リテ、髙利ノ銭トハ知リナカラ、無拠俸 実以テ過当之仕方ニテ御座候、 文余リモ下直ニ立、本銭ニ三割之利分ヲ懸テ差引、或 ヲ請取、御定直成ヨリ壱俵ニ付銭五六貫文、又ハ拾貫 仕向ハ富家之者人ニ銭ヲ貸シ、返済之方ニ月々ノ俸米 近来俸禄貸盛ニ致流行、大ニ窮士之憂ト罷成申候、其 ハ本物返シト申テ、何ケ年モ俸米ヲ利分之形ニ請取 然レトモ貧究之モノ渡

未四日

奉言上候、恐惶謹言

テ究士ヲ苦シメ、実ニ不堪傍観ニ、依之不顧多罪愚考

鹿兒島士族

久保藤ク

ユ、右ニ付今日本在留ノ英国ミニストルハレク成ル者

八六ノ五

子細ハ英国ノフレミエールミニストルハルメルストンキ 処ナレト モ、 果シテ其策ノ行 ハルヽ哉否ヲ不知、当地ニヘイメレイキ 報告 アリ、 我邦ノ 為ニ甚憂フ可秘 密

人ノ骨折ニテ、政府ノヒントルハールヲ開タリト新聞人ノ骨折ニテ、政府ノヒントルハールヲ開タリト新聞合テ日本ノホリチーキニシフヲヘムーエンセント欲ストサーキニ相関セシ人ト聞ク、此人リユツセルト心ヲハ、其リユツセルク手先ニテ、兼テ支那ニ於テチフロハ、其リユツセルク手先ニテ、兼テ支那ニ於テチフロハ、其リユツセルク手先ニテ、兼テ支那ニ於テチフロ

来リ候処、 何モ此上ウエールトノ策ヲ以テ、交易ヲ盛ニスル意ナ ル レハ、右策ニ同セスト断リタリト聞、其後右英使和蘭ニ 処、是モ日耳曼ハ今盛ンニ日本ト交易スル程ノ見込ニ 成レハナリ、魯ノ云フハ、我国ニテハ本ヨリ交易ヲ盛 リタレハ、償金ノ外策アルマシト云へり、 戈ニ及へシ、左スレハ長州ノ一件ニテ日本ノ手並モ分 モ非ス、又戦争ニ及タル寸遣スヘキ戦艦モ多分ハナケ シト答タリト云、其後右英使孛漏生ニ至リ其説ヲ述シ ニスル意ナシ、只日本ト相親和スレハ夫迄ニテ可也、 テハ肯セス、魯ハ元来欧諸国ト相反シタルホリチーキ 難題ヲ申出サント也、万一日本ニテ聞キ入サル寸ハ干 ヘンヲ開カン、夫ニ付色々ト政府ノ落度タル処ヲ取リ、 イリエム某ト申者ヲ発シ、魯国へ遣シタリト聞、其子 ハ港ノ多少ニョラス、又今日本国内ニ戦争ナドアリ、 和蘭ニテハ正大ニ断リ云フハ、交易ノ盛ナ 然ル処魯ニ

紙ニアルハ是ナリ、然ル処イールルリユツセル此度

フ

レミユルトナリ、

愈此策ヲ遂ント欲シ、英国ヨリ秘使

カヽル形勢若シ真ナラハ、吾国危急ノ秋ト云ベシ、是アチラコチラニ考ヘイタレトモ、若シクハ然ラン乎、

魯人ノ巳ニ来リ居ルヲ見テ去レリト云、此説僕ハ従来向フヲ拒キタリト云、後数十日英ノ軍艦果シテ来リ、直ニ軍艦ニ命シテ、對州ニ来リ据ラシメ、對州ヲ英ニ

窃ニ吾對州ヲ取ルノ計アリ、是ヲ魯ノミニストル聞テ、

タリ、是ハ其節英ノミニストル等支那ニ在留スルモノ、ケイト唱へ候由、先年魯国ノ軍艦故ナク吾對州ニ据リ

想ヲ厚クスレハ、自ラ害ニ遠サカルベシ、 にスニ至ルベシ、英ミニストルハルクハ、此説ニ拠レハ にスヘキ者ニ非ス、必後害ヲ起スコトアラン乎、要ステ頼ムヘキニ非ス、必後害ヲ起スコトアラン乎、要ステ頼ムヘキニ非ス、必後害ヲ起スコトアラン乎、要ステ頼ムヘキニ非ス、必後害ヲ起スコトアラン乎、要ステ頼ムヘキニ非ス、必後害ヲ起スコトアラン乎、要ステ頼ムへも出こので、対し、日本ニテ成丈オーハ外国奉行ヘハ既ニ通セシ人アリ、日本ニテ成丈オース外国奉行へハ既ニ通セシ人アリ、日本ニテ成丈オース外国奉行へハ既ニ通セシ人アリ、日本ニテ成丈オース外国を行へハ既ニ通セシ人アリ、日本ニテ成丈オース外国を行へハ既ニ通セシ人アリ、日本ニテ成丈オースを見る。

申聞候、

衛門両人ノ内情極密聞取ノ趣 ^^¬ 四月十四日、秋田藩士須田七郎右衛門・副田清左

シ置ク而已、

差出置候得共、事情形勢一ツモ知事へ通スル事ナシ、セラレ、両三年前ヨリ四方ノ形勢通暁ノ為、書生数人ニ暗ク、因循頑固ノ風不止ヲ以テ、知事深ク是ヲ慨歎右須田・副田両人出府致候儀ハ、藩地従来天下ノ形勢

可致旨被命候由、 二疑惑有之ヨリ、須田両輩へ諸生輩ノ行跡ヲモ探索 出ルモノ欤、撰ノ如キハ知事ノ意ニ無之、近況知事 テ、御当地へ差出候モ、初岡・中川両輩ノ存意ヨリ 右ノ諸生輩多クハ初岡・中川ノ門人或ハ縁故ノ者ニ

端ヲ招クノ根本ト相成候、ル事ナク、己レカ同志ト而已事ヲ謀シ意ニテ、遂ニ害右ハ前書ノ通、諸生輩ヨリ事情形勢一ツモ知事ニ通ス

此諸生輩他藩ノ激徒等ニ交リ、其徒ヲ藩地へ誘ヒ或

ハ邸内ニテ会合セシ由、

嫌疑ノ筋何等ノ子細候哉ノ段、ケ条ヲ以弁官へ伺出、参事等、今般ノ事件ニ於テ、唯ニ軽忽ニ看過シ、表向七八分ハ激徒ノ罪ヲ覆ントスル意ニテ、既ニ中川権大官員ノ者共、大体ニ暗ク、方向不定曖昧タル情ヨリ、に事件ニ付テハ、断然藩ニ於テ所置可致処、全ク藩庁此事件ニ付テハ、断然藩ニ於テ所置可致処、全ク藩庁

卜苦心罷在候、 左候得ハ、弥以藩地一統方向ニ差障候儀故、尓後如何朝旨並事情藩地へ相通シ候筋モ、定テ意味相違可致、

募可申哉ト遠察致候

右様方向ヲ誤候者而已ニテハ、

馬藩某ニ依頼セシ廉々モ有之由、右ノ次第ニ付、中己レ一身ノ責ヲ遁レン事ヲ謀リ、将八木藤兵衛ハ相中川権大参事、密ニ=朝官ノ人ニ依リ、色々申拵、

ハ其情ヲ不被得欤、御解放ニ相成、甚タ僥倖ノ儀ト大丞へ全策ノ事件ノミ御調べ有之、激徒ニ関係ノ筋八木藤兵衛ハ過日御召捕ニ相成候得共、丸山外務権川・八木ノ両人ハ速ニ御召出シ、御糺弾有之度、尤

即今藩情ノ如キハ隔遠ノ地ニ候間存候、

田精一郎・小野崎信蔵等ヲ初メ、其徒俄ニ帰藩致シ、成候事件等ニ至テ、甚タ疑惑ヲ生シ居可申、然ルニ吉朝廷ノ御趣意ハ深ク不奉察候処ヨリ、今般御召捕ニ相

唯

候得ハ、頑陋固僻ノ激徒ハ益是ニ雷同シテ、日々ニ相激徒ノ内少参事志賀為吉ヲ殺害ニ及ヒ候仕儀ニモ立至ノ勢ヒニ可相成ト、愁慮ニ難堪候、既ニ三月十五日、朝廷暴政ノ趣ニ共唱候ハヽ日ヲ逐テ激徒蔓延連結スル朝廷暴政ノ趣ニ共唱候ハヽ日ヲ逐テ激徒蔓延連結スル

疾趣、其党尚数人可有之、殺害ノ趣意ハ酒狂ヲ以口者ニ討レ即死致シ、外四人ハ逃帰リ一同割腹イタシ 治ニテ、小室ハ其場ニ於テ、志賀為吉悴同苗源吉ト申殺害セラレ候软、右暴徒ハ小室勝蔵ト申者并外四名 志賀為吉ハ、今般頑固ノ徒ヲ制スルノ意アルヲ以テ、志賀為吉ハ、今般頑固ノ徒ヲ制スルノ意アルヲ以テ、

テ深ク秘候由、尤無謂事ニ候、右ノ事件御当地藩邸ニ

一図に昇入皮居戻儀に皮背戻いに戻得い田真にぐ行い朝廷へ弁解致候テハ、藩中ノ御嫌疑一朝ニ氷解可致ト、申送候事ヲ信用シ、自身出京致委曲・財験事ヲ信用シ、自身出京致委曲・対して、安ニ仲川等カ私情ノ取計ヲ以前文ノ姿ニ候得共、知事ニ於テハ、深ク御当地ノ情ヲ

実ニ痛悲慨歎ニ不堪候、然処前件ノ情実ニ於テ、深ク終ニ因テ知事ノ罪ニ帰候訳ニ立至リ候儀、両人ニ於テ共、懸隔ノ地故情実難通、殊更中川等カ私情ヲ以擁蔽、共、懸隔ノ地故情実難通、殊更中川等カ私情ヲ以擁蔽、知無之ハ、職分ニ於テ難相済、其責素ヨリ不可遁候得知無之ハ、職分ニ於テ難相済、其責素ヨリ不可遁候得知無之ハ、職分ニ於テ難相済、其責素ヨリ不可遁候得可無之の、

却テ右両人ノ意中ヲ探索イタシ候程之事ニ付、藩邸中セ周旋尽力致度候得共、前顕ノ通藩邸方向違却ノ者共、ヲ闕下ニ被相待候様有之度トノ存念ニテ、両人志ヲ合シ、暫時ノ間出京ヲ止メ、藩ニ於テ深ク身反身責入候儀ニ付、寸刻モ早ク即今委曲ノ情態ヲ知事へ報知

ニ於テハ、互ニ其本意ヲ談候儀難相成、黙止愁慮、是

勘考致候得ハ、今日ノ事容易ニ弁解抔致候ハ、深ク恐

シ出京致候ニ付、只今帰藩ノ儀申出候共、中川等狐疑藩地へ立帰度存候得共、元来右両人ハ西国遊ノ命ヲ奉日ノ勢徒ニ愁慮致候迄ニテハ、何ノ甲斐モ無之、速ニ迄窃ニ邸外諸方ニオヒテ、密議致シ罷在候、然ルニ今

彼等右両輩ノ志ヲ察知致候ハヽ、ノ念ヲ抱キ拒可申候、

招可申ト案労致候由、

却テ固結シ益害ヲ

若無謂帰藩イタシ候得ハ、脱走ノ姿ニ相成、

遂ニ中途

ノ奸賊ニ擁蔽イタサレ**、**其志ヲ不達ノミナラス**、**遂ニ

ハ不測ノ事ニモ到ルヘク、去迚

何ノ所置ナク徒ニ出京イタシ候ノミニテ、弥以恐入候朝旨并事情委細知事へ不申聞候得ハ、奸徒術中ニ陥リ、

遺憾ニ存候ニ付、御当地ニテモ出没其疑ヲ避ケ、種々候儀ニ候得共、事ヲ不遂シテ空敷倒候ハ、実ニ千歳ノ儀ニ有之、素ヨリ身ヲ殺シテ恢復ヲ謀候ハ、其分ニ安

聞同志ノ者共ト協力致シ、一刻モ 朝廷御手障ノ筋ニ安、依之如何様トモイタシ、一応帰国ノ上、知事へ申不得、知事出京ノ期モ相迫リ、切歯痛憤日夜寝食ヲ難苦慮罷在候得共、心緒ヲ語候人無之、所置ヲ可謀友ヲ

不立至、御安慮被為在候場合ニ運候様有之度、切迫ノ

明治 4年(1871)

八六ノ七

間敷哉、万々一左様ニモ有之候得ハ、一身ノ儀ハ譬窃 モ急速立帰、尽力致候様、御内命ヲモ蒙候儀ハ被為叶 モ口外モ致兼候得共、仰願クハ参議公ノ御内ヨリニテ 早此上ハ術尽キ策究リ候場ニ至リ、誠ニ在カタク何ト ニ藩邸ヲ脱候トモ心底安着致シ、死ヲ以相尽可申、知

至情ニ候得共、

前顕ノ次第ニテ、帰藩ノ名義無之、最

事ニ於テモ奮発興起断然ノ処置可致見込ニ候、右ニ付

大参事

須田政三郎

非役士族 井 内

膳

中安

此輩ト共ニ事ヲ謀リ、藩中ヲ一洗シ、方向相改候様周 隊ノ兵ヲ預居候由戸沢ト申処ニテ二大

旋尽力致度旨申立、落涙ノ体ニ見受申候、右聞取候侭

晋付差上候也

辛未四月十五日

慶勝謹テ案スルニ、今日ノ勢ヒ治途一轍ニ序シ、 名古屋藩建白

> 重ノ害ナカラシムルヲ以テ、大大緊要事トセリ、今夫 ラス、一府ノ能ク治リ、一藩ノ能ク強ク、一県ノ能ク 人ノ四肢一処ノ康健ナルヲ恃テ、身ノ安全ヲ保ツヘカ

帯五指交弾ノ力ヲ一挙ニ集ムヘシ、因テ其大綱ヲ五条 君民一様遵守ノ標的ヲ立テ、危疑ノ念ヲ絶テ、堅根固 安ク、未タ以テ、全国ノ殷富ヲ論スヘカラス、 宜シク

朝廷採択ノ日ヲ待テ、逐条ニ之ヲ奏セン、 二掲ク、其細目ノ如キハ、

第一条

各地方学校ノ制ヲ一ニス、

教学ノ道多岐、終ニハ天下ノ人才ヲ誤ルモノ尠カラ ス、今一学制ヲ立ツルハ能ハスト雖トモ、至適ノ方

法ヲ定メ、各地方ニ令シ逐次施行セシムヘシ、

第二条

天下ノ人才ヲ収攬ス、

地ニ至ラシムヘシ、 シテ、各地方政庁ニ 我ノ区別ヲ生シ易シ、自今偏党ノ私ナク人才ヲ登用 藩々多クハ官内ノ人才ヲ用テ、他 至ニ在職セシメ、万里同軌 ノ官内ノ人自ラ彼

第三条

偏

要地ニ兵ヲ置、

二照準シテ、コレヲ大蔵省ニ完納セシムヘシ、要地ニ分附スヘシ、其資用ノ如キハ、各藩管内ノ高各藩之兵ヲ収メテ、兵部省ニ管セシメ、八道喫緊ノ

第四条

一州一知事ノ制ヲ定ム、

一知事トナストキハ、民政尽一ニ帰シ、人心向フ所数藩ヲ碁布ス、自ラ治民ノ術多途ニ別ル、今一州ニ藩ニ大小アリ、一藩ニテ数州ヲ管轄シ、或ハ一州ニ

第五条

ヲ知ラシメ、官職世襲ノ弊ヲ革除スヘシ、

華族給禄ヲ均フス、

ノ化日ニ睦シ、禄位ヲ去リ、世襲ニ安ンスルコトヲ然レトモ以テ永世ノ制トスルニアラス、終ニハ文明華族給禄ノ多少均シカラス、適宜ノ方法ヲ立ツヘシ、

期待スヘシ、

外ニ強国要盟結信ノ事アリ、内ニー皇上鋭意国治ノ労多年非常ノ優恩ヲ荷シ、未涓滴ノ報効ヲナサス、今夫ヘキ処ニアラス、恐悚罪ヲ俟ツノ外他ナシ、然レトモ臣区々ノ微衷ヲ布ク、退テ省スルニ、地官ノ敢テ論ス

テ大参事志水忠平・丹羽賢等ト議シテ、赤誠ヲ表シ、アリ、老憊ノ微軀偷息屈酋安佚ヲ其間ニ求メンヤ、依

無シ、誠恐誠惶頓首敬白、

犯分上言罪死ニイレス、臣激切屏営ノ至リニ堪ルコト

辛未四月 名古屋藩知事徳川慶勝

弁官

| 市來四郎建言

レハ、内ハ流賊奸民ヲ制馭スルコト能ワス、外ハ宇内云ヘリ、之レ和漢洋古今同一ナリ、又威力強逞ナラサ国之盛衰強弱ハ必ス貧富ニアリ、故ニ富国強兵トコソ

ノ交際ヲ全フシ、国体ヲ保持スルコト能ワス、交際ハ

キニアリ、如何官庫充実スト雖モ、一時変災ニ中ツテ耗其根源ハ国ヲ富マスニアリ、其本ハ逸遊徒食ノ人民ナ家維持ノ要綱ニシテ、一日モ忽セニスヘカラサルナリ、士ヲ愛養シ、器械ヲ充具シ、不虞ノ変難ニ備ル事、国字内ノ大道ナリ、独立鎖鑰ハ大道ニアラス、爰ヲ以兵

古人モ民富ムト云ヘリ、之レ政府ノ違忌スヘカラサル散スルトキハ、至急充補スルコト難カルヘシ、是故ニ

事ナルベ ナシテ繋獄ノ者、 生業ト云モナク活計セシ者少カラス、今日ニ至り生計 フヘキノ世態ニテ、上下ノ困弊実ニ云フヘカラス、殊 物価騰貴、万民塗炭ノ苦ヲ受ケ、加之十二三年前ノ頃 ニ奢侈驕惰ノ風ニ流レ、逸遊徒食ノ輩多ク、 ョリ今日ニ至ル迄、人心動揺騒擾絶ルコトナキトモ云 ル者ナリ、 **モ、教化ノーニシテ、即今ノ世態必スナカルヘカラサ** ノ資ナキ者夥シク、男女共ニ醜悪ノ道ニ陥リ、或悪事ヲ 聞 東西両京ハ、二百有余年至治ノ化ニ浴シ、 誠二歎息ノ至、政府二於テモ苦心セラル シ、 倩本邦近世ノ況勢ヲ見察スルニ、開港以来 殊ニ開港以来輸入ノ品夥シク、 東京中ニテモ殆ント千ヲ以テ数フル 旧来ナク 何ヲ以テ 貴賤トモ 御

> 其用効異ナラサルモノハ、悉ク国製ノ道ヲ開カルヘシ、 増長シ、益人民ノ疲弊ヲ重ルヨリ外ナク、 之レ民ニ恒ノ産ヲ得セシメ、 ラルヘキハ此事ナルヘシ、因テ輸入品ノ内模製効造シ、 家ノ損トナルベシ、然リト雖モ、今形有用無用ノ差別 勢ナレハ、如何トモ為シ難シ、近ク支那ノ覆轍ヲ考ル テモ済シモノ多ク舶来シ、 ナク輸入夥シキニ於テハ、国家ノ損亡一年ハ一年ヨリ 弄品ト云へトモ、禁輸ノ制ハ抑モ下策ニシテ、 二及ヒ、即今ノ況勢ニ立至レリ、 ニ、阿片ノ毒品サへ輸入ヲ絶ツコト能ワス、遂ニ大乱 モ又少カラス、況ンヤ之レヲ禁輸スルコト能ワサル 物モ鮮カラス、貴賤共用ヒ初シ上ハ、再ヒ止 ニシテ、富国ノ根本トモ云フヘシ、就テハ百般 其中ニハ全ク無用 徒食ノ者ヲ減スル 我国ニ於テモ無用 政府心ヲ用 メ難キ ノ遊器玩 却テ国

必先教化ト云ヘリ、然レハ浅民陋夫ニ職業ヲ勧導スル人ノ云ヘル如ク、非信無以使民、非民無以守国、治道

幼児ヲ育教スルト同シク、

勉テ職業ノ勧導怠ルヘカラ

ルトキハ遊惰ノ逸民ナク、国富ハ勿論ナリ、古

ヲ以任ノ要トス、故ニ民ニ臨ニ信愛ノ二ツヲ以テシ、法度ヲ設テ保護スルハ政府ノ任、政府ハ之レヲ勤ムル

語ニシテ、

勉メテ逸遊徒食ノ民ナキヲ要シ、農工商

1

一夫モ逸惰ニ消光セサルヲ教へ諭シ、

三民ヲ勧導シ、

幼ニ拘ワラス懇篤ニ示教シ、且其方法ノ書ヲ与ヘ、教産物成製ノ教授所ヲ開カレ、望ノ者ヘハ、貴賤男女老

授ニ就テハ、其局ニ於テ細小ノ仕掛ヲ以テ現事ヲ施シ、

少カラサルアリ、之レハ兎角ニ人手ノ触ルヲ減シ、器 来ノ事業ハ何ニ由ラス理学上ヨリ為スコトナク、 悉ク人生必要ノ事ノミヲ教授シ、又ハ従来為シ来レル 財日々彼ニ占メラルヽ、嘆息ス可キ事ニアラスヤ、細 用ヒサルニアリ、爰ヲ以テ百物悉ク外国ニ購求シ、 之レ理化学ニ暗ク、又ハ人力ヲ竭サヽルト、 謬ルトキ、還元転製スルノ理ヲ知ラス、全ク廃捨損亡 口伝手術ノ授法ニテ、道理ニ暗キカ故、 元価モ廉ニシテ移多ク、人々競テ生産蕃殖スヘシ、従 如何ニモ化学ノ理上ヨリ出タルコトハ損耗ナク、 全ク棄捨シタル余残物等ヲ以テ、有用ノ品ヲ製シ抔、 モ簡易ニシテ、 械ヲ用ヒ、或理化学ヲ学ヒタル者ハ、ヲノツカラ施術 比スルニ、甚タ高騰シ、夫レ為ニ品物ノ元価貴ク売鬻 物品生産ノ製法等、 用飲食酒醬類ノ醸成、或武器製造等、其他細大ノ事業 人知ノ足ラサルヨリシテ、空シク無用ニ属スル者多シ、 ニ至ル、如此クナルカ故ニ、生産少シク適天賦ノ良産モ ノ場ニナリテ曳合兼、適々生産モ益減シテ棄廃セシモ 誤謬費失モナク、或従来ノ仕方ニテハ、 即今ニ至リ日傭給金諸物価以前 一タヒ施法ヲ 政府心ヲ 唯二 随テ

> 国家ノ損亡夥シキナルヘシ、 入ノ品有用無用ニ限ラス、細大之ヲ畳算スルトキハ、 国用ヲ足ス、愚ト云フベシ、況ヤ国ノ疲弊ヲ為ス、実 少ノ品ト雖モ国産スヘキ者ヲ、他邦万里ノ外ニ求メテ 二、日二(、発明ノ品多ク、 ルヘシ、万石ノ米粒モ一粒一抄ョリ積量ス、然ルニ輸 ト雖モ、年ヲ積ンテ之ヲ算計スルトキハ、莫大ノ数ナ ニ傍観スヘキニアラスヤ、自今購求スルハ僅々少ナリ 或旧来ノ方法ヲ改革シ、 西洋諸州ノ事ヲ伝聞スル

或皮革ノ靼消、

或布帛紡績染彩ノ諸法、

或日

フヘシ、因テ我国モ彼ニ傚へ学へキハ富国強兵ノニツ ヲ要シ、人民競テ生計ノ道ヲ勤ム、実ニ開化ノ域ト云 費用ヲ省キ抔シテ、生産日ニ月ニ増シ、徒食ノ民ナキ

カルベシ、然ルトキハ、年ナラスシテ人々一生業ヲ得 者ヲ置テ、教導ヲ初メラレタラハ、諸授ヲ願フモ ラレ、洋学者或理化学者・器械学者又ハ倭漢諸国 ヲ専トスベシ、故ニ右ニ論セシ如ク、産業教授所ヲ建

逸遊徒食ノ輩減スルコト疑ナシ、貴賤共ニ一己独立シ

フルニ、如此教授ノ道ヲ開カレタラハ、人々一稼業ヲ 僕隷ニ終身苦仕セラル、乎、或路街ニ乞食スルヲ好ム ニ非ラサルハ素ヨリ論ナシ、故ニ上下ノ人情ヲ以テ考 テ生計ヲ営マンコトヲ欲スハ、人情ノ常ニシテ、奴婢

玉

西洋各国開化文明富強ノ国、 民ノ多キハ政事ノ欠典ニシテ、之レヲ減スルノ策ヲ建 寛急軽重ヲ弁シ、順序ヲ明ニシ、施行セラルヽコト専 願クハ当路ノ諸賢瞬間モ怠り玉ワス、富国ノ途ヲ開カ ツル、古ヨリ多シト雖モ、其実功ヲ見ルコト鮮シ、今 シ、而シテ後広大ノ業ニ手ヲ下タサルヘシ、 ル丶コト、 ヲ動ルトキハ、外国ニ冠タル富強国トナルハ明ナリ、 一ニシテ、先ツ右ノ如ク、人々一家一己ノ生計ヲ初メ 初終失欠損耗ナクシテ、後大ナル国益ナルヘシ、 而シテ遠ク万里ノ波濤ヲ犯シ、販鬻ノ道ヲ盛ニシ、 逸遊ノ徒民ナク、民恒ニ菜邑アルヲ要目ト 真二即今急務中ノ急務ナラン、然リト雖モ 都テ産物ニ富マサルハナ 然ルトキ

> 凡細大一百八十余品、些少ノ者ハ幾千ヵ知ヘカラス、 栄ヲ知ルト云ヘリ、今我国ニ外国ノ物品輸入スル ヲ少フスル、巨大ノ国益ナルベシ、 ヲ俲製シテモ、輸入夫丈ケ減シ、我ノ膏脂ヲ絞ラルヽ 輸出スル数ハ凡六十余品七十品ニ上ラス、其一百余品 ヲ増シ、国民富テ風俗正シキニ至ル、則チ衣食足テ後 化ノ二学ヲ勤メ、事々物々道理ヲ明ニシ、而シテ物産 ヲ進メ文芸ヲ勉励スル、皆富旣ノ致ス処、其本源ハ 盛ナル、其侵奪ヲ熾ニシ、 兵威ヲ熾張シ、宇内ニ縦横跋扈スル者ナリ、 カ所見ニテハ、一百八十余品ノ内、其八十余品ノ細物 ハ我ノ損耗ニシテ、膏血ヲ絞ラルヽトモ云フベシ、僕 其境域ヲ曠弘スル、 其威力 其開 理 化

暢和寒暖度ヲ失ワス、人種敏健ニシテ、五大洲中比肩

輸入少シク、輸出ノ多ニアルハ論ヲ俟ス、日本ハ気候 発明ノ品モ必定出ルナラン、富国ノ本源ハ、産物多ク

ナキ美良ノ国ナレハ、国人勉メテ生業ヲ怠ラス、文学

西洋各国ニ比肩スルニ至ルベシ、全体本邦ノ人ハ伶俐

ベシ、右ノ如キ途開ケルトキハ、後生産大ニ蕃殖シテ、

一己一家ノカヲ尽シ、

競動シ生計ヲ為スニ至ル

ニシテ、知覚鋭敏ナレハ、

右通り教育シタラハ、

新二

尤モ徒食ノ遊民少シニテモ減スルハ、

政蹟ノ美ト云フ

ラストモ、

在留ノ外国人仕用ニ売販スルモ国益ナリ、

ヲ積ンテハ、ヲノツカラ施法手術モ練達シ、国用ノ外

而シテ日ヲ重ネ年

ハ却テ外国ニ輸出スルニ至ルヘシ、

仮令輸出スルニ至

中ツテハ、海内ノ兵員凡百万ト算シ、其価金夥シキ数 ラン、目前ノ利ハ素ヨリナシト雖モ、十年ノ後ハ、果 西洋ニ肩双スルニ至ルハ疑ナシ、 モ、人々心ヲ用ヒ、又ハ政府勧導行届クトキハ、後日 レハ、他ニ求メサルヘカラサルハ、自然ノ道理ナレ 地味ノ異ナレルニアリ、因テ産セサル者ハ貿易ノ道ア モ、之ヲ海内一般又ハ数年ニ亘算スルトキハ、莫大ノ 為スノ良法モ立ツヘシ、右ハ些少枝葉ノ事ノ如シト雖 富君富ノ体定テ、官ニ非常ノ用費アルトキハ、国債ヲ ニ赴キ、而シテ民ニ富豪ノ者輩出スヘシ、其時コソ民 ニ至ラハ、 富国ノ 元根初テ 定テ、 タリ、之ハ兵部ノ諸官早ク注目セラレテ、国製ヲ開カ 由ナレハ、近年中ニ之ヲ買ニ国財費ルノ非已ニ顕ワレ シテ大ナル国益ヲ見ルニ至ルハ顕然ナリ、之レ大学校 心ヲ用ヒラレ、厚ク商議セラレテ、教授所ヲ設ケラル ル、コト専要ナリ、或結社ノ力ヲ以テ、百物製造スル ト、即今民政ノ急務ハ勿論、 殊ニ人々竭力尽心シテ、 当今孛佛戦争ヨリノ発明ノ利器モ、種々出タル 出来セサル者ハ天度ト 交際ニ就テノ要目ナ 故ニ当路ノ官々深ク 日ヲ追テ富強ノ途

器出レハ方今ノ世態是非求メサルヘカラス、求ムル

=

初メ、一己独立ノ活計ヲ営ンコトヲ企望スル者多シ、 即チ之ヲ小ニシテ語レハ、子ヲ教育スルニ入費ヲ厭ワ ラマホシキ事ナリ、御入費モアルヘケレトモ、如何ニ 恒ノ産ヲ得テ、 ムルニアリ、且都下ノ人情ヲ見察スルニ、何乎生業ヲ フシ、国威ヲ海外ニ光輝スルニアリ、又小ナルハ一家 全国富競安民ノ基礎トナリ、広ク宇内ニ并立交誼ヲ全 ノ御事ナリト雖モ、姑息ニシテ右ニ論スル処大ナルハ、 サルニ同シク、当今貧困ノ輩ヲ救育セラル、尤モ至仁 モシテ御繰合セ、仮令債財ヲ以スルトモ設ケラレ度、 シ、実ニ民政ノ大本ニシテ、此世態一日モ早ク御設ア ヲシテ、生計ノ道ヲ勧導セラルヽトキハ、上下共ニ各 ラレントノ外ナケレハ、之ト並ンテ浅民陋夫又ハ工商 シテ宇内ニ冠タラシメ、治道ヲ正フシテ蒼生ヲ安ンセ ヲ設テ教化ヲ布キ、人才ヲ育生セラル、ト同ク、 一人其処ヲ得テ、廉節ヲ知リ、国恩報酬ノ道ヲ知ラシ 而シテ国家ヲ保護スルノ途立ト云フベ 国ヲ

製スベキ生産モ増殖セス、其上輸入品ヲ傚造模製シ、

治国安民ノ本トモ云フベシ、就テ建局ノ体裁愚考スルレテ、教授ノ道ヲ開カル、コト急務中ノ最モ一ニシテ、舶来ヲ逐却スルノ策未タ立タサレハ、速ニ此局ヲ設ラ

処凡左ノ如シ、

人情ニ応シテ折衷シ、国益ヲ謀リ、逸遊ノ徒民ナキニスル目的ナレハ、弘ク宇内ノ良法ヲ択採シ、或ハ土地導シテ、人々天稟ノ職掌ヲ竭シ、国恩酬報ノ途ヲ教誘一此局ヲ建設セラルヽハ、農工商ノ三民ニ各其職業ヲ勧

ラルヘシ、尤モ民部省ノ関轄相当ナラン、ルラ教導シ、或国産ヲ増シ、外国並立交際ヲ弘フスル此局ハ大学東南校ニ次テ、浅民陋夫ニ活道ヲ得セシム至ルヲ専要トシテ、規則ヲ設ケラルヘシ、

山或ハ商売学ノ諸書等ヲ飜訳スベシ、一洋学者ヲ置テ、諸芸術・専匠・製煉・物産・農耕・鉱ヲ開製スルヲ専ニスベシ、

シ、商賈ヲシテ宇内商業ノ体裁ヲモ知ラシムヘシ、和語ヲ用ユルヲ要ス、中ニモ商法学ノ諸書ヲ蕃訳但訳文ノ体裁ハ愚夫・愚婦モ了解シ易ク、成ル丈ケ

或ハ心得アル者ハ、教官ニ置ラルベシ、防・鉱山・農耕・租税・営繕等、一切人生必用ノ現事、関係ノ人ハ洋学者ニ限ラス、和漢物産家或ハ水利・堤

テ、旧法ノ宜キヲ採存シ、弘ク折衷スルトキハ、一種ス、故ニ前章ノ如ク、従来ノ法モ教授或書類モ備へ置へ、故ニ前章ノ如ク、従来ノ法モ教授或書類モ備へ置は風土人情ニ適合シ行ワレ来リシ方法モ、即今ニ至リ日本従来ノ諸工芸或農耕・水利・堤防・租税、其他国日本従来ノ諸工芸或農耕・水利・堤防・租税、其他国

説講等至テ簡易ノ法ヲ設ケラルヘシ、其長官聞届、則ヨリ入寮為致現施示教シ、或ハ書ヲ以邑是迄ノ職業等詳記シ、何事業受教致度旨直ニ申立、何事業ニ依ラス、請教致度者ハ其局へ推参シ、身元国

ノ良法モ建ベシ、

但入寮ノ規則、或ハ月俸等ノ諸事ハ、大学東南校等

ニ法ラルベシ、

勿論受教ノ者ハ、自ラ其業事ヲ為サシムベシ、事業教導ニ就テ、薬品其他ノ入用ハ悉ク官費タルヘシ、

望ミノ者へ申請サセルモ時宜ニ随フベシ、

諸器械ハ相当ノ価ヲ以申受サスヘシ、

其出来ノ品物ハ、受教ノ者へ廉価ノ申受、

又ハ局ヨリ

一雛形図画等ノ者ハ、何ニ依ラス製造シ、望ノ者へ相当

ノ価ヲ以申受サスベシ、

決テ高直ナルヘカラス、依ラス人生必要経済ノ書類ハ、悉ク摺出スベシ、価ハ依ラス人生必要経済ノ書類ハ、悉ク摺出スベシ、価ハ鉛字版ヲ以テ、諸飜訳書ハ勿論、現施試験書等、何ニ

其他一切人生必要ノ者、雛形或ハ図画ヲ製シ、望ノ者一農耕ノ弁利ナル器械、或ハ牧畜或伐木鋸断等ノ諸器、

へ申受サスへシ、

人生ノ資用トスル書類、悉ク備へ置ルベシ、専匠ノ芸術・布帛・紡績・諸染彩、其他何ニョラス、「洋籍之内理化ノ二学書或器械・農耕・植物・鉱山、諸

和漢ノ書モ人生必要経済ノ書ハ、何ニヨラス新古ニ拘

ワラス悉ク備へ置ラルヘシ、

幼児ニ事業ヲ教導スル如ク、懇教スルノ趣意専一ナル民部省又ハ東京府ノ官々関係シテ、信切ニ事ヲ裁択シ、

年限ヲ定メ株式免許セラルベシ、就テ、社ヲ結ヒ盛大ニ取建ル者ハ、西洋ノ法ニ傚ヒ、就テ、社ヲ結ヒ盛大ニ取建ル者ハ、西洋ノ法ニ傚ヒ、何事ニ依ラス事業練熟シ、人生ノ用アル品製造スルニ

何事業ニ依ラス受教セシ上、盛大取建ルニ付テ、尚ホ

ヲ願者アルニ於テハ、旅費前条同様ナルベシ、析採聚、又ハ善悪ノ見止等モ専一ナレハ、教官ノ出張鉱山ハ山相ノ検査モアリテ、初ニ相山シ、或ハ鉱石分旅費ハ願人ヨリ半ハヲ官へ納メ、半バハ官費タルベシ、指南ヲ受ンカ為、教官其国所へ出張ヲ願フ者アラハ、指南ヲ受ンカ為、教官其国所へ出張ヲ願フ者アラハ、

ヲ民部省へ差出スベシ、格別ノ品ハ株式免許セラルへ出セシ者ハ、書籍四五部、品物ハ試傚ニ充ツヘキ丈ケ何ニ依ラス、人生必用ノ器械・品物・書籍等発明或著

置クヘシ、但書籍ハ民部省・大学校并ニ教授所へ一部ツ、納メ

此局ハ永年ノ設ニアラス、今ヨリ十四五年、

或二十年

レハナリ、早ク輸入ヲ減シ、且遊民ヲ少フシ富強ヲ謀ルノ階梯ナニの輸入ヲ減シ、且遊民ヲ少フシ富強ヲ謀ルノ階梯ナニのの、輸入夥シク国家ノ損耗甚シキカ故、一日モヲ限リ、開化ノ途進タル後ハ止マラルヘシ、唯即今前

課一両人ツ、雇ワレ教師ニ置ルヘシ、洋人テコノロギリー(註百工製造学、諸事練達ノ者一

但雇人ニ就テ一課ノ者一両年ヲ期シ、転替雇フノ目

途ヲ建ツヘシ、

右ニ論セシ如ク、 利スル 乎或ハ利多キ乎、故ニ生産益進ミ、随テ鷺売ノ道盛ナ 品ノ税ナキトキハ、其税丈ケ易ク売出シテ、買フ者多 品ハ自ラ高直ニシテ、 販ノ道モ弘ク、宇内ノ法ヲ取捨シ、民ニ利権ヲ与フル 民ヲ利スルノ権道ヲモ用度事ナリ、然ルトキハ輸入ノ ヲ一ニシテ、 三策ノ中ニ片時モ怠思放置スヘカラサルハ、富国ノ策 中ニ此教授局ヲ設クルコト、尤モ速ナルヘキナリ、 我国ノ急務ハ、富国強兵ト教化ノ三ツニアリ、教化ノ 国民ヲシテ開化ノ域ヲ踏マシムルコト不能ベシ、方今 論モアリト雖モ、即今我国ノ況勢ヲ以考フレハ、 如此ノ権道ヲモ用ヒ、 ルノ道理ナリ、西洋ニ於テモ、此法ハ公法ニ非ストノ ノ策ヲ立タスンハアルヘカラス、則西洋ニ行フ処ノ如 ハ遊逸徒食ノ民ナク、 輸入品ノ税ハ必ス高クシ、輸出品ノ税ハ易フシテ、 ノ法ヲ用ユルニアラサレハ、富国ノ本立ツテ、 而シテ二ニ教化・ 国産多ク出ツルニ中テハ、 輸入ヲ減シ我国産ヲ増シ、 国人之ヲ買フコトヲ厭フ、 匹夫・匹婦モ生業ヲ勉強シテ 強兵ト順序ス、 素ョ 富国 民ヲ 姑ク リ売 又

> 急ナルハナク、而シテ逸惰徒食ノ民ナク、産物盛殖シ 立難ラン乎、故ニ当今ノ急務ハ、饒民富国ノニツヨリ 立交際ノ策略ヲ施スト雖モ、軽侮ヲ受サル道恐ラクハ 勢ニテ 如何ニ刻苦焦慮、 産物ヲ増シ、輸入ヲ減シ却テ之ョリ外国ニ出シ、 誠ノ二字ヲ以シ、国債ノ法ヲ行フニ至ラハ、 随テ兵強器械充具威力熾挙、 膏油ヲ我ニ台ムル策ヲ用ユルトキハ、自ラ国富民饒'(治力) テ富競ナルハ論ナシ、其時ニ至テ政府益民ニ臨ムニ信 真ニ並立交際ノ典初テ立ツベシ、然ラサレハ即今ノ況 **闔国ノ人民同協勠心シ、** 宇内ニ冠タル威力備リ、 如何ナル 彼

レハ、其当ヲ尽スコト能ワス、

故ニ賛セス、

右粗其概略ヲ挙ク、

細目ノ如キ

くへ

当路ノ人ニアラサ

ニモ、 兵ハ鋒鏑弾丸ヲ浸シ、農工商ハ財貨ヲ債出シテ用費ニ 我国モ之ヲ傚テ、 充テ、全力ヲ以スルノ法真ニ良法ニアラスヤ、 トヲ企望ス、 外冦仇敵ヲ討征スルモ、皆国内四民挙テ竭力シ、 国威ヲ海外ニ輝スノ元基ヲ建ラレン

二民富ハ政府富ムノ現蹟ニシテ、流賊奸吏ヲ制駁スル ラサルハナク、非常ノ費用ハ総テ国債ヲ以弁スト、 モ、素ヨリ憂フヘキコトニ非ス、

西洋各国多少国債

実

西洋各国ニモ農耕或百物製造ノ学校ヲ設ケテ、

テ、 者へ教授スルノ設アリト、彼開化 テハ、今我国ノ況勢ニテハ、尚更此ニ傚テ速ニ設ラレ 一日モ早ク国民生業ノ道蕃殖スルノ御所置アラマ ノ域モ如此ナル 二於

進ムルニモ、国体ト人情時勢トヲ審察シ、寛急軽重 右ノ如ク生業トスヘキ事ヲ勧導スルニモ、 ヲ旨トシ、人ヲシテ倦労セサラシムルヲ要スベシ、 スルト同シク叮嚀懇篤ニ示教シ、局ノ規則モ簡易便捷 局ハ浅愚卑陋ノ人ヲ教誘スルコトナレハ、幼児ヲ教育 弁シ、順序ヲ経テ教導セサレハ、却テ害ヲ生スル者 ホシキ事ト存候 海外諸邦ニモ其例往々尠ナカラス、素ヨリ此教授 開化文明ヲ ヲ

力ニ罹リテ調成製立スベキ者ハ悉ク造成シ、 専ラ理化ノ二学ニ基キ、千緒万方人生必要ノ品物、 輸入品ヲ傚造模製シ、民旣富国ノ大策ニハ未タ至ラサ 姿ニテハ、全ク従来ノ方法ノミニテ、普ク全国ニ及シ、 ストキハ、渠ニ并肩 ル哉ニ聞ユ、因テ爰ニ論スル処、前説ノ如クナレハ、 スル コ ト能ウヘキナリ、 人力ヲ竭 願クハ当

路ノ人々爱ニ注目アラマホシキ事ナリ、

此ノ悪弊アリテハ、輸入品ヲ傚製シ、

浅民愚夫モ活道

ヲ得ルコト能ワサルノミナラス、輸入品ヲ減シ、

此程ヨリ授産所召建ラレ、紡績染彩縫工等ノ諸業教授

ノ設アル由ニ聞ユ、如何ニモ良法ナレトモ、伝聞スル

当分東京中ニテ、諸製造品等産業トスベキ事ヲ心得タ 神辺ニ居住何某トカ云者伝習ノ売法ヲ為ス由、之ハニ リト社頭岡部文蔵上云者ノ所、或唐芋焼酎ノ製醸ハ、 業中器械料ト名ケテ、一月廿五円宛ヲ出シ、凡六ケ月 出ササレハ、教ヘサル悪風アリト聞ユ、伝聞スル処ニ ニシテ皆伝シ、夫ノミナラス、入塾中ノ月俸五円宛ナ 金百五十円ツ、ヲ出サシムルト、近頃ヨリ名ヲ替テ修 テモ、牧牛会社地内ニテ馬鈴薯酒ヲ製スルニ、其伝授 者、或洋学者等ニ伝習ヲ講スルニハ、過分伝授料ヲ

開カントスレトモ、伝授料ヲ出シ、其后一店一業ヲ開 授料一百円宛ト定価シ、皆伝ノ上モ三ケ年間ハ謝金ノ 品川駅本仙臺邸ニテ伝習スル者アル由、之ハ一種ノ伝 既ニ伝習セシ曲、或ビール・ブランテン其他洋酒製醸方ハ、五十円ヲ出シテ、或ビール・ブランテン其他洋酒製醸方ハ、 業ヲ営ント欲スト雖モ、為スコト能ワサルアリト、 クニモ本手金ノ入用旁才覚調兼ネ、 ノ諸細品等皆如此ノ悪弊アリト聞ユ、右通人々稼業ヲ 約束モ証書ヲ出スト 战気間テ恐レテルメタリト 其外舶来 百五十円ヲ出サセ、既ニ五六人ニ教ヘシ由 ホホ繭滴簾ケヤヤ某 適々志アリテ、

外並立ノ基本ト云フベシ、

其理ノ概略ヲモ知ラサル等ノ故ナリ、第七海外各国ニ 或ハ産物ハ何ニ依ラス、皆製造耕耘ニ出ル者ナレハ、

ト此産業教授局ヲ設クル、

非ラスヤ、少シク理化ノ二学ニ罹レル者ハ、押シテ知 右通リノ悪弊アリテ開業ノ妨ヲナス、罰スヘキ山子ニ(歸む) 檮ル、之レ人民ニ活道ヲ得セシムル要事ニシテ、経済 分ノ伝授金ヲ取ル、 ルヘキナリ、依テ一日モ早ク教授局ヲ開カレンコトヲ ヤ洋品ノ製造ハ甚シク秘密ニスト、此一細事ヲ以テモ、 ノ損耗ヲ防クノ道ヲ閉塞ス、 実ニ笑フニ耐ヘサルコトナリ、 唐芋焼酎サヘ右ノ如キ過 況

ノ基本ニアラスヤ、

ナル 此上人々文学ヲ勤メ、生業ヲ勉強スルトキハ、国富ハ 産物豊饒、人種敏健ニシテ、実ニ天賦ノ良国ナレハ、 英国・和蘭等ハ、元来土地弊痩産物少シ、 サルニアリ、其教化ノ足ラサルハ政府ノ責、人々怠慢 シテ百事アカラサルハ教化足ラス、人々職業ヲ勉強 勿論ナリ、 ツヲ以建国スル者ナリ、 物ヲ以テ建ツト、何レノ国ト雖トモ、生産ト商法ノ二 工職ヲ以テ建国スト、 又教化ノ密ナラサルニ依ル、爰ヲ以テ大学校 如此美良万物備具セル国体ナルニ、貧困ニ 米・佛・伊太利亜等ノ如キハ、産 我国ハ土地肥沃、気候良和、 実ニ興国ノ盤礎ニシテ、海 故ニ商業ト

開港以来我国ノ況勢ヲ考フルニ、前説ノ如ク輸入夥シ IJ, 売スルニ由テ、時価ノ高低等ニ付、致サル、コト勝ナ 之ヲ以テ見ルニ、国ヲ損害スル多クハ商売ニアリ、其 価ノ高下ヲ計ルコト能ワス、第三一己一家ノ力ニテハ サレハ、第一本金ニ苦ミ、第二ニ弘ク耳目ヲ注テ、 目ヲ挙クルニ、本邦ノ商売ハ、一己一家ノ才覚ヲ以商 ク輸出尠ク、国家ノ損耗日ニ月ニ幾千乎知ルヘカラス、 依テ外国人ト商法スル者ハ、社ヲ結ンテ為スニ非

品モ一時利少キトキハ、之ヲ保ツコト能ワス、或ハ麁 宇内ノ商業ニ注カサルト、 物ヲ開テ、輸入品ヲ逐却スルノ道ヲ知ラス、 或本金ニ乏シキト、或社ヲ結ハスシテ一己独立ナルト、 目ヲ失テ苓落止業ニ至ル者往々尠ナカラス、之レ弘ク 物ノミニ拘泥シ、日新開発ノ途ヲ知ラス、第六在来 或ハ価ヲ高クスルノ術ヲ謀ルニ気力ナク、 価ヲ妨クルアリ、第四時価ノ出役ニ驚キ、 或ハ余物ヲ交錯シ抔シテ小利ヲ貪リ、 或商業ノ法度ヲ知サルト 第五新ニ産 時ヲ俟チ、 唯来 終ニハ名 ノ品

外国人ト利ヲ争フコト能ワス、却テ国人ト拮抗シテ時

国家ノ重事件ナレハ、預メ遠ク慮り禁絶ノ法確立アラリ定ルコト尠ク、多クハ渠等ニ定メラレル者ナリ、其り定ルコト尠ク、多クハ渠等ニ定メラレル者ナリ、其の定ルコト尠ク、多クハ渠等ニ定メラレル者ナリ、其出商スルコトナク、啻ニ開港場限リニテ、時価ハ是ヨ出商スルコトナク、啻ニ開港場限リニテ、時価ハ是ヨ出商スルコトナク、啻ニ開港場限リニテ、時価ハ是ヨ出商スルコトナク、

マホシキ事ナリ、

縮ル者アリト、外国人ノ利ニ鋭キコト如此、我国商モ 総端開クルリク心ヲ用ヒ玉ヒテ、結社ト外国へ出商ノニ目 関ク、近頃横濱在留外国商賈ノ中ニ、朝鮮ト欧羅巴ノ 関ク、近頃横濱在留外国商賈ノ中ニ、朝鮮ト欧羅巴ノ 関ク、近頃横濱在留外国商賈ノ中ニ、朝鮮ト欧羅巴ノ 関ク、近頃横濱在留外国商賈ノ中ニ、朝鮮ト欧羅巴ノ は サレハ、利ヲ得ルノ目途多ク、既ニ横濱ノ商事ハ取 セサレハ、利ヲ得ルノ目途多ク、既ニ横濱ノ務シキ、今当今国家ノ損耗量ルへカラス、其他輸入ノ夥シキ、今当今国家ノ損耗量ルへカラス、其他輸入ノ夥シキ、今

宜シク心ヲ用ヘキ事ナラスヤ、我商賈ハ一己ヲ利シテ、

西洋ノ人ハ百事怠倦ナク勉強シテ人生ノ業ヲ勤ムル、

IJ

定マルト云フヘシ、関家ノ益ヲナスコト尠シク、利ヲ得タル者ハ、一家ノ国家ノ益ヲナスコト尠シク、利ヲ得タル者ハ、結社セサレハ為サシメサルノ法ヲ設ケチルヘシ、之レ政府商賈ヲ保護スルノ法ニシテ、彼ニサレナルノ一策ナリ、而シテ後国家ニ非常ノ費用アサルトキハ、国債ヲ行ワルニ就テ大ニ弁ナルヘシ、然ルトキハ即チ民富君富、四民協力、国家ヲ保持スルノ道トキハ即チ民富君富、四民協力、国家ヲ保持スルノ道により、利ヲ得タル者ハ、一家ノ国家ノ益ヲナスコト尠シク、利ヲ得タル者ハ、一家ノ国家ノ益ヲナスコトシ

進歩スル

ノ目途ヲ立ルヲ以、富国ノ磐礎ト云フベシ、

己生計トナルヘキ事ヲ初ニ開キ、而シテ後重大

飜訳等ニテ手近キ物品ノ製造示教ヲ為シ、

而シテ其道

右ニ就テ愚考スルニ、

先ツ一小局ヲ開キ、

前説

ノ如ク

ノ僻ナキニアラス、故ニ前ニ覆論シタル如ク、一家一ク、直ニ開化域中ノ盛大ナル仕掛ヲノミ行ワントスル施ス者鮮ナク、殊ニ寛急軽重ノ弁国態相応否ヤノ別ナ洋学者多クハ学問上ノ人勝ニテ、現ニ人生必用ノ術ヲ教授局ハ初ヨリ盛大ナルヘカラス、其所以ハ、即今ノ

行事ノ体裁ヲ見聞シ、而シテ後書ニ基キ行フヲ要セラ 能ワサルハ、倭漢洋同様ナレハ、親シク其事情・施設 ク処ヲ以テ行ワルヽ者ニテ、勿々筆頭紙表ニ尽スコ シ者鮮カラス、或ハ書籍モ百般ノ者アリト雖モ、現事 ワレサルハ勿論、 尤モ民政ノ事務ハ、素ヨリ人情国態ニ基カサレハ、行 況勢等ニ折衷シ、大ニ建局シ、示教ヲ初メラルヘシ、 帰国ノ上、其者共見込ヲ以、本邦ノ風土・人情・国体 ニ行ワル、処ヲ、見聞ノ為ニ遣ワサレ、 風習現際ノ事情、其他工芸専匠ノ一般、 民法制度現施ノ次第、 普ク彼国ノ諸製造所、 二心ヲ用ユル人四五名ヲ択ンテ、 ト書籍上ノ論説ト相違シタルモ多ク、現事ハ人情 却テ害ヲ生スル者ナリ、即今洋航 或ハ耕耨収採ノ現事、 或ハ辺鄙僻村等ノ工作所、 欧羅巴諸州ニ遣 一両年ニシテ 民政ノ事務現 或商賈 或 ジ赴 シ

人口モ稍同様ナリト、然レトモ土地疲痩産物少シク、伝聞ク、英吉利ノ本国ハ、周囲広縦大概日本ト等シク、マホシキ事ナリ、

ノ穀類・棉・絹・諸材・煙草・蚕糸葉等ニ乏シク、総唯産スル者ハ、石炭・銅・鉄・鉛・錫等ニテ、人生必用人口モ稍同様ナリト、然レトモ土地疲痩産物少シク、

生産 内ニ跋扈ノ勢ヲ保ツコト能ワサルハ論ナシ、然ルニ今 我国ノ如ク勉励勤強セス、徒食ノ遊民多キトキハ、宇 本邦ハ二千五百四十七万余人ノ総人員、華・士族・卒 万人余ハ恒ノ産アル民トシ、而シテ七億万人ニ匹敵ス ヲ算スルニ、凡七億万人ニ匹敵スト、加之ニ現密ノ人 海シ、利ヲ得ルコト夥シク、其器械ノ力、国内ノ総計 同年ニ語ルヘカラス、国力ノ盛大強熾ナル、又彼ハ我 ケレトモ、土地ノ痩肥ハ我国ニ戻レルコト遙下ニシテ、 目怠慢倦労ナク競勤スルニアリ、本国ノ体ハ我ト同シ 五大洲中ノ一強ト称セラル所以ヲ考フルニ、国人愛国 千二百五十八万四千人ヲ現ニ耕耘稼穡アル者トシ、 ル諸器械ノ力ヲ合セテ、七億二千七百万人ノ国力ナリ、 人ヲ兵トシ、一百万人ヲ遊民徒食ノ者トシ、二千七百 口二千九百三十二万一千余人、此中ョリ五十三万四千 ト同日ニ語リ難キナリ、其所以ハ弁利ノ器械ヲ発明シ、 ノ情信切ニシテ、開化文明日ニ進歩シ、富民強兵ノニ 人、此内英国ト同様一百万人ヲ遊民徒食ノ者トシ、 百八十九万二千余人、庶人二千三百五十八万四千余 ノ蕃殖スル一年ハ一年ヨリ多ク、然シテ四方ニ航 其

テ他邦ヨリ輸入シ用ヲ足セリト、

如此ノ国体ナルニ、

ヲ補充スルノ趣意ヲ以テ、広ク事ヲ求ムルヲ要シ、先米・英ニ譲ラス、其他宇内各国ノ所長ヲ取テ、我短拙我国ノ体裁ニ同シク、又風俗俊朴勉強競動スル、百事

ヲ択採取捨アラマホシク、彼ハ立君独裁ノ国ニシテ、

ヲ禱ル、又一体ノ政蹟ハ魯西亜ニ着眼セラレ、

其宜キ

願クハ当路ノ人々爰ニ注目シ玉ヒ、瞬間モ放置セサルラスシテ海外各国ト比肩并立ノ日ヲ見ルニ至ルヘシ、ノ義ヲ知リ、真ニ愛君憂国ノ情厚キニ至ルトキハ、年ナ遊食ノ民ナク、各生業ヲ勤メ、竭力尽心シテ国恩報酬ンデ、富強ノ道ヲ謀リ、貴賤・愚夫・愚婦ニ至迄逸惰

静岡藩 壬生藩 静岡藩 佐賀藩 静岡藩 南校少博士物産掛兼勤 南校大助教展ト番リのセラル 鉱山司権正兼勤 海軍兵学寮大助師兼動ヲ命セラルベシ 土木権正鉄道掛兼勤 土木頭造船掛混 東校大助教順席混 大坂兵学校小教授混 同出仕兼勤 ベシ、 カラ威力強熾、 ツ最一ニ富民競国ノ途ヲ確然堅立スルトキハ、 産業教授局教官、又ハ俗務ニ充ツヘキ人名、 処左ノ如シ、 明治四年辛未四月 宇内ニ冠タル ۲ ベシ 日 皇国ノ実名真ニ確立ス 小 友 柏 肥 辻 佐野榮壽左衛門 杉 市 田 伊 宇 大 赤 市來廣貫 島 都 松 田 平 原 川 中 惣 宮 大 與 濱 左衛 亨 逸 甚 新 勇 圭 之 \equiv 三 五 郎 助 蔵 平 雄 郎 門 郎 介 見聞ス オノツ 菲山県 同画学 同藩本邦民政農学 東校大助教順席混 同 南校大助教順席兼 同本邦民政農学 同図画家 同藩本草学 同藩本邦水利学 同藩 静岡藩海軍方出仕混 本邦民政租税長 同藩 ヲ統轄セシムルニ的当ノ人物ナラン、尤民部省ノ官員 右ノ二名ヲ以テ教授所俗務ノ長官トシテ、 外ニ榎本釜次郎 [武揚] 列テ関係スルヲ要ス、 此三名ハ、宥罪ノ上ハ教官ニ被命度、 ノ二学二所ナリ、 阿部潜 榎本亨造 ŀ 大鳥 (純彰) ŀ 澤太郎左衛門 山 相 前 川 秋 栗 上 織 桂 長 安 緒 上 葉 原 田 澤 井 元 條 田 Ш 方 縣 四 萬 金 安 叉 晴 房 郎 イツレモ 瑞 元 甫 之 + 之 四 四 五. 局中ノ事務 助 郎 郎 郎 郎 介 平 郎 軒 司 =策 正

運化

サレハ、妄リニ意ニ随テ之ヲ記ス、見聞スル処ヲ以テ記ス、素ヨリ他局故障ノ有無等ヲ知ヲ右ノ人員ハ、此局ノ事務ニ就テ其任ニ堪ヘタルヲ、兼テ

【参照一】

大坂ニ行ケリ、

忠義公史料 明治四年五月

参議大久保利通山口藩ニ発途ス

明治四年五月三日、参議大久保利通山口藩ニ発途セリ、

記 本月二日、大久保ハ忠義公ニ見へ、山口藩使命ノ旨ヲ

船ルク号・二乗船、 日大久保ハ、西郷道・岩下平 同伴、横濱ヨリ米国飛脚 申ベヌ、公山口藩知事江上京尽力ノ旨ヲ嘱セラル、本 神戸ニ向ヘリ、同五日神戸ニ着船

大久保利通日記四年五月

二日

不参、十字御邸へ参、 博多鎮台出兵等ノコト議論有之、福岡御処置ニ付、長・ 上、西郷子へ訪帰、山縣子・井田子・小西郷子入来、 知事公へ謁、 長州行之事ヲ申

薩出兵云々ヲ決ス、尤モ小西郷子山口藩ヨリ一時鎮台

へ出張、時宜ニ依帰藩ノ筋ニ治定ス、今夕吉井子・川

村子・海江田子・松方子入来、

今日長州行出発、七字小西郷子同馬車、十二字横濱着、 子入来、外国商店為一覧歩行、四字飛脚船ニユーヨロ 大山子・小岩下子・寺田子旅宿へ入来、大隈子・吉田 三日

字解纜、

四日

ク開帆ニ付、三字ヨリ小西郷子・岩下子同道乗船、五

天気平穏、 終日航海

五日

一十二字神戸着船、上陸前大坂行飛脚船出帆故乗船、五 字着、大平所江参、税所子・岩下子・得能子被参居候、 各退出、税所子同宿、

寺師宗道日記五月

同三日 晴少雨

出席ス、泊り番也、出張局鈴木壮七泊りニて、咄ニ至 崎ニおひて薩軍と聊争角相及候由巷説アリ、ミニヘル ル、東京之逆謀与徒ニは奏任以上も多有之候由、又長

弾薬差廻方問合アリ、二千発也、

八八八 藩庁島津忠義ノ東京着ヲ報シ、賀詞ヲ申

フヘキコトヲ達ス

明治四年五月三日、藩庁忠義公東京着ヲ報シ、賀詞ヲ申

フベキコトヲ達セリ、

従四位様御儀、先月廿一日品川沖江御着船、鮫州江 御上陸、同日八ツ時過 御機嫌能被遊 御着邸候段申

来候、依之嶋津珍彦殿一列并二等官以上、明四日登

城、家令江相付

従四位様

従三位様江恐悦可被申上候、

但御裏江兼て恐悦被申上来候面々は、仕来通可被申

八等官以上任職之面々同断登 城、伝事江相付恐悦可

申上候、

但改服

右之通向々江可致通達候、 辛未五月三日 知政所

八九 岩倉具視訪問島津忠義対謁ス

記

本年一月、 藩地滞在中ノ礼詞アリ、兼テ上京ノ労ヲ問 明治四年五月八日、岩倉大納言訪問忠義公対謁アリ、

参照

ハレタリ、

当日ノ順序ヲ記セル文アリ、左ニ載ス、

五月八日

今朝八字比岩倉大納言様御見舞有之候事、

右ニ付御本門マテ御取次番罷出、御式台迄御先立、夫 ョリ家令御先立、御書院二之間迄御出迎、 御客間上之

間へ御引受、暫時御対顔、御立之節御式台迄被遊

明治四年五月十日、藩庁長田神社ノ祭日ヲ定メタルコト

九

送候事、

五月十二日

五字三輪惣ニ至リ、大久保・西郷ヲ訪フ、互ニ東西之 情実ヲ語ル、九州出兵延引等之事ヲ大久保弁解、知事

公次ニ余等之東上ヲ切迫ニ促セリ、條・岩二卿薩知事

殿ヨリ之御伝言モ有之、

ヲ達セリ、 長田神社

右御祭日

六月・十二月十一日

十一月中卯日

可申渡候、 右之通御祭日被定置候条、神主代へ申渡、可承向江も

辛未五月十日

九 〇

藩庁紡績方ノ管轄ヲ生産方ニ移スコトヲ

達ス

知政所

記

社ト改称スルコトヲ達セリ、是ニ於テ其祭日ヲ定メタ 四年四月二十五日、福ケ迫諏訪神社ノ社号ヲ、

明治四年五月十日、藩庁紡績方ノ管轄ヲ生産方ニ移スコ

トヲ達セリ、

紡績方之儀、是迄製造方より被掛置候得共、

以来生産

九二

大久保利通、木戸孝允·井上馨二日田県事

件ヲ説キ上京協力ノ事ヲ談ス

ルナリ、

方管轄被仰付候条、会計総裁江申渡、可承向江可申渡

候

辛未五月十日

知政所

藩庁長田神社ノ祭日ヲ定メタルヲ達ス

明治四年五月十二日、大久保山口ニ至リ、木戸朮・井上 ニ面シ、日田県ノ事件ヲ説キ、上京協力ノ事ヲ談セリ、

本月八日、大坂ヲ発シ神戸ニ着、同九日西郷同伴廻漕方

記

— 105 —

長田神

コト、

慰解シ、尚藩知事及木戸ノ上京ヲ勧メタリ、日田県ニ於ケル本藩出兵延遅ノ情況ヲ陳疏シテ、之ヲニ着、同十二日旅舎三輪惣ニテ、木戸・井上ニ面談シ、汽船坪豊ニ乗船ス、同十日三田尻ニ着、同十一日山口

参照

大久保利通日記四年五月

八日

川蒸汽乗船、六字頃神戸着、一早朝旅宿帰、二字ヨリ発、運上所ヨリ小西郷子同道、

九日

平穏、終日航海、三字廻漕方千里船へ西郷子一同乗船、五字発船、海上

|

終日航海、今晚十二字三田尻着、則上陸

十 日

四字ョリ発足、入夜山口藩へ着、

-

二上京相成候様演説ス、尚知事公へモ申聞可致返詞ノ齟齬之事一謝ニ及、知事公ハ勿論、木戸子・井上子速一今朝木戸子・井上子入来、奉命ィ趣且日田表大山云々

明治四年五月十四日、神社ノ班位ヲ定メ、祠官ノ世襲叙

神社ノ班位ヲ定メ祠官ノ世襲叙爵ヲ停ム

九三

爵ヲ停メラル、

第二百三十四五月十四日(布)

〔法令全書にて補正〕

ル迄、精撰補任可致旨被

仰出候事

九四 新痘種ヲ府藩県ニ頒タル

入来、

日相発、

所伝一首ヲツラヌ、

涼しさをのきハのまつに残し置き

ひとむらすくる夕立の雨

不堪、晚来一大雨過覚涼気、阿部子庭前有老松、

世二

拙子同行可致ノ返詞承ル、両日炎気如蒸頗ル

知事公、来ル廿四五日発船、木戸・井上十六

明治四年五月十四日、 新痘種ヲ府藩県ニ頒タル、

第二百三十六 五月十四

ニ付、府藩県へ頒布相成候間、大学東校へ申出分苗可 今般種痘ノ新苗渡来、感受ノ効旧伝ノ苗ニ大ニ相勝候

相受候事、

〔法令全書にて補正〕

十字ヨリ藩庁へ出知事公へ謁候、[毛利元徳]

次ニ故従二位墓前参

十四日

九五 大久保利通山口藩知事ニ見ユ

途、木戸・井上ハ同行上京スルコトヲ約シタリ、 同十三日、藩知事訪問アリ、知事ハ本月二十四五日発

四日藩庁ニ出テ、藩知事ニ見へテ答謝ニ及へリ、

大久保利通日記四年五月

今朝高杉子入来、当

知事公入来、昼后木戸子・杉子

明治四年五月十四日、大久保山口藩知事ニ見ユ、 記 本月十二日、山口ニ於テ木戸・井上ト談スル所アリ、

拝帰ル、今日井田兵部大丞着入来、今夕於客館御馳走

有之、

島津忠義麝香間祗候ヲ命セラル

九六

明治四年五月十七日、忠義公麝香間祗候ヲ命セラル、 記文・参考ハ本年六月五日、 藩庁布達ノ条 〔番号一一

一号〕ニ載ス、

九七 島津忠義参内ノ日時ヲ伺

明治四年五月十七日、忠義公参内ノ日時ヲ伺ハル、

所労順快仕候付、 近々参

内仕

天気伺且御礼申上度奉存候、 此段御執奏奉冀候、以上、

辛未五月十七日

弁官御中

鹿兒島藩知事御名

旨、 右之通御何書御差出相成候処、 伝事ョリ申出候事、 御張紙ヲ以御達相成候

張紙

来ル十九日第十時参

朝可致候事、

九八 藩庁砲台発射ノ際国旗ヲ揚ケテ船舶ノ通

行ヲ停ムルコトヲ達ス

船舶ノ通行ヲ停ムルコトヲ達セリ、

明治四年五月十七日、藩庁砲台発射ノ際、国旗ヲ揚ケテ

各砲台より試験射之節、以来国旗を揚ケ候節は、

船通

行不相成段、屹と差留有之度、向々江不洩様被仰渡度、

此段申出候、以上、

五月十七日

軍務局

右之通被仰付候条、 向々江不洩様可申渡候、 知政所

辛未五月

九九 島津忠義参内勅使下向 ノ奉謝ヲ奏ス

明治四年五月十九日、忠義公参内、勅使下向ノ奉謝ヲ奏

セラル、

先般 勅使御下向、実父久光

京御猶予願之通御許容被成下、且又照國社へ 宸翰拝戴被 仰付候処、病痾順快不仕候付、 当秋迄上 御剣御

納被下、重畳難有次第奉存候、

天機伺旁トシテ参

朝仕候、

辛未五月十九日 鹿兒島藩知事嶋津忠義

記

見ヲ賜ヒ、更ニ麝香間ニ於テ内謁ヲ賜ヒ、厚渥ナル勅 内ノ命ヲ伝ラル、同日午前八字参内、 忠義公去四月二十一日東京ニ着、所労ノ為メ延日ニ及 ヒシカ、本月十七日参内ノ許允ヲ請ハル、同十九日参 小御所ニ於テ謁

命ヲ奉承セラレ、御菓子ヲ奉戴セラル、了テ退出、宮

之口

馬場先御門被為入、岩倉様へ

御見舞、

和田倉御門辰

ヲ訪問セラレ、仝十一時ニ帰邸アリタリ、 内省ニ出頭シ御礼ヲ申上ラレ、帰途三條・岩倉両大臣

御通行、

御出口之通、十一字過被遊

御帰邸事'

【参照】

当日ノ順序アリ、 左二載ス、

五月十九日

御出、辰之口和田倉御門御通行、坂下御門被為 今朝八字御供揃、 御直垂被為 召、 御式台ョリ御本門 入

御礼御届相成候処、 小御所ニヲヒテ、 裏御門前ニテ

御下乗、

麝香之間へ

御通リ、宮内省

へ御通、 天顔被為 御内輪拝 拝、畢テ麝香之間へ 御扣、

顔被為 上意被為 在候上、御懇々之 御菓子 御頂戴、 終テ麝香之間へ御

引取、右御礼宮内省へ御申上御退

外櫻田御門霞ケ關 朝、大手御門内中辻ニテ へ御見舞、夫ヨリ調練場脇道 御通行、 御乗輿、右衛門ョリ 右ヘアタラシ橋内三條様 御通行、 日比谷御門・ 御出、

明治四年五月二十二日、 8 藩庁城下附近各村合併ノコトヲ

鹿兒島

達セリ、

原良村

右永吉村江合併 華野村

右岡之原村江合併

再

御学問所

下田村

右坂元村江合併

右比志島村江合併

草牟田村

皆房村

右下伊敷村江合併 花がれれ

右川上村江合併

藩庁城下附近各村合併ノコトヲ達ス

右は此節大御支配ニ付、 鹿兒島近在之内右之通合村被

仰付候条、此旨民事局江申渡、 向々江も可申渡候、

辛未五月廿二日

知政所

寺院地境内外ノ区域ヲ定メ其境外地ノ六

ケ年間ノ税額ヲ録上セシム

外地ハ六ケ年間ノ税額ヲ録上セシメラル、 明治四年五月廿四日、 寺院地境内外ノ区域ヲ定メ、 其境

府藩県へ御達書

譬へ不毛之土地ニ候共、墓所ヲ除之外上地之儀、 当之見込ヲ以境内之区別相定、其余田畑山林ハ勿論 致向を有之、不都合ニ付、従前之坪数反別ニ不拘、相 現石高平均取調方相達置候処、境内之区別調方一定不 諸国寺院現在之境内ヲ除キ、一般上地被 仰出、収納

兼テ相達候期限迄ニ可差出事、 告之通相心得、総テ収納有之分ハ、六ケ年平均取調

御布

但境内地之区別、今般相達候趣意ニ反シ、取調差出 候向ハ、早々再調之上可引替、尤調達無之分モ其

段可届出事

9 漂尸ヲ埋葬セシメ其告ル者ニ銭ヲ与ラル

銭ヲ与ラル、 明治四年五月二十五日、漂尸ヲ埋葬セシメ、其告ル者ニ

府藩県御布告

轄庁へ可届出候、尤見当人へハ士民ノ差別ナク鳥目拾 屹度可相心得事新下川々ヲ各地方管内ト書ス 自然等閑ノ儀有之於ハ、其所役人ノ越度タルヘキニ付 五貫文差遣、人夫雇料・埋葬料等ハ官費ニ相立可申候、 死人見当リ候ハヽ、直ニ人夫相雇引揚置、其段所役人 処、等閑ニ見過候類間々有之趣、無謂事ニ付、 三府下川々溺死人有之節、見当次第速ニ其筋へ可届出 へ申出、所役人ハ右死骸最寄寺院へ仮埋イタシ、其管 〔太政官日誌にて補正〕

鉱山所在採掘量申供ヲ督令セラル

明治四年五月廿五日、鉱山所在採掘量申供ヲ督令セラル、

藩県へ御達書

鉛・硫黄・薬石類産出之場所等取調、見本品相添可差出 各藩県管内金銀銅之鉱山并年々掘出之数量、其外石炭 웊

家禄下付方ノ手続ヲ令セラル

明治四年五月晦日、家禄下付方ノ手続ヲ令セラル、

明治四年五月廿八日、 メラル、 自今逃亡後収禄ノ日限被定候条、各所管ニ於テ左之例 月ノ多少ヲ不問、 右之通ニ候条、此旨相達候事、 ヲ照準シテ所置可致候事、 是迄華族・士族・卒等脱籍逃亡シ、本貫ニ復帰候者歳 入シ置キ、本犯復帰スレハ庶人ニ下スニ止ム、 逃亡五十日以内ニ帰ル者ハ、律ノ如ク処シ、 以外ニ及ンテ帰ラサレハ、禄ヲ収メ家属ヲ民籍ニ編 御布告 律ノ閏刑ニ処シ、原禄ヲ給シ候処、 華・士族・卒逃亡者収禄ノ制ヲ定

旨、兼テ御布告相成候処、今以不差出向モ有之、 二付、至急取調有無共可届出事、 不都合

華・士族・卒逃亡者収禄ノ制ヲ定ム

両庁申合次第可為勝手事、 両庁ョリ大蔵省へ相届、藩貫属之分ハ、当分之内元藩 ョリ新管轄庁へ引渡候共、又元藩ニ於テ直ニ相渡候共

貫属之分ハ、渡済期限等巨細新管轄庁へ申送リ、其段

府藩県貫属之者管轄替相成候節、

家禄渡方之儀、

御布告

但多人数一纒ニ管轄替相成、 省へ納方相達置候分ト雖モ、本文ニ准シ取計可申 家禄引渡方不都合之向ハ別段、 元藩遠隔之場所ニテ、 其余ハ、 先般大蔵

옷 藩庁旅費定則ヲ改正スルコトヲ達ス

五十日

明治四年五月、 差立候節は、至急之御用向ニても、都て静料可被相渡 定二候得共、以来定則通可被相渡候、尤至急之御用筋 之濱出帆蒸気船より被差越候節は、右定則半減之御治 道中御賄料之儀、 両京・大坂其外他邦江士族以下被差遣候節、 は別段之事候得共、 藩庁旅費定則ヲ改正スルコトヲ達セリ、 一昨巳年官等ニ応し定則被究置、 可成静ニて被差立、蒸気船より被 被相渡候 前

筋被究置候条、 会計局江申渡、 向々江も可申渡候、

辛未五月

쉳 大久保利通山口藩ヨリ帰京出邸ス

明治四年五月三十日、大久保山口藩ヨリ帰京出邸アリ、

ョリ乗船、仝二十六日横濱着、仝二十七日帰京アリ、 仝二十日ョリ仝二十三日迄大坂滞在、仝二十四日神戸 本月十六日、山口ヲ発、 仝十八日乗船、御手洗ニ碇泊、仝十九日兵庫江着船 仝十七日乗船、上ノ關ニ碇泊、

٧ O 当今街説

本日出邸忠義公ニ見談アリタリ

土州人ノ説ニ、我国ノ万国ニ並立事能ハサル、其源四 長ノ人生育セス、従テ百事挙ラサルナリ、宜シク速ニ 民ノ別アルカ故ナリ、爰ヲ以人材ノ輩出セス、能芸所 四民ノ別ヲ廃シ、悉ク平民トナシ、其材能ニ随ヒ抜擢

スル

ヲ要ス、 先ツ脱刀ノ令ヲ布ク ヘシ、 是其手初ナ

リ、故ニ管轄内ニ布キ試ミ、然シテ後天下ニ行ハント欲 藩内既ニ行事ヲ得タリ、是ヲ規本トシテ天下ニ行

フノ法ナリト云々、

長州人ノ説モ稍同様ナリ、然レ共藩内約マラス、 以上脱刀ヲ好マサルアリ、好ムモノハ今用ラル、輩ノ モ即今ノ勢一定布告スル事能ハサル様子ナリ、国中半 トテ

大ノ刀剣ヲ好ミ、皇国ノ玄機ハ、神世ノ昔ヨリ剣ヲ以 薩州ハ右ノ二藩ニ反シテ、近比ハ殊更剣法ヲ学ヒ、長 テ至重シ守トシ、則三種ノ御宝王尊ノ至重セラル ミニテ、阿諛ノ族ノミナリト云々、

郷トイヘル人ノ宅ニ行キ、応接スルニモ短刀ヲ膝辺ニ ルノミナト、確乎トシテ一藩一同動ク事ナク、 モノハ剣ヲ帯サルナシ、我国ノ刀剣ト其形状ヲ異ニス スル、素ヨリ其論ナキコトニテ、西洋各国モ士官タル 殊ニ西

サルヘシ、 ト雖トモ、決シテ薩ノ力ヲ以テ脱刀ノ命ヲ布クニ至ラ

皇国ノ体裁ヲ失ナワサル故、土・長如何ナル説ヲ立ル

置テ、如何ニモ

三藩如斯異説ナレトモ、薩ハ兵力充実、国論一定人情

爰ヲ以テ之ヲ廃スヘキニ非ラサル、或ハ四民ノ別ヲ廃

今紛々タリトソ、 置テ、天子ヲ天子タラシメンノ基ニシテ、国ヲ思フノ サルハ確乎トシテナサス、 薩藩独り二藩ト合論シ、ナスヘキハナシ、為スヘカラ 体ヲ墨守シ、 論喧々、 之志確乎トシテ動カス、土州ハ少シク兵力アルニ似 ヲ合スルノ藩多カランヲ企望ス、之レ皇国ヲ皇国ト立 強兵富国ノ道ヲ謀ル、実ニ我国ノ柱礎也、宜ク薩ニ志 今度ハ三藩力ヲ国ニ尽スニ当テ、二藩ハ全ク蛮夷ノ政 人ハ深ク心ヲ用ユヘキノ時ナリト、 兵力アルニ似タリト雖、実ハ論スルニ足ラス、 藩内合一セス、人材乏キ長州ハ、藩内紛擾異 皇国ノ玄機ヲ抽廃スルニナンへ、トス、 皇国ノ体ヲ堅ク存シテ、 是説草莽間ノ説当

正直、

少シノ異論有事ナク、藩主ヲ補佐シテ、

勤 王

重尊大ノ風ヲ清洗シ、髙官身柄ノ者モ一僕ヲモ携フル コトナク、自ラ事ヲ取テ、 制ニ費ス、歳入ノ半以上ニ及へり、加之門閥ヲ廃シ至 二出シ、文明ニ心ヲ尽ス、殊ニ兵ノ強キ海内ニ独歩セ アリ、其後弘ク宇内ニ耳目ヲ配リ、幾多ノ諸生ヲ海外 ルヘシ、薩ノ開化ニ趣キタルハ、先年英国ト戦ヒシニ 土二州モ同心戮力シテ尽サスンハ、国家ノ興廃爰ニア ノ如ク独権ヲ以テ事ヲ取ルノ意ナク、此時ニ当リ長 兵卒ニ至ル迄同脇規則ノ厳重驚ヘキナリ、長・土二州 衆説ヲ容レ衆材ヲ採リテ、天下治安ノ策ヲ建ル信切也、 殊ニ此度大兵ヲ召シ出張セシニ、己ヲ高フスル事ナク、 至リ益其意ヲ忌布スル事ナク、海内一致同和ヲ好ミ、 ノ改革ニ則リ大政一変アラハ、誰カ是ヲ非トスヘキ、 弘ク富国ニ心ヲ用ヒ、 殆ント西洋ノ文明域ニ、薩 種々ノ器械ヲ建テ材用ヲ兵

薩人ハ古ヨリ人種固隘ニシテ、衆説ヲ容裁スル事ナク、 変セラレショリノ事ナリ、豈大力ニアラスヤ、即今ニ 独リ力ヲ頼ンテ海内ニ跋扈スト雖、近代其弊全ク変シ モ隔心ナク、藩内ニ立入事サへ昔ハ拒ミタリシカ、今 テ、弘ク宇内ニ目ヲ注テ、普ク天下ノ人ニ交リ、少シ ノ人モ朋友 ハ少ニテモ自由ニ出入サセ、政体モ陰ス事ナク、何国 ノ如クナス、是レ全ク先君ノ治道風俗ヲ一

薩ノ改革ハ為スヘカサルヲ為シ得、実ニ万人ノ驚怖ス

如ク憂国ノ情厚ク、朴質倹素ナル時ハ、百事挙ラサル

惰安逸ヲ好ミ、上下共ニ国ヲ憂フル

ノ情薄ク、

薩人ノ

今東西并浪花辺ノ人情ハ、久シク泰平ノ化ニ浴シ、驕 ル処ニシテ、各藩ノ改革ト同日ニ語ルヘカラサルナリ、 草莽式憂国ノ徒談称スル処也、

旧友同朋ノ如シ、是人種俊直ナル所以也、長・土二州至り旧悪ヲ問ハス愛遇シテ志ヲ陳進ス、旧庄内ノ如キル事ニ信切ナリ、又奥羽其他ノ賊藩ト雖トモ、今日ニ議面接シ、聊言路ヲ閉事ナシ、一体沈着ニシテ議論スナク、高官高位ノ人ト雖、推参シテ拝面ヲ乞ヘハ無異又憂国ノ鬼神ナリトモ云ヘリ、又尊大至重ノ風少シモヘ除事難カルヘシ、諺ニ薩人ハ金ノ番ヲ為サシメヨト、出シ、私利ヲ謀リ或書画遊蕩ニ配ルナト、即今ノ弊サ出シ、私利ヲ謀リ或書画遊蕩ニ配ルナト、即今ノ弊サ

ハ、未時至ラサルヲ察スル钦、或ハ官人中ノ気味ヲ察、ル迄ノ意ニ疑ナシ、薩其気味ヲ察シカリ起テ、積日ノ憂念ヲ発表スルニ疑ナシ、西郷ト隊ヨリ起テ、積日ノ憂念ヲ発表スルニ疑ナシ、西郷ト隊ヨリ起テ、積日ノ憂念ヲ発表スルニ疑ナシ、薩其気味ヲ察シタルヤ否ヤ知ラス、ル迄ノ意ニ疑ナシ、薩其気味ヲ察シタルヤ否ヤ知ラス、ル迄ノ意ニ疑ナシ、薩其気味ヲ察シタルヤ否ヤ知ラス、

シテ、妄ニ論説ヲ容レス、唯常備ヲ置テ威力ヲ逞シ、

改革ニ当テハ一省一局、勅・奏・判ノ三任官薩人両三

名出仕為致改革ヲ初度事ナリ、左モナケレハ旧算ヲ洩

意ハ果シテアルヘシ、其他ノ能・廣・紀・尾・水等ノノ人情薩ハ王家ノ為ナレハ、恥ヲ忍ヒ苦ヲ好テ尽力ノ

事ヲ奉シテ、卒然帰藩スルニ出ヘシト云々、 朝権ヲ実着スルノ仕置而已為シテ、三四ケ月ノ間 二知

長・土二州ノ人ハ仕官ヲ欲スルノ情ナルカ故ニ、 固ニシテ、少シク奸猾ナレハ、退テ傍観スヘシ、薩兵 多欲ニシテ再ヒ木戸ノ如キ者モ輩出スヘシ、土州ハ頑 年乃至一年計ニシテ、彼ノ心底顕ルヘシ、 ハ仕官ヲ欲シ、終ニ権ヲ握ルニ至ルヘシ、今年ヨリ半 長州ハ奸點 内二

独立スルニ至ルヘシ、此度老公出京ナキハ能々往事ヲ 朝廷奉護ノ一途ニ出テ、政体ノ傍観ハ示前 ノ如クニシ、

ヲ以テ、

未タ日月地ニ墜チサルト云者ナラント云々、 薩西国ニ突立シテ 皇国ノ玄機ヲ保チ居ル、 人情如斯ナルカ故ニ、日本ノ衰頽兎角救フヘカラスト

察シテ、

出サルナラント云々、

此度三藩同心イツ迄モ隔心ナク、 ニ尽力スル時ハ、 大藩是ニ同致シ改革

皇国モ年ナラスシテ、万国ト并立ノ基立ヘシ、

然シ迚

云々、

モ三藩ノ内長・土二州ヨリ隔心ヲ曳出ス疑ナシ、即今

薩ノ改革ニ傚テ為サシメ度ハ、百事悉ク也トイヘト 如キ、 是ヲ区別シテ為サシメ度ハ、寺院廃毀ト兵部或ハ外務 基ヨリ異論ナク尽スニ至ルヘシト云々、

モ

任度事也

此三事ヲ委任シ度事ナリ、

此事西気ヲ挽回スルハ全ク

薩人ハ物毎勉強スル性アリ、今本邦ノ形勢信勉強 即今ノ朝官ノ給金取ノ風俗ニシテ、憂国ノ情少シモ サレハ百事挙ラス、万国並肩ノ目ヲ見ル事ナカルヘシ、

ゴナリ、

り建白スルニ、全ク内証咄ヲ出シタル上、建言セシ者 心ノ紛擾爰ニ生ス、タトヒ憂国ノ情有モノ、 ク、威権ヲ以テ下ヲ押カ故ニ、下情上達セス、 集議院ヨ 故ニ人

策ト雖トモ放擲スルノ向ナク、 公平ニ布告ノ趣ヲ信用シテ、 ニ打真セタルコトハ、猶更其吏其人迄モ御登用アリ、ハ拙策ニ似タル事ナリトモ御採用アリ、亦内証ニ諸官 献言セシ事ハ、タトヒ良 如斯人情可歎事ナリト

リマシク、実ニ市民ノ幸ナルヘシ、既ニ西ノ丸御門警 以テ、下民保護ノ趣意ヲ以テスルト聞ユ、 市中ノホリスキャノ取ヲ薩ヨリ全ク引受ケ、 ハ規則厳重ニシテ、 人民ヲ妨ケルヨフノコトニハ至 薩ノ兵隊ナ 米国ノ法

スルトキハ、懇意ニ教示シテ指返ストソ、其挙動ノ美スル色ナキヨシ、下民体ノ人違令或ハ印鑑ナシニ通行ニ恐レ惲ル処ナク大声ヲ発シテ違令ヲ糾シ、少シモ屈衛ノ兵、高官高位ノ人印鑑ナシニ通行スルトキハ、更

タル門葉ノ人アリト、右ノ如ク軽輩ナラサル故、規則皆士族ノ中ヨリ精撰シタル者ニテ、弐三千石以上モ取一薩ノ兵隊ハ各藩ト異ナリテ、卒族等ヲ用ユルコトナク、

東京ノ風俗ハ久シク昇平ノ化ニ浴シ、

ノ非輩ハ昔

モ能行ハレ、昔日ノ薩人ニアラス、各モ薩ノ規則ニ傚

ヒ制ヲ建タラハ、本邦ノ其機立ツト云フモノナルヘシ

タラハ、安堵シテ生業ヲ為スヘシ、

ナル可称ニアラスヤ、 如斯シテ市中ノ (ホリス)ヲ立

規二則り、速二改革アリタシト、南校辺ノ中等ニテ論シテ、一法ヲ設ケタルハカナラスヤ、大学校モ薩ノ学へカラス、薩ハ既ニ三学兼備ヲ治メタル着目ノ速ナル東都モ改革既ニ為セリ、随テ第一ニ教化ノ改革ナカル

云々、

シタル県々ハ、下民疾苦ヲ言フ処ナシ、是下ヲ憐ミ上諸県毎ニ一両人ツ、薩人ヲ置レタシ、当今薩人ノ出仕

スル事ナリト云々

一東京守、忽園ノ目勺トナレ司ニテニ強キ故ナリト云々、

シタラハ、全国ノ制度モ是ニ法ルヘシ、ヘシ、薩人両三人当分出仕ストイヘトモ、未改革ヲ初ヘシ、薩人両三人当分出仕ストイヘトモ、未改革ヲ初ス改革スルノ力ナキ人カ府下ニ初ニ改正シ、民心ヲ安東京府ハ惣国ノ目的トナル局ニテ、府下ノ民心サヘ安東京府ハ惣国ノ目的トナル局ニテ、府下ノ民心サヘ安東京府ハ惣国ノ目的トナル局ニテ、府下ノ民心サヘ安

ノ也、宜ク時態ニ応シ乱臣賊子ノ潜伏暴行ヲ戒メ、遊民旧時ノ有様ニ復スヘキニアラス、又復スヘカラサルモニ賢人君子ノ揃ヒタリト雖トモ、素ヨリ今日ニ至リテ、ニ帰ランコトヲ企望ス、是甚タ過タルノ説ナリ、如何ニ帰ランコトヲ企望ス、是甚タ過タルノ説ナリ、如何

り、併シ為セシコトニ過不及ノ所置最多シ、一々傚フルノ時ニ当リ、改革ヲ初メタルハ、治世尓来ノ一人ナハ稀世ノ英雄ニテ、極盛ノ至治最侈驕惰言フヘカラサ毀誉ニ拘ハラス、時態ニ応シ施行アラマホシク、越州即今改革アルニ当ル故、水野越州カ為セシ如ク、断然即今改革アルニ当ル故、水野越州カ為セシ如ク、断然

ニハ素ヨリアラサレトモ、越州デスラ如斯、今ノ世ニ

ヤ、最上ヨリ下ヲ圧スルノ所置ナキヲ専要セラルヘシ、ヲ尠フシ、各生業ヲ勉強スルヲ世話セラレテ足ルヘキ

如斯ナレハ、此度モ果シテ一昨年ノ如ク議論一定セス、

改革

ノ運ニハ至ラサルヘシ、

日本興廃此度ニアリ、

嘆

事ナリト云々、

当ル人心モ改革ヲ企望スル故、 シクト云々 爰ニ於テ百事大断アラ

即今ノ時勢国ヲ損傷スルモノハ、必商売ニアリ、 弘ク宇内ノ商律ヲ酌テ維持ノ法ヲ設ケラレスンハ、 イヘトモ知ラス識ラスシテ損害スルモノナリ、 故二 商売 相

済サルノ時ナリト云々、

昨日迄薩人ヲ誹謗セシモノモ、近比ニ至リ甚敷称賛阿 ヨリ見テ論ヲ変シ、色ヲ替ヘタル輩ニテ、奸ノ最モ甚 諛ノ語ヲ咄スモノ殆ント満朝ナリ、是則薩ノ勢ヲ町人 トイフヘシ、此後薩人ノ欺カレサルヲ祈ルト云々、

丰

官員ノ人々三藩政事ニ関係スルヲ忌嫌ス、中就テ佐賀 ノ如キハ尤甚シ、 中ニモ西郷・伊集院等ヲ悪ム実ニ甚

シト云々、

薩ノ知事公ハ着京ヨリ相応ノ日数ヲ経タリ、 長ハ狐疑シテ、勢ヲ見テ速ニ上着セサルモノナラン、 ターツノ建議アルヲ聞カス、 へキ欤、其疑ヲ容ル、大久保ナルモノ長州ニ下向スル、 三藩会日ノ後大議ヲ初ム 然ルニ未

> 市中街ノ説ニモ、 改革ヲ初メ西郷其他ノ人々モ事ヲ取ラセタラハ、無遺 漏所置可調、即今出頭ノ薩人改革ヲ始者少キカ故、 無残所取調タル由、 日ニ至リ、是迄飽迄天下人心ノ帰嚮得失、官人ノ善悪 薩ノ改革ヲ為サントスル早三年ノ今 如斯事ヲ精ニシラヘタル故、此度

ト結ンテ異論ヲ建ンニ当テハ、又閉塞ヲ生スヘシ、

フヘカラス、 奥羽其他北越等ノ諸所或ハ転封セラレシ藩々、 角此度ハ十分之改革ハ調フ間敷ト云々、 ナルヘシト、是各藩日ヲ数ヘテ相待勢ナル 此度改革ノ上愛憎ナク所置ノ救助モツク 疲弊云

恐ル、所ナク、既ニ大泉・静岡ノ如キ原前讐仇ノ藩ト アリ、長ハ滅圧ノ意アリ、薩ハ強力シテ戦争ノ時分ニ 奥羽・北越等ノ賊藩ヲ愛撫スルノ跡ヲ建ル、薩ト土ニ

得ヘカラス、兵力強カラサレハ為シ難キ也、 イヘトモ、今日ニ至リ朋友ノ如ク薩ニアラサレハ、為 仙臺等ノ

如キモ薩ノ事今日ニ至リ企望スト云々、

此度薩ノ立論行ハ

レサルトキハ、果シテ兵力ヲ以テ迫

果シテ府下ノ混乱アルへ 右辛未五月中旬比東京府門前江落居候由、 府下騒動ヲ成スヘシ、是薩ノ得意ナリ、当年中ニ シ、 心ヲ用ヘシト云々、

— 117 **—**

忠義公史料

明治四年六月

藩庁朝官ニ列スル者ノ履歴録上ノ令ヲ達

明治四年六月二日、藩庁朝官ニ列スル者ノ履歴録上ノ令

ヲ達セリ、

御記録御編輯御用ニ付、 朝官拝命之輩履歴事実、左之通分部記載可差出候也、 御一新以来士庶人ニテ、

姓氏・実名・年齢并父祖名、 但死亡致候者は、其親類より取調可差出事、

叙任并奉職之始末、又は別段御用向相勤候次第、

ス

<u>_</u> 藩庁町名改称ノコトヲ達ス

明治四年六月三日、藩庁町名改称ノコトヲ達セリ、

地蔵町之事、 上町之内

榮" 町"

建白并緊要之願伺届等大意御附紙共、

在藩之節履歴概略、

文武技芸或は著述等、

以上

庚午十二月 (妇)

御記録御編輯付、別紙之通

朝廷より被仰渡候間、御一新以来士庶人ニテ朝官拝命

違取揃、伝事江相付可差出候、此旨御藩内不洩様早々

付候条、御当地は徇達、外城は地頭より、当月中無間 輩、銘々御箇条ニ基キ、事実無違漏取調差出候様被仰

可被申渡候、

辛未六月二日

知政所

向築地之事、

向江町 右之通唱被相替候条、

民事局江申渡、

向々江も可申渡

辛未六月三日

候、

知政所

藩庁忠義麝香間祗候ヲ命セラレ タ ル

リ、諸士祝賀スヘキコトヲ達ス

ルニ由リ、諸士ノ祝賀ニ及フベキコトヲ達セリ、

明治四年六月五日、藩庁忠義公麝香間祗候ヲ命セラレタ

鹿兒島藩

知事島津忠義

仰付候事、

麝香間祗候被

辛未五月

太政官

従四位様御儀、先月十九日

天気御伺且御礼旁として御参 麝香之間江御扣、宮内省江御礼御届相成候処、

小御所

天顔 御拝、 畢て麝香之間江御通

御内輪

御懇之被為蒙 御拝顔被為 在候上、

勅命、 御菓子被遊 御拝戴、畢て麝香之間江

御引取、

右御礼宮内省江被仰上、無御滞 御退

朝被遊候段御到来候、依之嶋津珍彦殿一列并二等官以 明後七日四ツ時登 城家令江相付

二ヨ

上

従四位様

従三位様江御祝儀可被申上候

三等官以下御当地士族之面々、

同断伝事工相付、

御祝

儀可申上候、

右之通向々江可致通達候、 但改服

辛未六月五日

知政所

藩庁参政橋口與一 郎ニ上京ヲ命ス

橋口與一郎

明治四年六月十日、藩庁参政橋口與一郎ニ上京ヲ命セリ、

於

右は東京江御用有之、急ニて被差越候条、 向々江可申

一四四

藩庁生徒水泳場ヲ定ムルコトヲ達ス

渡候、

辛未六月十日

知政所

橋口與一郎

右は上京被仰付置候付、来ル十八日出艦三邦丸より長

崎迄被差越、夫より急ニて東京江被差立候条、向々江

可申渡候、

辛未六月

知政所

Ξ

藩庁照國神社ノ祭期改定ヲ達ス

明治四年六月十日、藩庁照國神社ノ祭期ヲ改定スルコト

ヲ達セリ、

一二月十一日

九月廿八日

右は

候

辛未六月十日

照國神社御祭、改て右之通被定置候条、

向々江可申渡

知政所

り、

明治四年六月十日、藩庁生徒水泳場ヲ定ムルコトヲ達セ

大門口より南御台場角迄之間

右南水泳場

病院下舌出地より北新築地通角迄之間

右北水泳場

右は小学校・郷校諸生、毎年六月十五日より七月晦日

迄、水泳修行場被定置度吟味仕、此段申上候、以上、 但諸生等級之標木等召建儀も可有之、此段申上置候、

六月十日

右之通被仰付候条、本学校江申渡、向々江も可申渡候、 本学校

五 島津忠義三條實美ヲ訪フ

辛未六月十日

知政所

明治四年六月十日、忠義公三條大臣ヲ訪ハル、

六月十日

三條様ヨリ御招ニ付、夕玉字ヨリ被為入、九字被遊

仰渡度候、

御帰館候事

藩庁諸郷士飛地所有交売手続ヲ達ス

明治四年六月十六日、藩庁諸郷士飛地所有交売手続ヲ達

セリ、

鹿兒島諸郷共他郷江自作地致所持候儀不相成候付、 売払候高員数丈は、 在四町余地之儀は、鹿兒島士族互ニ売買、諸郷士族他 在此節御竿入余地之儀、御制度通追々売払、右ニ付近 郷士族共四町限ニ被相定、他郷掛持は勿論、鹿兒島近 高被成下候旨、去ル午八月被仰渡置、且又鹿兒島并諸 未七月限其所士族江相当之直成を以売渡候様、左候て 御蔵入高より代銀上納申受ニて返 当

郷江掛持は郷士族互ニ売買、殊ニ諸郷は外浮免地等も 相減候付、其分返高被成下候旨、右之趣猶又向々江被 候へハ、於郷々は夫丈士族高相重、鹿兒島持高前過分 有之候付、返髙不被成下、鹿兒島より掛持其所江売渡

未四月十四日

右之通被仰付候条、

向々江申渡、

諸郷地頭江も可申

民事局

渡候、

辛未六月十六日

知政所

寺院 ノ御所 ・門跡等ノ旧称ヲ廃 ス

明治四年六月十七日、寺院ノ御所・門跡等ノ旧称ヲ廃セ

記

ラル、

代ルニ廩米ヲ以テシ 草高百石鬼米二十、公卿・執奏及ヒ進 仁和寺·大覺寺以下諸寺院、 シ、坊官・候人等ノ名称ヲ廃シテ蓄髪セシメ、並ニ之 献物品等ノ旧例ヲ停メ、其臣隷三世以上ハ士卒ニ編籍 等ノ名称ヲ廃シテ、悉ク地方ニ貫シ、其封戸アル者 御所 ・門跡・院家・院室

第一百八十七六月十七日(布) ヲ地方官ニ隷セリ、

被 仰付候事、

門跡号・院家・院室等ノ名称悉皆被廃止、地方官管轄

今般御改正ニ付、仁和寺・大覺寺等ヲ始メ、

御所号・

但寺禄ノ儀ハ、 追テ禄制ヲ以テ下賜候事

坊官・候人等ノ名称ヲ廃シ、蓄髪ノ上、都テ地方官

貫属士族卒へ被差加候事、

諸門跡・比丘尼・御所・院家・院室ノ家士、三代相

恩ノ者、都テ地方官貫属士族卒へ被差加候事、

諸寺院、都テ地方官管轄被の付候事、 但二代以下ハ各其旧籍へ可為復候事、

諸家執奏ノ儀、総テ被廃候事、

御撫物被廃候事、

自今僧尼ト相成候者ハ、地方官庁へ願出可受免許事、

祈禱巻数並諸献上物等総テ被停候事、

藩庁伶人ノ役職ヲ置キ、其給俸ヲ定ム

定メタルコトヲ達セリ、 明治四年六月十七日、藩庁伶人ノ役職ヲ置キ、其給俸ヲ

一一等伶人 弐人

一二等伶人 俸禄四拾俵

俸禄三拾俵

三等伶人 俸禄弐拾俵 三人

四等伶人

三人

俸禄拾五俵

俸禄九俵

五等伶人

弐人

右此節新ニ被召建、

右之通定員・俸禄被定置候条、

向

辛未六月十七日

知政所

々江可申渡候、

記

神事祭典ノ挙漸次行ハル、ニ由リ、特ニ伶人ヲ設ケテ

其式法ニ就カシムルカ為ナリ、

二九 藩庁第七郷校直営ノコトヲ達ス

一第七郷校二十九日、藩庁第七郷校直営ノコトヲ達セリ、明治四年六月十八日、藩庁第七郷校直営ノコトヲ達セリ、

管轄被仰付候条申渡、可承向へモ可申渡候、

右は内之丸郷校、右之名目ニて官校ニ被召建、

本学校

辛未六月十八日

知政所

記

内之丸トハ、城下上方限ノ一郷区ナリ、

--- 122 ·

寺師宗道日記六月

同十三日 晴

上之園・高麗町・上荒田合併郷校取建ニ付、三方限よ[エ┗タク]

之住居替等二付入目料之由、井上直左衛門所江出揃候

(附紙)

士ニ准シ可取扱、且士族ノ家ニ役使シ帯刀スルモノ卒 追テ一定ノ御規則可被仰出候条、令・扶従トモ当分ハ

二准スヘク、閏刑ヲ用候儀ハ伺之通候事、 但シ其者士ニ候ハ、、本籍ヲ以テ可扱事、

辛未六月十八日

〔法令全書にて補正〕

|ニ||||明治四年六月二十五日、大参事西郷隆盛参議ニ任セラル、明治四年六月二十五日、大参事西郷隆盛参議ニ任セラル、

大参事西郷隆盛参議ニ任セラル

大参事 鹿兒島藩

西郷隆盛

任参議 右

宣下候事、

辛未六月廿五日

記

弁官御中

五日限差出候やう、尤校ハ奈良原小五郎宅地ニて、家 り軍役高・俸禄等一石ニ付八百文ツ、の出銅、来ル廿

【参照】

仮ニ士族ニ準シ、士族ノ傔従ハ卒ニ準セラル、

明治四年六月十八日、凡ソ華族ノ家令・扶従其犯罪擬律

<u>=</u>

華族ノ家令・扶従犯罪擬律ヲ定ム

華族ノ家丁ハ卒ヲ以テ可扱哉、

勅・奏・判有位・無位士族ノ家ニ役使スル奴婢ハ、帯

候哉、卒ヲ以テ扱候哉ノ事、

刀スルモ有リセサルモ有り、

此帯刀人ハ士族ヲ以テ扱

右奉伺候也

辛未五月

刑部省

初メ西郷ノ上京アルヤ、従前ノ情弊ヲ裁断シテ、 即時

二改革ヲ遂クルノ予想ナリシモ、実勢煩雑事容易ニ断 スベカラス、遂ニ大久保山口ニ赴キ、木戸ヲ説キ同伴

井上

大

蔵 部

少 少

> 輔 卿 議

(璣) [譽] 有 木

栖

Ш

兵 参

部

(熾仁親王)

戸

(孝允)

大木 宍戸

民 刑

部

大

輔 輔

丸

宮内大輔

(光徳) (喬任)

上京シ、自ラ木戸ヲ推シテ全権ヲ掌ラシメ、以テ政務

ヲ処断スル所アラシメントシ、之ヲ西郷・板垣ノ両人

二説キ、更二三條・岩倉両大臣二説ク所アリ、終ニ木

戸ニ説クモ肯ンセス、百方之ヲ促カスモ応セス、是ニ 於テ西郷ヲ説キ、木戸ト並立シテ尽ス所アランコトヲ

促カス、西郷之ヲ諾ス、仍テ此日任命アリタリ、

全日罷官

中 山

(忠能)

長 石山 福 形 県 羽 近 衛 神祇大副神祇人副和神祇伯 神祇 少副

(忠房) 〔美静

> 大蔵卿 宣教長官 神祇伯兼動

久 條

保 右

大 利

臣

九 兵 部少 Œ. 尹 (道孝)

輔

(有朋

宣教次官神祇少輔兼

羽 隈

美 重

> 信 通

大蔵大輔

宮内大輔

萬里 福 大 大 三

小路博房

萬里小路宮内卿 (博房)

大 大 隈 議 議 (重信) (利通)

Þ 木 議 (高行) (利行)

同日任官

右

仝二十七日任官

参 同

議

西

盛

郷

木 孝

允

大久保利通日記六月

朔日

不参、木戸子・山縣子へ相訪、 二出ルハ、根本一ナルニシカス、根本一ナルハー人ノ 西郷氏入来、大政一途

人ヲ立ルニシカス、仍テ木戸ヲ押立、 合力同心相助テ

ヤルヘシト遂示談候 [二日~十二日省略カ]

同断、老西郷子入来、木戸ヲ押立候事件、板垣ヨリ同ぽ労不参 共異議無之趣承り、誠二大慶之至也〔十四日~十六日省略カ〕 意之旨返答有之、井上・山縣へ西郷ョリ示談ノ処、両人

不参、今朝山縣子入来、三字岩公入来、今朝西郷 分愚論切迫二申上候 千八日~廿日省略力 諭シ有之候処、同人肯ハス云々ノコトヲ承ル、仍テ十 垣両大参事言上之次第ニ付、右府公ト共ニ木戸子へ御 • 板

談ノ上、岩公ヨリ御書面到来、明夕三職会議云々ノ趣 西郷子モ入来、今朝岩・條両公政体御変革ノ一条御示 不参、十二字西郷子入来、木戸一条ニ付種々示談、小

早朝條公へ参上、今夕会議無益ニ付、是非両公任シテ 木戸御説得異論ナキヤウ、是迄ノ行掛リ御談被下度云 々相願候、夫ヨリ参 朝、猶條公・岩公御談ノ上、今

廿五日

夕木戸御呼御説得可被成トノコト也、二字退出、

廿三日

七字参 二同意有之、大二安心、則岩公江参上形行申上、此上 存無之ト存シ候、西郷子任シ呉レラルヘク及談合、終 余諸省ニ下リヤルヨリ外ナシ、然レハ木戸ニ於テモ異 入来、六字ヨリ西郷へ訪、木戸両人参政ノ本ニ立、其 ハ御引受可被下、木戸へ明朝参り受合テ懇談可仕ト申 セヨトノコト也、二字退出、小西郷子・大山・川村等 朝、昨夕木戸御談不十分、小子ヨリ此上懇談

廿四日

上ル、別テ御大悦也、

七字木戸へ参、反覆論談愚意具陳ノ処、更ニ異論ナシ、 子 · 川村子 · 大山子入来 以上ヲ任セラレ候様、切迫申上候、二字退出、小西郷 条ニ御治定、明日ハ諸省少輔以上参議迄廃官、新参議 意有之候、十字比ヨリ参 事ヲ談ス、一身ノ処ニ付、少々謙遜モ有之候得共、同 帰ル処、参議両人云々木戸子・西郷ノ処御居へナルノ 木戸・西郷両人即日被仰付、 朝、 其上政府ニテ御人撰少輔 條公・岩公へ申上、

七字参 彼是六ケシク候得共、漸ク御発表有之候、 朝、今日御発令ノ処、木戸子不承知ノ論有之、

参議一同免職

木戸・西郷参議新任

諸省少輔以上免官

涼イタシ候 二字退出、松方子入来、同行汐留ヨリ乗船、 両國辺納

西郷隆盛桂四郎ニ与ル書

十分使はれ候て、其人を助け候処不相立候ては、 迄にては志気直様難安次第ニ候間、此度は十分戮力同 相成候処、初此方よりは三藩戮力同心と申儀、只立会 ニ付、乍惲御放慮可被下候、陳は先月下澣、三藩出揃 御勤務之段恐悦之至り奉存候、随て小弟無異儀罷在候 芳翰難有拝誦仕候、残暑酷敷御座候得共、弥以御壮栄 業不挙、紛々之場合ニ相成可申、若又見込相違致し、 見込通り施させ候て、面を一に定め不申候ては必ず事 は三藩之内より壱人主宰を立、皆此人之手足と相成、 心之根源を堅ふいたし候儀急務と存候、其根源ニ於て 々之議論を主張いたし候様の機会ニ成行候ニ付、壱人 只面

> 座候間、両藩より得と長藩江申述候得共、木戸決して 相調候ハ、御国元ニて隊中と相約候折、切断ニ相究居 手を引合候て参り候外無之と策を替談判いたし候処、 承引は不致候ニ付、不得止此上は都て省々へ降り、互ニ 不肯、然共両卿江申立、懇々御説諭相成候得共、少も 候間、迚も逃出しは出来不申、山ニ入候義も相塞り、 て可相調との事ニ付、左候ハ、相はまり可申、此節不 談有之、此上は私気張候ハヽ、随分御変革之処も受合 は不出来次第ニ立至り候処、一昨夕大久保より篤ト相 亦々議論沸騰いたし、既ニ崩立勢ニ成立、頓と御変革 勉励可致と相決し、土州へ相談候処、至極同意ニて御 戸壱人を参議ニ据へ、外々は省ニ降り、其任を負ひ、 矯候位は如何様共相成候ニ付、是を以定約いたし、木 必ず有之事ニ付、右等は推てやり貫き候得は、其弊ヲ 大体不相叶候ハヽ、速ニ引籠候方可然、少々之見込は

念之至ニ御座候、乍然此上屹度定則相立候ハヽ、是を 御調之上省々へ被相居、何分十全之撰択不被相行、残 相成、両人参議ニ拝命仕候次第ニ御座候、外は皆省々 いづれ地ニ入候外無之候故、承諾仕候処、木戸も納得 ニ降り、一時ニ参議並卿・大少輔を被為廃、其上又々

六字前退出、

直ニ岩卿ニ出、

余過日来此度薩・長・土

三藩ノ兵殆一万ヲ親兵ニ召サセラレ、

下候、定めて衆恨は私壱人ニ留り可申と、最早明らめ 今取調中ニ御座候間、不日ニ相発可申、此度は俗吏も 下之処はいまた変撰無之、是も続て相発候賦御座候処、 以責或は罰し候場合ニも可罷成候と奉存候、大少丞以 余程落胆いたし、濡鼠の如く相成居申候、御遙察可被 官省之調並人員之定額章程等相極め候て可発とて、只

恐々頓首、 申居候、尚追々事情可申上候得共、大略迄如斯御座候、

七月十日

四郎様

西郷吉之助

木戸孝允日記

明治四年

六月

五字過三條卿へ有約テ出、制度変革等ニ付、余愚按之王略力

趣巨細ニ御答セリ、尚近情ヲモ談話シ九字頃帰家、 全十一日

> 今夕山縣素狂来話、其主意ハ、今日西郷吉之助山縣ヲ〔ヒषカ〕 諸参議ノ上ニ立タシメ、以テ天下ノ重キヲ荷ワシメン リ決着、然シテ容易又不相答也、 余諸参議ノ上ニ不可立ハ自ラ条理アリ、故ニ心中元ヨ ト欲ス、余平生所誓元ヨリ当難不知避、雖然今日ノ事、 訪フ、此際(朝廷上議論紛紜ヲ憂フ、依テ余ヲシテ独

全十四日 晴

七字参 今日速ニ 上ニモ至リ所論与山縣一轍、依テ余之主意ヲ陳述シ、 朝、宮中ニテ井上世外ニ逢フ、昨日西郷・井 朝廷上一決ニ帰シ、西郷等ノ自任スルコト

朝廷ヲ保護シ、御基礎ノ確立ヲ助ケラレントス、故ニ 三藩モ亦屹度此

アルヘカラス、依テ余愚按ノ件々ヲ陳述シ、制度一定 則版籍返上ヲ以第一段トシ、此度聊其実ヲ挙ケ、方向 ヲシテ一定セシムルヲ、第二段トスルノ尽力ナクンハ シ、諸藩ノ方向弥一定スルノ尽力アランコトヲ望ム、 御主意ヲ奉戴シ、天下速ニー途ニ帰

後已ニ三年、未天下一般ノ

朝命ヲ不聞、此機ヲ以諸藩へ同一ノ命ヲ下シ、帰一ノ

実ヲ挙ントス、故ニ再三其大旨ヲ論議セリ〔以下略力

ヲ欲ス 〔以下略力〕

全十五日 時

事今日遠図スル所以ヲ察ス(以下略力) 来訪スルモ其主意ナリ、余昨日岩卿ト話シ、益前途ノ西郷へ及返答、余ノ主意ノ徹底スルコトヲ欲ス、今朝一井上世外・山縣素狂来訪、井上へ昨日数度書翰ヲ投シ、

全十七日 晴

西郷へ答へシ処ノ主意ヲ語リ、板垣ニモ了解アランコ訪ヒ、制度ノ一条等ヲ論シ、又今日二卿へ陳述シ、且と助・板垣退助相共ニニ卿ニ謁シ、懇迫此事ヲ言上セ之助・板垣退助相共ニニ卿ニ謁シ、懇迫此事ヲ言上セ之助・板垣退助相共ニニ卿ニ謁シ、懇迫此事ヲ言上セ之助・板垣退助相共ニニ卿ニ謁シ、懇迫此事ヲ言上セシ・人を議ノ上ニ立、以テ上岩ニ卿余ヲ別席ニ被呼、余一人参議ノ上ニ立、以テ上岩ニ卿余ヲ別席ニ被呼、余一人参議ノ上ニ立、以テ上岩ニ卿余ヲ別席ニ被呼、余一人参議ノ上ニ立、以テ上岩ニ卿余ヲ別席ニ被呼、余一人参議ノ上ニ立、解・一字過退出、 宮中ニオヰテ黒田了助ニ面会ス、條・一字過退出、 宮中ニオヰテ黒田了助ニ面会ス、條・

全十九日 晴

トヲ欲ス〔以下略カ〕

前日、同夕大隈参議来話、昨冬来余ノ黙按スル処ノ件意ヲ以テ、頻ニ出頭センコトヲ御催促ナリ、余固辞如今朝條公来駕、過日岩卿一同西郷・板垣ヨリ建白ノ主「宮宮)

々ヲ論シ、以テ天下へ一般ノ

朝命アランコトヲ欲ス、同氏亦同意ナリ、六字過相去、

條公ヨリ来翰、岩卿ヨリ亦来翰、五字過三條亭ニ至リ、[P略2] - 全廿二日 晴

リ、欲有為時ハ其苦情不可言(grēn) ノ議論ヲ陳述ス、大久保等ノ議論ト稍齟齬スルモノアニ解へ拝謁、制度其外時務ニ当リ御尋アリ、依テ平生

全廿四日 晴

其書面ハ岩卿へ当テ、呈ス、岩二卿へ陳説シ、今日其採用アランコトヲ懇願セリ、於余尤苦心ノ境ナリ、故ニ又我意モ陳述セリ、然シテ促於余尤苦心ノ境ナリ、故ニ又我意モ陳述セリ、然シテ促於余尤苦心ノ境ナリ、故ニ又我意モ陳述セリ、然シテ促於余尤苦心ノ境ナリ、故ニ又我意モ陳述セリ、然シテ促上で略と

全廿五日 晴

余身上ノ議論甚切迫、百方固辞、至二字未決、遂ニ大ンコトヲ欲ス、九字参 朝、于時大久保等制度改正且余大久保ト無異、只管余三年前ノ宿志ヲ述テ、勇退セ余大久保ト無異、只管余三年前ノ宿志ヲ述テ、勇退セポースの保・無異、に日大久保来テ如相談、是非余与西郷同動岩卿来臨、昨日大久保来テ如相談、是非余与西郷同動岩卿来臨、昨日大久保来テ如相談、是非余与西郷同動岩剛来臨、

語ル、四字帰家、西郷吉之助今日参議奉職ノ由ニテ来知事公ニ謁ス、不図熊本知事ニ面会セリ、又暫与杉相知事公ニ謁ス、不図熊本知事ニ面会セリ、及暫与杉相定又参議ヲ奉 職セリ、尤暫時此際ヲ維持スル而已更ニ又参議ヲ奉 職セリ、尤暫時此際ヲ維持スル而已更ニ又参議ヲ奉 職セリ、尤暫時此際ヲ維持スル而已更ニ又参議ヲ奉 職セリ、尤暫時此際ヲ維持スル而已財ニ及参議ので、退出掛ケ神田邸ニ至リ、限等種々議論アリ、一旦余ニ奉命セサル時ハ運転ノ道限等種々議論アリ、一旦余ニ奉命セサル時ハ運転ノ道

不如意十二八九(以下略力)朝、條・岩・嵯峨諸卿・西郷等ト卿輔人撰ノ議事アリ、八字出門、西郷ヲ訪フ、不在、直ニ参[m略力]

全世七日

晴

訪

(以下略カ)

隈・福羽等奉命、且西郷モ従来ノ所以ヲ知ラス、余ノ表ヲ暫御見合アランコトヲ欲シ、尽力セシ処、已ニ大時参 朝諸卿へ論シ、且西郷へ相議シ、今日卿輔ノ発シ時、懇々相論セシコト、総テ齟齬、依テ不得止、八シ時、懇々相論セシコト、総テ齟齬、依テ不得止、八年のが

邦家安善セサル所以ヲ述フ、与西郷相論スル数時、 奉 諸省ノ制限章程不相定トキハ、以何欤 り迅速制度ノ一変アランコトヲ欲ス、政府ノ基立確定、 卿始已ニ退 邦家ノ重事ヲ負荷シ、満腹ノ議論ヲ陳述セリ、此時條 心ニ徹シ、不覚感歎セリ、今日ノ事余亦一至誠ヲ以 ル後西郷ニ及ヒ、去冬已来ノ有様ヲ語リ、余ノ其為 言・参議列座ノ折、此度御改革ノ次第、余ノ最前論述 所致アランコトヲ思フ、十二字休息処ニ於テ大臣・納 二我論ノ忽ニ彼ノ心服ニ入ルヲ覚フ、西郷ノ公心余 論更徹貫スルヲ不覚、依テ此侭発表ニ至リ、 命セシ時ノ約ト、大二齟齬ナル所以ヲ論陳シ、然 朝、依テ一書ヲ以此次第ヲ告ケ、明日ヨ 然ル後 終

只諸省ノ制限而已ヲ論シ、政府ノ基立ヲ不語、依テ議邦家ヲ治セント、余ノ思至今日尤切迫、然シテ西郷始

論大ニ混雑セリ、至于爰漸相定為

大隈が上為大隈が上為には、今朝来過日ノ行カ、リ、今当職奉邦家独欣躍セリ、今朝来過日ノ行カ、リ、今当職奉邦家独欣躍セリ、今朝来過日ノ行カ、リ、今当職奉

全廿九日 晴

人ノ主意甚篤実也〔以下略力〕

井上世外w輔・山縣素狂w輔・福羽神祇・寺島w輔・後藤・決定ナリ、其調へ被命候モノハ、大久保・大隈・佐々木・又西郷へ重テ制度ノ主意ヲ論シ、今日二字ニ至リ漸御ヒニ岩廟ト大論シ、又條公ニ機ヲ誤ランコトヲ責メ、一八字前参 朝、過日来ノ議、実ニ遷延スルヲ患ヒ、大

又同氏ノ見込モ可有之、昨日制度ノ大主意ヲ論セシ二冊ヲ、西郷へ相示セリ、

江藤最前ヨリ制等ナリ(中略カ)

西郷氏モ参議拝命尽力中ニ御座候、其外大久保氏ハ大

改革可相成、租税モ変革可相成ト被察申候、以下略ス、ト被伺申候、乍併御規則御伺済之上ハ、諸官省ニモ御集致シ居候ニ付テハ、却テ実事ニ施設之処六ケ敷候半見込通ニハ至リ兼候半ト被察申候、実ニ天下之英才群座候、又諸藩ヨリ拝命ハ別紙通御座候、西郷氏ハ初之蔵卿、吉井氏ハ宮内大丞、寺島ハ是迄通外務大輔ニ御蔵卿、吉井氏ハ宮内大丞、寺島ハ是迄通外務大輔ニ御

六月廿八日

一二 西郷隆盛参議任官ヲ達セラル

其藩大参事西郷隆盛儀、昨廿五日、参議正三位宣下相明治四年六月二十七日、西郷参議任官ヲ達セラル、

成候条、此旨相達候也、

辛未六月廿七日

弁官

大久保利通日記六月

廿七日

今日大蔵卿拝命則出府

大蔵大輔

大 隈

司法台大弼

ノ御内意 佐々木

神祇小副

福 羽

其外不参

西郷子・松方子・吉井子入来、今夕訪吉井子、老西郷 段々右大臣殿ヨリ御達ノ趣有之、二字退出、大山子・

廿八日

子入来、吉田子モ入来、

七字出省、小生大隈・佐々木御用有之被召、條公・岩 公ヨリ別段御談有之、木戸ノ論、政府ノ基則ヲ定メ、

見込ハ十分申立候、二字退出、吉田子入来、

其上諸省ノ変革ニ及ハント寛急ノ異論相立云々、

小生

廿九日

早朝條公御出、此度西郷参議御受ノ事等、畢竟至誠ヲ 以尽力、全ク其方ノ奔走ニ仍ル、厚ク謝スルトノ御沙

汰承知候、八字参省二字退出'

寺格ニ拘ラス寺院住職継目等地方官ヲシ

テ進退セシム

明治四年六月二十七日、諸寺院旧格ヲ停メ、地方官ニ管

轄シ、其寺格ハ上請スルコトヲ達セリ、

可致、尤住僧官位願出候分ハ、其寺格及勘例等篤ト取 付テハ、寺格ニ不拘、住持職継目等地方官ニ於テ進退 今般諸寺院総テ執奏ヲ被廃、地方官管轄被 仰出候ニ

辛未六月

其時々可伺出候事、

太政官

二四四 藩庁給費諸生病疾アル者ノ申請ヲ達ス

証明ヲ添テ申請スルコトヲ達セリ、 明治四年六月、藩庁給費諸生病疾アル者ハ、療医診断 是迄為諸生被差出置候面々、病気ニて一往罷下未寸切 と不致全快内ニ致出府、又候病気再発、存分勉強出来 兼候もの不少哉ニ相聞得候付、以来は療医得と致診察、

全平愈再発之懸念無之段申出候節、可被差出候条、此

知政所

ツノ事其二ツハ已ニ其策ニ踏入レ事成ル、今脱刀ノ一(層) ツ未成、不日自ラ術中ニ踏ルナルヘシ、呼呼、長大息

五五 藩庁森岡清左衛門ニ会計奉行ヲ命ス

々々、

明治四年六月、藩庁森岡清左衛門編 ニ会計奉行ヲ命セリ、

会計奉行

森岡清左衛門

右之通被仰付、是迄之通長崎江相詰候様被仰付候条′

知政所

辛未六月

明治四年六月廿五日二七二

一二七

舊邦秘録

西郷鹿兒島藩大参事

右被任参議候間、此段申達候也!

明治四年六月廿五日二七二

大 久 保 参

隈

大

Þ 木 参

萬里小路宮內卿

有栖川兵部

卿 伯

中 齌 佐

山

神

祗

條 弾 Œ 尹

向々江可申渡候、

1二六 寺師宗道日記

東京混雑之説也、長・土二藩出兵シテ、脱刀ノ説ヲ主任略君 六月十日

稍脱刀説ニ帰スルノ勢と云々、歎息也、郡県説ノ本ク 張スト、中ニ長州ニハ農工商ヲ隊ニ編成シテ、

所詰ル所瓦解ナラン、此事洋人ノ目的にして、今日本 ノ門閥ヲ崩シ、一ツハ皇家ノ至尊ヲ俾シ人心ノ不和ヲ

ナサシム、三ツニハ脱刀ヲ為サシメテ鋭気ヲ挫ク、此三

九

近衛神祇大副

右八名、今日各拝命、 辛未六月廿五日

現今洋行中

木

明治四年六月廿五日二七二

辛未六月廿五日

右通今日免職相成候条、為心得申達候也、 烏丸 宮 福 羽 大木 民部大輔 **宍戸刑部少輔** 山縣兵部少輔 神祇少副 1内大輔

明治四年六月廿五日ニモノ五(ママ)

辛未六月廿五日 (マミ) モネニリカニギス、

明治四年六月廿八日

岩倉大納

徳大寺大納言

峨大納

三條右大

臣

僧官被廃、寺禄被召上、 辛未六月廿八日

辛未六月廿七日被任、 三條神祇伯 明治四年六月廿七日ニモノ七

東久世開拓長官

達大蔵

明治四年六月廿七日二七八

大久保利通

明治四年六月廿七日二七八四

右今日大蔵卿ニ任ス、

辛未六月廿七日

従二位中山大納言

大隈重信

右今日大蔵大輔ニ拝ス、

辛未六月廿七日

三八 池端拙蔵附士ヲ士族ニ被召入度歎願書

御藩内ヨリ 間敷儀ハ、疾恐察仕居候、然処ニ先般 実効御世態、 別紙不顧微躯重畳恐多儀共献言仕候、方今天下偏可涉 朝廷ヨリ士族・卒・庶人ト御布告之表ニ相見得候テ、 人爵之高下抔ニ相拘リ、言上可仕儀更ニ毛頭モ有御座 殊二御一新御秋柄、卑劣之風習二固執、

平和不罷成、既ニ此一事ニ付テハ、此内ヨリ附士之中 仕候通、士族ト卒トノ中間ニブライト罷成、一同安堵 有志之者共及愚臣事モ、幾度モ献言為仕事候へ共、下 成下候ハ、附士一同安堵平和可罷成、当時ハ別紙献言 愈其通之御事御座候ハ、尓后何卒公然士族ニ被召入被 士ト可唱名目ハ、乍恐御藩内迄相見得居候半奉伺候、 朝廷へ士族・卒・庶人何々ヨリ何々マデト、御届書ニ 附士モ士族之部ニ相見得居候由、内々承合、当時附

情不上通欤、今二公然士族二被召入候儀無御座候二付、

当時一同安堵之心底ヨリ職掌研究可仕儀相少、一同之 事情得卜傍観仕、別紙之通奉歎訴候、恐惶頓首百拝謹

但別紙附士之中、 国へ被差出候節ハ、鹿兒島藩士族ト御附状ニモ相 見得申候、此旨モ言上仕候、恐惶伏拝欽言、 御藩ヨリ 公用其外諸生等ニテ他

未六月十三日

池端拙蔵

授読助

為先人、臣者以進讓言為任卜相見得、晉平公問叔向曰 廿一日ヨリ今日之至爱建言弐拾一通、 之不顧微躯、忼慨悲歎ニ迫リ、過憂慮既已、去亥正月 国之患孰為大、対曰、大臣重禄不諌、小臣畏罪不言下 拝見仕、又書曰、木従縄則正后従諌則聖夫人主者以納諌 華山天皇詔曰、至如破家為国面折尸諌ハ是朕之願也 暫忘也、国家有憂楽、 烈之士不太尠、愚臣ハ頑懦且奮起悲愴憂念、而未嘗能 仕候儀、恐惶戦栗鎮謹合掌伏拝泣血淋滴、夫外忼慨義 愚臣ハ井底之癡蛙、過憂慮悲歎哭泣之事情ヲ以テ建言 情不上通、此患之大者也ト相見得、愚臣性賦魯鈍愚昧 則如有我家我身、往古、 太政官へ弐通

間、 散、 実、 五通、 御下ケ相成候テハ、下情不上通空虚相成候ト多可有御 建言ニ、御採用被為在為被成下、似合之義モ御座候ト、 御前へ上訴旧御側役ヲ以テ三通、御楼門上書箱ヨリ拾 ニ建議奉歎訴候 数万之人民夜分ニテモ言上可仕、今通御楼門へ上書箱 時如泮憂念內心歓喜罷在、其中尚書弼征二相見得候 政之得失国ノ利害、御藩内偏罹リ候至大至剛之事 何卒已来諌鼓被召建被下度奉歎願候、今般歎訴之 有欲遂不諱之詞無隠之議ハ、乃先年御廊下辺へ落 両御丸鳴子口之間へ奏鞍被掛置被下候ハ、御藩内 悸然赤面流汗震慄惶懼之意惴々奮訊シテ、以テ左 旧使坊主開封為仕哉ニモ、内々承及候事モ御座候 兵器方へ壱通建言仕候、中旧御側役ヨリ差上候

> キ、別テ被為叶 ウ宗多他人ニ勝レ、其外万御使事等走廻り達者之働ラ 変海、彼地御陣営中向敵ヲ狙撃、或ハ突伏切伏、其戦 衆中之中ヨリ又被召撰、弐十人衆ト相唱、御同艦ニテ 衆中之中ヨリ又被召撰、弐十人衆ト相唱、御同艦ニテ

同前候者代々座附士被仰付、御城下平・加治屋町其外供被仰付、諸所之戦功ヲ以士へ御救免被仰付、其子モ自宅へ御預ケ被仰付、其后關ケ原御合戦等之御秋モ御御思召、又走衆ト改名被仰付、其後御帰陣御道具直ニ

右同様被召撰候中之弐十人衆・走衆戦功無御座者ハ、右通諸所之戦功ヲ以被召出候者ハ、右通座附士被仰付、士御切米差上候ハ、表方奉公勝手ニ仕来之由相見得候、中由、物頭役之儀、慶長四五年ノ比被召建候由、座附改名被仰付、又小頭役ト相唱、足軽五人之頭ヲ相勤為

御目見諸御礼申上候節ハ、当分之士族同様御敷居上ニニテ、

吉貴公御在世ニ至リ、足軽ト名目被仰付、当分ノ足軽

夫形ニテ御道具衆被仰付、

其後定衆同心ト唱来

久保公於彼地御卒去御報知、直ニ御舎弟不去、御同艦ニテ渡海、其後文禄二年癸巳九月八日、不去、御同艦ニテ渡海、其後文禄二年癸巳九月八日、八外城衆中之中ヨリ被召撰奉供被仰付、寸隙モ御側ヲヘ、武勇勝レ、走廻リ山坂嶮岨達者成者ヲ、鹿兒島士又、武勇勝レ、走廻リ山坂嶮岨達者成者ヲ、鹿兒島士又、、武勇勝レ、走廻リ山坂嶮岨達者成者ヲ、鹿兒島士又

兵器方附士、往古発起旧記家記ヲ以渉探索候処、

文禄

元壬辰年、

高麗朝鮮国等へ中古

諸方へ被召置、知行高拾二石宛被下置、其後御道具衆

「島津吉貴」 テ申上来候処

分直ニー同ヨリ、御目見諸御礼申上候様被仰出候筋旧記ニ相見得、其時総州公御在世座附士之儀ハ、御敷居下ニテ

候へ共、御先代様被召使候御同様被仰付被下候様、歎願為仕由

大士格二ハ為相成義ニ御座候、先般 御一新尓后、間表軟件候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其過難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其通難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其過難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其過難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其過難被仰付候間、至後世願申出候様御達シ相成筋、其御当君様思召ヲ以、為被仰付儀ニ候へハ、此涯以前之人士格ニハ為相成義ニ御座候、先般 御一新尓后、

朝廷御布告之表ニモ、士族・卒・庶人ト拝見仕候間、中

公仕候、乍併如元士族ハ不被仰付候、愚臣事ハ先般越

付候処、

其後三旬程相立御救免被仰付、

当分御軍治奉

何卒先般旧福昌寺役人町田・鎌田・藤島三家之義、其古以来右様御人撰御召使士族御格式之者共御座候間、

相付、御奉公筋諸士同様被仰付被下候様数度差出申候仰付被下候様、積年忼慨悲歎之折柄、歎願書旧組方へ外付被下候様、積年忼慨悲歎之折柄、歎願書旧組方へ外相勤来、致隱居候節ハ、二男ョリ役人家致家督、三人相勤来、致隱居候節ハ、二男ョリ役人家致家督、三人相勤来、致隱居候節ハ、二男ョリ役人家致家督、三人相前来、致隱居候節ハ、二男ョリ役人家致家督、三人相が不過直士之内ョリ、

一代士族被仰付置候者モ士族被免、御奉公方モ不被仰歎願幾度モ仕候へ共、御吟味不相付、却外明篇士辰之御牙、二男以下都テ与入并御奉公方、其外何篇士族之御牙、二男以下都テ与入并御奉公方、其外何篇士族之御牙、二男以下都テ与入并御奉公方、其外何篇士族之御牙、二男以下都テ各方所之事奉存候、既二一昨年、積候二付テハ、右三家同様之事奉存候、既二一昨年、積度二付、御吟味相成候処、以前諸士同様之御取扱被仰付二付、御吟味相成候処、以前諸士同様之御取扱被仰付

外無御座候間、

何卒格別々々ノ

候、此義ニ付テハ、幾度モ恐惶戦栗一命ヲ抛奉歎願候

(仰付、実ニ案外罷成、愚臣事、去四月方ヨリ愈全快仕、 中村、実ニ案外罷成、愚臣事、去四月方ヨリ愈全快仕、 大下病席号哭涕泣罷成、尤出兵已前兵器方附士之儀、 一同被為還復中古被下候様、此一事ニ付テモ御楼門上 一同被為還復中古被下候様、此一事ニ付テモ御楼門上 一同被為還復中古被下候様、此一事ニ付テモ御楼門上 一同被為還復中古被下候様、此一事ニ付テモ御楼門上 一回被為還復中古被下候様、此一事ニ付テモ御楼門上 一回被為還復中古被下候様、此一事ニ付テモ御楼門上 一回被為還復中古被下候様、此一事ニ付テモ御機門上 一回被為還後口へ出兵被仰付、去々年三月凱旋難病煩脳治療勉強

被為遊、士民之悪所ヲ御悪被為遊、勢、悲歎哭泣罷成申候ニ付、仰願ハ士民之好所ヲ御好族ト卒トノ中間ニブライトマタカリ、一同不安堵之形朝廷御布告通公然士族之御取扱被仰付被下度、当時士嘗極知僭踰無所逃罪罷成申候ニ付、何卒合掌百拝、

歎願仕通被仰付候上ハ、是内之通被仰付被下度奉歎願テハ不便之至、又候御救訴言上仕儀案中奉存候ニ付、被仰付被下、一同愚昧之附士共、俄ニ困苦ニ落入申候相付御奉公仕来申候付、御奉公等之儀ハ一往是内之通御思召ヲ以御憐愍被成下、一同旧来ヨリ是迄兵器方へ

卸蚤系皮戈ド、日来無地御仁恵ヲ以愚臣心中

御洪恩之程、生々世々忘却不仕、以来猶亦如何様之儀御賢察被成下、旧来無此上

ニテモ

砕身命限り相働候様、一同議論相加申度、屹度改心肝御国家(天下之御利益相成候様、力之及候丈ハ、粉骨

銘仕、永久

不調法之罪ハ難遁、如何様被仰付候テモ、聊奉恨義毛秋則尓后莫成焉、故只管不顧恐斯歎願申上候義、嘗全体

御洪恩ヲ奉報度奉存候、偏公議百方不決、

於此一

新之

一同安堵仕、平和之心底ヨリ出精奉職仕候様被仰出被頭無御座候間、何卒御一新之御秋ニスガリ、以来附士フ書を「そりノ美シー女作れる仲作のフォー甲屋们書ヨーフ書を「そりノ美シー女作れる仲作のフォー甲屋们書ヨー

へ、祈誓歎願申上候、天照皇太神宮ヲ奉初、仰天合掌伏拝、日本之御神々様

下度、

願ハクハ、 上ニオヰテハ、即時神罪ヲ可蒙、愚昧之赤心何卒仰キ 天神地祇モ御照覧被為遊、万一於此義毛頭モ偽リヲ申

犯万死奉歎訴、誠実深意之程宜御執成被成下度、惴々御賢察被成下、願意徹底仕候テ御採用被為遊被成下度、

,

共、一昨年知政所へ相付歎願仕候処、忠臣カ不忠奉歎訴候、尤外附士一同誠実同意前之事御座候へ何卒哭泣悲歎差迫り候愚臣ニ御座候ニ付、幾度モ訴候、外ニモ段々相見得候へ共、事多故差上不申、訳前御取扱振被仰出候御書付写壱通相添へ、奉歎以前御取扱振被仰出候御書付写壱通相添へ、奉歎

候ニ付、奉歎訴候、頓首々々百拝欽言、斟酌仕、且愚臣事、嘗国家之事実憂患愴々罷成居断然仕、愚臣一人ニテ附士一同之実意ヲ得ト勘考臣ニ相成、却テ罪過被仰付候ニ付、畏罪連名連判

兵器方附士

授読助

池端拙蔵

明治四年辛未六月十三日

平 清宗(花押)

— 138 —